

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>各地域で独自に整備拡充されている民間の通信網に対し適切な投資を行うか、または必要な設備を国で用意し、その運営を民間企業や、自治会、町内会などへ委託するといった方法で基盤整備を推進することがよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>この場合、自治会や町内会に対しては設備の運営を規約に含め、運営することによって国からの補助金が交付される仕組みと、運営者の教育、資格取得などに対する支援が必要になりますが、これによって超高速ブロードバンドの運用やトラブルに対応は、より地域に密着したものになっていくと考えます。</p> <p>また、通信速度上の問題を抱えますが、無線通信システムの拡充により未整備エリアに対する通信環境を補完するべきであると考えます。</p> <p>地域へのブロードバンドの展開と同時に、各拠点に高速ワイヤレスアクセスポイントを整備することによってモバイル通信における環境も整備できると考えられます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、それらの設置にかかわるイニシャルコストについて、国が直接ユーザーにアプローチできる形(助成金等)で割戻しを行うべきである。「低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化する」の前段において、「低廉な料金」のための「事業者間の競争」は避けるべきことであり、「事業者間の競争」で重要なことは「低廉な料金」ではなく、ユーザーに対するサポート力ではないだろうか。</p> <p>また、「低廉な料金」ではなく、「新しい技術や考え方」を用いた「適切な料金」のガイドラインは研究機関が協力して算出し、公表すべき金額ではないだろうか。その上で、利用者が適切に支払うことのできる金額が設定されるべきであると考えます。</p> <p>そういう意味では、ハードウェア、ソフトウェア、運用の各フェイズで担当すべき組織が専門化していくことは好ましい傾向であるかもしれない。現実的には現在の一部鉄道会社の経営や資産管理が必要な企業ではそのような動きがみられる。</p> <p>また、NTTのあり方については各地域サービス会社を、地域密着にすることにより数を増やすとともに雇用機会の増加に寄与するべきであり、西日本、東日本の各電信電話会社は小さな組織として一つに統合集約するべきだと考える</p> <p>高速ブロードバンド(箱)が完全に整備されても有効に利用できなければ、無駄な投資ということになると思う。</p>

それらの設備を有効に利用できる人材と、有効に利用できる構想、そして部品が必要である。

普段から利用できるモバイル環境の生成もまた、高速ネットワークのさらなる利用に拍車をかけることになる。

モバイルポイントがあちこちらにあれば、無線 LAN による IP 電話での無料、または極低価格に近い通話サービスが生まれることになる。そういった新技術や、既存技術の開発や改良、展開に、国は資金を投じるべきではないだろうか。

超高速ブロードバンドの利用率を向上させるために、低廉な料金で利用可能となるような事業者間の競争を活性化するのは無く、利用環境と利用者のモチベーションの向上が重要ではないかと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	社団法人 情報通信エンジニアリング協会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>「「光の道」構想実現に向けて」(2010年5月18日)によれば、「2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用」する社会の実現を目指すこととしており、その実現のためにブロードバンド基盤が未整備のエリア(10%)では、光による超高速ブロードバンド基盤(100Mbps以上)の整備が必要であるとしている。</p> <p>「すべての世帯でブロードバンドサービスを利用」の視点で言えば、日本に比べて光整備率が遥かに低い諸外国において、多様なブロードバンド基盤(光、メタル、同軸、無線等)を用いて、電子政府、教育、医療等のICT化を実現していることから、必ずしもブロードバンド基盤の整備を固定網のそれも光に限定する必要はないと考える。要は今後の更なる技術革新の進展とサービスの多様化に対して国民がその提供方法を自由に選択できるよう配慮することが重要である。</p> <p>また、基盤整備はブロードバンドサービスを提供するための「手段」であって「目的」でないことから、国民が利用できるブロードバンドサービス、特にユビキタス社会を実現するうえで先導的役割を果たす政府、地方自治体が行うICTによる行政サービス等の導入時期を明確にしたうえで、そのサービスで必要となる伝送容量等を勘案しつつ超高速ブロードバンド基盤を必要かつタイムリーに整備することが適切であると考えている。</p> <p>よしんば、光の整備を全国津々浦々に義務的にかつ整備完了時期を示して行うのであれば、「すべての世帯でブロードバンドサービスを利用」を国策として位置付け、ICTによる行政サービス等の導入とセットでIRU方式等により基盤整備を行うことが適切な手法であると考えている。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の</p>	<p>(利用率)</p> <p>利用率向上として、「公正競争の一層の活性化(NTT組織形態の在り方含む)による低廉な料金」を掲げているが、低廉な料金は利用率を向上させるためのひとつの要因ではあるが、料金が最大のボトルネックとは言い難いと考えている。</p> <p>利用率の低さは、①キラーコンテンツの不足、②ICTによる行政サービスの未整備、③若者を中心とした生活様式の変化(固定通信離れ)、④高齢者世帯の増加、⑤既築ビル・マンシ</p>

在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

オン等における配管等の不備・未整備、⑥ビルオーナー・マンション理事会等の光導入未許可等も重要な要因と考えられる。

また、利用率を光に限定するのではなく、多様なブロードバンド基盤の利用も考慮すべきであり、ブロードバンドサービスを生活様式等に合わせて何時でも何処でも使える状態を作り上げることが重要である。

単に「光の利用率という数値」のみに着目するのではなく、実態的なブロードバンドサービスの普及・利活用の視点で整理すべきと考える。

(NTT 組織形態の在り方)

「NTT 組織形態の在り方」を検討するにあたっては、公正競争確保の視点に加えて、①事業者間競争の在り方、②ネットワークの品質・信頼性確保(通信の品質・セキュリティ、設備の保全・維持、災害復旧など)、③グローバル競争への対応(世界レベルでの技術開発、標準化・デファクト化の推進)等を含めて広範な議論・検討が必要であり、特に情報通信分野の国際競争力を高めることは、日本経済の発展・活性化に寄与することから、国内競争の視点のみでなく国際競争力の視点での議論は欠かせないと考える。

さらには、設備とサービスを分離して運営することは、分野は異なるが諸外国の前例(米国カルフォルニアの電力危機、英国鉄道施設保有会社(レールトラック社)の破綻)からも決して利用者にとって有効な施策とは言えず、技術革新のテンポが速く、ブロードバンドサービスの多様化・高度化が急速に進む情報通信分野において、日本の国際競争力を衰退させる要因になりかねないと危惧する。

いずれにしても、「NTT 組織形態の在り方」は、多面的かつ慎重な議論が必要であると考えられる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
-------	-----------------

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	CATV 会社はこれまで地域の情報通信インフラに関し、設備構築リスクを受け入れながら提供してきた。その結果、地域に根ざし、地域に受け入れられ、地域に必要不可欠な存在となっている。しかしながら現時点での構想内容はこういった事業者に対する配慮が欠けているのではないかと考える。よって本構想はまずスケジュール有りで拙速に進めるのではなく、その影響度について、なお一層の慎重な検討、議論が必要ではないかと考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 コアラ
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 光にこだわらず、初期費用が安い ADSL 等で先ずは行うべき。現実的であるべき。 ただし、その際、全国一律の NTT の設備借用料ではなく、ルーラルエリアの安い土地代などを積極的に反映させた、借用料金等を適用させ、地方の運用効率を上げられるよう指導して欲しい。 そのような光に頼らない安価な技術開発の支援を。</p> <p>2. 光に頼ると、結果的に、NTT や公的資金が投入されている地方 CATV 事業者に、更なる追加の国家支援となりかねず、他の事業者と不公平な扱いとなりかねない。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>1. ある程度の低料金は必要だが、競争を、国を挙げて低料金化を煽ることで、「全国一律の安価・大量生産型・東京一興支配型のチープなブロードバンド」が普及することによる“地方ネット文化の消失”を懸念します。 ネットは、地方から発信できる数少ないメディアですが、それを地方の声、弱者の声が反映されにくい形態で、東京の大手会社が一方的にコントロールされると、全国が画一的なネット文化になりかねません。 以前は、地方の ISP がネット文化の集結・発信拠点でしたが、そのような地域ネット文化が発展されやすい競争政策を求めます。 そのためにも、NTT 自体のサービスの低価格化を促し、その上の ISP やコンテンツサービスが成立しやすい政策を行い、かつ、東京と地方では何らかの仕組みで地方が生き活きとできるようなネット政策の工夫を。 (東京に比して地方の人口減少は顕著であり、そこで交流人口を増やそうと取り組んでいるが、そのためには、地方自体に多少のゆとりのあるネット発信力が必要)</p> <p>2. かといって、これ以上、地方の CATV 局に公的な支援を入れるのは反対。初期の CATV 建設費や ISP 関連設備費など、ほとんど公的な資金で作られており、これは公平だろうか？ さらに、テレビのデジタル化予算は、結局、地方の CATV 局に還流しており、今後のその運営費も、地方行政からある程度入り込むことが期待されるであろうが、これは公平だろう</p>

か？

CATV 事業者は、デジタル TV の中にネット事業を含んで全体としての採算性を見ながら地方行政と協調(?)すると思われ、ネット事業者には難しい存在。また、CATV 事業者は本質的にネット事業者ではなく、地方のネット文化の担い手の方向には向かわないようだ。

3. NTT は、まずは、電話加入権を返してから次のことを。一方的に、加入権を棒引き(?)して次の事業に取りかかるのはたいへんおかしい。

その間、子会社の NTT ドコモは、海外(米国)投資で1兆円の損失を上げるなど、まったく納得できない。まずは、加入権を返した後、次の段階に行くべき。

特に、ブロードバンドを立ち上げて来た初期の ISP 事業者 (NTT では無い)はたいへんな数の加入権を購入しているのであって、それを返却することが、少なからず公平な立ち位置に近づくのではないか？

4. NTT の規模大きくなれば世界と戦っていける日本を代表するネット企業(通信企業)になる、と、思われているようだが、そうだろうか？

ホントに世界に互する事業者になるのは、利用側に沿った社会システム(ユーズウェア)を考える力のある人材とそれを活かす組織によるのであって、ある意味、NTT をたくさん、小回りの効く、小企業に分割する方がよいのではないか？

統合されれば、その大組織の長はベンチャー力や、技術力が劣った峠を過ぎた(?)人材がトップとなり(かつ、毎年順送りでもその程度の人ばかりになる)、かつ、自らが利用者立場にはなり難い組織人達が NTT を率いるのであって、NTT ドコモの 1 兆円損失と同じ結果を産み出しかねない。

あるいは、過去、NTT と郵政省が JUST 手順通信を推進したが、我々市中人は無手順通信を推し進め、それが世界標準になったし、キャプテンに対してパソコン通信もそう、個人利用のポケット通信も NTT 製品はどうとう使えず、民側からのものが先に標準になったし、インターネットも NTT は当初取り組まず我々が先導。ADSL も我々が先導。ダークファイバー貸しも NTT は後塵を拝した。

そのような、企業が日本のトップ企業であることはちょっとキビシク言うようだが、日本の未来が危うく思える。

そのような判断を常に間違う組織を再度育てることになりかねない NTT 大規模化は、先祖返りであり、国益を損なうのではないだろうか？。

(ADSL の普及の歴史を見ればよくわかるのでは？ NTT が日本のブロードバンド進展を遅らせた大要因。したがって、アメリカや韓国に先にブロードバンド利用文化が育ち、日本はそ

	<p>れらを購入して使うという構図に陥ってしまった) 多くの独立した、自ら決することができる範囲の小企業に 分割すべきではないだろうか。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	沖電気工業株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。</p>	<p><総論> 未整備エリアの基盤整備を早期に進めることに賛成します。</p> <p><基盤整備の在り方について> 現在の未整備エリアは、整備に多大なコストがかかる地域が多く、各事業者が経済的合理性に従った結果として整備が進んでいない側面が強いと認識しています。残り約10%の整備を進めるに当たっては、原則として民間主導を進めることが望ましいところですが、早期整備のために必要と判断される場合は国の予算措置を含めた政策的誘導が有効であると考えます。また、使用される技術についても早期整備の視点で有効であれば柔軟な対応を可能とすべきと考えます。</p> <p><民間による整備の促進策について> 不採算地域への設備投資に当たっては、公的支援や税制上の優遇措置を加える等により、民間事業者にインセンティブを付与することも有効であると考えます。</p> <p><政策的誘導について> 現在の未整備エリアの基盤整備は、その事業規模が大きくなると考えられます。「公設民営」の手法を用いて整備を推進するに当たっては、必要経費に応じて国の交付金・補助金等の額を柔軟に決定するなど、地方公共団体への過大な負担を軽減させるための制度が必要だと考えます。また、保守・維持の経費についても、国が適切な支援策を講ずることによって、整備後の運用の安定化を図ることが望ましいと考えます。</p> <p><使用される技術について> 早期に目標を達成するために、一定の要件を満たす経済的な代替手法の活用も視野に入れ、それらを柔軟に適用しながら整備を促進することも有効だと考えます。</p>

<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>ICT 利活用の推進による生産性の向上、豊かな社会の実現に向けた環境整備も含め、利用率を向上させていくことに賛成します。</p> <p>電気通信分野の健全な発展のためには、設備競争・サービス競争に加え、利用者利便向上のための技術革新も重要であると考えます。</p> <p>また、早期に利用率向上を図るために、政策的誘導措置として国民にサービス加入等へのインセンティブを与えることも有効であると考えます。(例:エコポイント類似の制度創設等)</p>
---	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	UQコミュニケーションズ株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアは主として事業採算性の無い条件不利地域であることから、十分な公的支援の下で整備されることが望ましいと考えられます。この際、超高速ブロードバンド基盤整備のためには、「光ブロードバンド」だけでなく「ワイヤレスブロードバンド」もコスト面や設備効率性等の観点から有効な手段の1つとなります。</p> <p>弊社で現在提供しているワイヤレスブロードバンドサービス「WiMAX (IEEE802.16e)」の高度化サービスである「WiMAX 2 (IEEE802.16m)」は下り330Mbps、上り110Mbpsという光サービス並の高速伝送が可能な仕様となっています。このような高速ワイヤレスブロードバンドサービス提供のためには広帯域な周波数が必要であることから、新たな周波数の割当てを検討頂きたいと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>「いつでも、どこでも」「屋内・屋外シームレスに」利用できる高速ワイヤレスブロードバンド環境の整備が新たなニーズやサービスの創出を生み、結果として超高速ブロードバンドの利用率向上にもつながるものと考えます。弊社では様々なMVNOに対してワイヤレスブロードバンドネットワークを開放することにより、多種多様なサービスが創出されていることから、「光の道」構想においても様々なプレーヤーが参入できる競争環境の整備が重要であると考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	財団法人 日本電信電話ユーザ協会佐賀支部
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアの対応は、全額公的予算で対応することが望ましいと考えます。地域毎に事情が異なると想定されるため、整備計画や方針は地域に一任し、国としては地域に対する補助金などを拠出すればよいのではないのでしょうか。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>NTTは分社化以降、組織形態が複雑となっており、ソフトバンクやKDDIのような通信サービスのワンストップ提供ができない状況にあり、我々のような企業ユーザから見た利便性や対応品質等の観点から、これ以上組織や機能を分割することは得策ではないと考えます。むしろ、極力、組織統合してほしい。</p> <p>例えば、最も迅速かつ正確な対応を期待する通信トラブル発生時の対応は、県跨りかつ複数多拠点に分散する企業ユーザにとって自社のLAN・WANシステムを熟知するシステムエンジニアとサービス提供事業者の設備・保守部門が一体となって対応することが望まれるが、例えばNTTの営業部門と設備・保守部門を分離すると、対応窓口がローカルの設備・保守部門単位となるなどが懸念されます。</p> <p>超高速ブロードバンドは企業ユーザも導入しているため、企業ユーザの視点での検討が必要ではないのでしょうか。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	九州電電同友会
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	通信産業は、通信キャリア、CATV、電力事業者と様々なプレイヤーがあります。未整備地域に対するサービス提供は、事業者インセンティブを働かせることが重要なため、公的予算で整備し、各事業者の公平負担を義務化した上で、事業者が借り受ける現行のIRU方式が最も優れていると考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	通信分野は、無線や放送と融合が進み、世界的な競争がますます進展すると想定される。その技術開発リーダーはNTTであるが、今迄の経緯及び競争社会におけるNTTの役割等は各事業者に理解されていない。従って、国内の現環境にとらわれ、NTTに対する規制をさらに強化するような動きは、日本の通信産業そのものの弱体化につながると想定されるため、目先の光の整備計画にとらわれすぎず、NTTが販売・設備・保守全ての分野で分断されずに一体的に強みを発揮できるような組織形態を議論すべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>このたび、貴省が「光の道構想」についての意見を公募されているのを知りましたので、日ごろから考えていますことを要約し募集に応じさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>課題として挙げられている「超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態のあり方も含めて、この点をどう考えるか」に対して、ソフトバンク社がこれまでに述べてこられました主張につきまして、私としまして二つの点で意見があります。</p> <p>まず、第一点目です。現場で教育に携わる者として「教育分野でITを導入すれば、教育の質の向上につながる」という単純なものの考え方には、大いに疑問を持っています。</p> <p>「電子教科書」や「電子黒板」の活用も言われていますが、はたして、生徒の学力向上に資することになるのでしょうか。結論から言いますと、それらの活用によって現在危機的な状態にある生徒達の学力の基礎・基本力を確立し向上させる、あるいは生きる力を涵養できると考えるのは無理があるのではないのでしょうか。少なくともあまり大きな効果は期待できないでしょうし、逆効果になる危険性もあります。</p> <p>あくまで受動的な意味においてではありますが、今の生徒達にお仕着せの画一的な教育コンテンツを見せて分かったような気持ちにさせるのは、結果として本当に大切なものを彼らからそぎ落としてしまう危険性が高いと考えています。本当に大切なこととは、現実を実感し、現象の奥にある本質的なものを体感していく、リ</p>

リアルな「触感」に基づく教育なのです。化学分野で言えば、試験管を振ったり、反応熱の出入りを直接皮膚を通して感じとったり、自分の手で計量し誤差の概念を操作を通じて体得するといったことです。試験管一つ万足に振ることもできず、溶液の混合や加熱、沈殿物の析出過程の観察や分離もままならない生徒達が大多数である現状への不用意なITの導入は状況を更に悪化させる可能性さえ危惧されます。このことをまずきちんと認識するべきであります。良かれと思ってしたことが教師と生徒の心の琴線がふれあう機会を希薄にし、直接リアルなコミュニケーションの場を奪いかねないのです。

電子教科書はどうでしょう。否定するわけではありませんが、便利さの中に大きな落とし穴がありそうです。教科書がどのような形式になろうと、魔法のような教科書など期待できるものではありません。学習とは何かということに深く思いを寄せれば、実際にそれを使っただけの学習効果もおおいに疑問です。使い勝手がよく膨大なデータとリンクしている教科書は確かに魅力的なものです。利便性を否定するつもりは毛頭ありませんが、内容が充実しておればおそれるほど、読み手の想像力を希薄にしてしまうことも多いのです。

電子黒板はどうでしょう。教える立場から言いますと、教師が生徒の反応を見ながら必要と思われることを黒板にひとつずつ書いていき、生徒は教師の考えていることや頭の使い方を感じ取りながら、各自のペースでノートしていく関係が重要なのです。そうすれば内容の意味がより深く頭に入ってくるのです。電子黒板に事前に用意した内容を表示しても、生徒は美しく整理された情報の洪水をただ眺めているだけになる可能性があります。

そもそもデジタル教育コンテンツは、各生徒の習熟レベルに応じて学習を進めていく「公文式」的ドリル教材や早朝、業間、放課後の自習や補充、あるいは、おさらには適当かもしれませんが、個性がある生徒たちがクラスルームで互いに関わりあいながら学ぶ場では、絶対的な必要性は感じません。将来的に、教育のあり方やシステムが新たに構築されれば、IT機器とデジタルコンテンツを総合的に活用した教育が有効なものとなる可能性は否定しませんが、現状ではうまく活用されるとはとても思えません。現に、今年景気対策として、高等学校ごとにそれぞれ何十台も配置していただいた、50インチディスプレイとそのシステムはほとんど活用されておりません。普通教室に設置すると邪魔になるので特別教室の後ろに放置され埃をかぶっている有様です。このケース同様、デジタルコンテンツを活用した教育のための機器等を導入することになっても、教室の片隅に放置された「不要品」になってしまう可能性が大きいのです。先のディスプレイに使った予算を別な目的に使えなかったのかと悔やまれてなりません。

次に、第二点目です。「NTT東西からアクセス管理会社を設立し、計画的・効率的な光インフラ整備を推進するべきで、管理会社は公的資金の投入なしに採算性の確保も可能」との意見もソフトバンク社から出されていますが、採算性の検証はともかく、そもそも以下の観点から不適切なものではないでしょうか。

一民間企業にすぎないNTTに、国家の根幹である光通信インフラ全体を構築する責任を押しつけるのは、自由主義あるいは資本主義の考え方と相容れないものであります。NTTに対して、今日までの企業努力を我々のためにはき出せという要求をしているように思えます。見方によっては不当な要求のように感じるのは私だけでしょうか。このような要求は、発展性のある情報通信業界で大きな役割を担うべきNTTの事業活動の活動意欲・インセンティブを奪い、公社化させてしまう可能性もあり弊害が大きいといえます。

光通信インフラ全体につきましては、携帯事業者も含めて、各通信事業者がそれぞれの力量に応じて設備を構築し、様々なサービスを提供する中でユーザ獲得競争を展開することが事業への活力の源泉になると信じます。ユーザにとって、選択可能な多様なサービスが存在する世界が健全な社会と考えます。「光の道」の構築をNTT一社に委ねることで、NTTの設備仕様の制約を受けたサービスしか提供されなくなることは危険な選択です。最悪のケースを考えてみましょう。「光の道」の構築をNTT一社に委ねた結果、そのサービスが国際水準に遅れることになれば、日本の通信網は「ガラパゴス化」してしまうかもしれません、このリスクに対し一体誰が責任を取るのでしょうか、よく勘考すべきです。

NTTだけでなく、電力系事業者等の設備も含めて、既存あるいは今後整備される光通信インフラをいかにネットワーク化し…電力におけるスマートグリッドのように…全体として活用していく方向性を持った提案であれば、まだしも理解が得られるのではないのでしょうか。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	光、使っていますが、国の事業として全世帯にという利点がよくわかりません。 知らない人も多いような気がします。パソコンに触ったことのない高齢者の方にも理解できるような説明がもっといろいろなところで聞くことができる、読むことができる方がよいのでは。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>競争環境のもとに民間主導で整備すべきで、IRU方式による公設民営方式、公的支援を活用しつつ整備すべきである。光アクセスに特化した会社により整備・運営していくことは、経営に柔軟性がなく、必ず非効率でコスト高になる。</p> <p>メタルから光ケーブル化への移行は地球環境の面からも推進すべきであり、設備の切替に当たっての各種の税務面での支援策、公的な資金援助策を導入すべきである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>日本では世界的に最も低廉な料金でブロードバンドサービスが提供されており、光によるV6技術を民間主導で標準仕様に行っていることをもっと評価すべきである。規制を排除し、サービス競争を促進することにより更に利用料金の低廉化が図れる。</p> <p>NTTの経営形態の以前の問題として、電話を前提としたユニバーサルサービスを見直すとともに国民に理解し易いビジョンを示し、競争条件を整備すべきである。光アクセス網を保有する事業者は数々あり(通信事業者、電力系事業者、CATV、国・地方自治体など)、技術的な条件を整備してこれらの設備を開放すべきである。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	エヌ・ティ・ティ・コム チェオ株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>弊社が受託している販売業務において FTTH の販売も取り扱っておりますが、事業者間の料金や契約時の特典競争が激化しており、お客様の料金負担は確実に軽減傾向にあります。</p> <p>しかしながら、FTTH は契約したもののサービス等が少なく利用する価値が低い、といったお客様の声を頂くことも多く、FTTH の価値を普段の生活の中でお客様にどう体感していただくかが大きな課題であると感じております。そのためにも電子政府、教育、医療を中心とした生活に密着したコンテンツやアプリケーションの充実こそが、お客様が最も求められているところであると考えます。</p> <p>さらに FTTH の販売のベースとなる PC の需要がスマートフォンや iPad のような多機能携帯端末の需要に押されつつあり、固定系よりもワイヤレスブロードバンドによるサービス利用の需要が高まりつつあります。今後はブロードバンドに対する利用者のニーズを考慮し、FTTH のみならず、ワイヤレス等の技術・サービスの一層の発展により、多様なアクセス手段によるブロードバンドの実現が必要かと考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>○ 未整備エリアは、山間地や離島のような過疎化が急激に進んでいる地域が相当含まれているものと思われる。青壮年の減少、高齢者の増加、独居老人の増加、空き家の増加など集落の構成要素上から、また、地震や大雨などによる山間地の大規模崩壊など災害発生への対応上から総体的に捉えるとブロードバンドサービスに対する地域のニーズ、住民のニーズは都市部と違ったものがあると思われる。また、経済合理性の観点から、災害に対する信頼度からも山間地に於けるブロードバンド基盤整備は、FTTHを基本とするのではなくBWA（無線ブロードバンド通信システム）を基本とする考え方が必要ではないかと思われる。</p> <p>○ BWAとした場合、ケイタイ端末を使った災害情報の一斉配信やテレビ電話での健康確認、安否確認など多様なサービスを行政側から提供することが容易になるものと思われる。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ケイ・オプティコム労働組合
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>“「光の道」100%実現”に賛成の立場で、意見を述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備の在り方について <p>採算地域に対しては、従来通り事業者間の競争により、整備を進めるべきだと考えています。</p> <p>不採算地域に対しては、従来通りの各自治体補助による整備、および新たな公的支援の枠組みを用意し、早期に100%実現を行うことが必要と考えています。</p> ・規制緩和など <p>整備の際に時間が掛る要因として、道路や河川などの官地占用許可や民地の承諾が挙げられます。これらの処理を簡素化することや、国の介入による解決など、早期に整備を支援する仕組みづくりが必要と考えています。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>最初に、利用率向上策についての議論が、NTT組織形態の在り方まで話が飛躍しているため、こちらについては全く別の議題とすべきであると考えています。</p> <p>まず、利用率向上については、“基本的方向性”にて極めて重要な課題と位置付けられている医療、教育、行政等の分野における各種規制見直しによる、ICTの利活用の促進に賛同します。また、料金の低廉化については、有線・無線ブロードバンドの新しいサービスが次々と展開されており利用率が進んでいく中で、各事業者間が熾烈な競争の結果、自然と是正が図られると考えています。</p> <p>NTT組織形態については、NTT東西合併やアクセス部門別会社化といった、全国のインフラ部分を統合する案に断固反対いたします。通信事業自由化後、地域系通信事業者は各地域事情に対応しながら、設備投資リスクを負い、サービス競争に参加し事業推進してまいりました。そのような中、電電公社時代からのブランドイメージや信頼感を引き継いだ統合インフラ会社が誕生すれば、再び通信事業自由化以前の状態に時計の針を戻すこととなります。その結果、市場支配力の集中化が進み、地域経済を下支えしていた事業者の撤退、ひいては雇用不安に繋がることと考えられます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社S T Net
意見項目	意見内容
はじめに	<p>現在総務省「IT政策に関するタスクフォース」等で検討されている、いわゆる「光の道」構想については、国民生活の向上やわが国経済の発展に大きな役割を果たすと考えられますので、構想には賛同するものです。また5月18日の「光の道構想実現に向けて－基本的方向性－」(以下、「基本的方向性」)に示された基本的な考え方についても、概ね賛同します。</p> <p>しかしながら、実際に「光の道」整備を進めるうえで、具体的な制度設計や運用においてさまざまな点に考慮する必要があります。例えば基盤整備を進めたとしても、サービス、設備両面での事業者間競争が停滞するような状況になれば、期待している効果を損なうだけでなく、中長期的には国民の利用するサービスそのものに悪い影響がでることになります。当社として考える整備のあり方について以下に述べさせていただきます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>(事業者間の公正な設備競争の確保が大前提)</p> <p>超高速ブロードバンド基盤整備においては、まずもって設備面での事業者間の公正な競争状況の確保が大前提であり、そうした設備面での公正な競争が確保されている状況の下で、各事業者がさらなる超高速ブロードバンド基盤を整備していくことが、光の道整備の基本的なあり方であると考えます。この点で5月18日の「基本的方向性」での考え方に賛同します。</p> <p>(より効率的な基盤整備)</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(10%程度)の多くは山間部や離島などの過疎地域であり、民間事業者だけでは整備を行うことは困難な「条件不利地域」です。したがってその整備にあたっては引き続き一定の公的支援が必要だと考えます。</p> <p>しかしながら一方では(利用料金を含む)国民的な負担を最小限に抑えながら効率的に高速ブロードバンド基盤を整備することも重要であり、整備にあたっては以下の施策が有効であると考えます。</p> <p>①有線／無線のハイブリッド基盤の整備</p> <p>山間部等においては住宅などの密集度が低いため、光ファイバー網(FTTH)による整備には巨額のコストがかかることが予想されます。また一方で、国内の携帯電話が1億1千万台を超えて、ほぼ「国民皆携帯電話ユーザ」状態に近づいてきており、あわせて携帯電話インフラの整備も進んできております。</p> <p>したがって「基本的方向性」でも触れられているように、有線と無線のベ</p>

ストミックスによる高速ブロードバンド回線基盤網の整備を進める手法が国民の負担を最小限に抑えるために有効であると考えます。とくに山間離島部においては、高速無線ブロードバンドを中心に基盤整備することが望ましいと考えます。

②「併せ技」による一体的な基盤整備

地方での基盤整備においては、効率的な整備を行うために、例えば、過疎地域における有線電話／有線放送や共同受信組合の設備更新と合わせて超高速ブロードバンドのための光ファイバー設備の整備を行ったり、携帯電話基地局向け回線整備を行う際にあわせて整備を行うなど、一つの設備で複数の目的に対応する「併せ技」整備を行うことを提案します。

③敷設関連手続きの改善

これまでも設備敷設に関連する行政手続きなどの簡素化には政府、事業者とも努力されてきたところですが、引き続き設備を敷設する事業者の工事スピードアップを図るために、道路占用許可など、設備敷設に関する行政手続き等について、申請の一本化や簡素化をお願いします。

(光の道整備に名を借りた設備つまみ食いへの反対)

4月20日に行われた「光の道」構想に関する事業者ヒアリングやその後の報道等を見ますと、前述の公正な設備競争を歪める各種の提案が散見されます。

・例えば、NTTが整備済みの光ファイバー基盤をユーザ単位に貸し出す(いわゆる「一分岐貸し」)方式は、それを借りる事業者にとっては設備を「つまみ食い」することで特定のユーザに対しては安価にサービス提供できますが、そうした設備を全体として運用するNTTや、同様に投資リスクを負って設備を自ら構築しているCATV事業者や地域系通信事業者にとっては、きわめて不公平な競争を強いられることとなります。こうした「正直者が馬鹿を見る」制度は、投資意欲の低下によって中長期的にわが国の通信サービスの発展を妨げる一方、そうした地方で努力する事業者の退出によって地域経済の衰退にもつながります。

さらに「一分岐貸し」を一旦導入しますと、設備・技術面での変更にあたっては設備を共同で利用している複数の事業者とすべての契約者の同意が必要になり、現実的には変更は困難です。これは技術のイノベーションを止めてしまうことを意味しており、ひいてはサービス面での進歩も停滞させることとなります。こうしたことから利用料金の低廉化のみに注目するのではなく、従来どおり設備競争とサービス競争をバランスさせた政策の舵取りをお願いします。

・また同様にNTTの一部を切り出して「アクセス部門会社」を設ける案についても、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事業者は、設備を自ら構築してきたCATV事業者や地域系通信業者に比べて優位な状況に立つこととなりますので、こうした不公正な競争状況を作り出す案は不適切であると考えます。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

(利用率向上と基盤整備)

自治体の整備した公設網の先例では全世帯で利用可能な状況であっても実際に利用しているのは全体の3割程度に留まっていると報道されております。つまり物理的基盤の整備は直ちに利用率の大幅な向上につながるものではないことを意味しております。したがって、基盤整備の問題と利用率向上の問題は切り離して検討を進めるべきと考えます。

(生活関連分野でのインターネット利用の促進)

利用率の向上のためには国民が自ら超高速ブロードバンドサービスを利用したいと思うような利用機会の提供が不可欠です。例えば、パソコン操作を苦手にする方の多いご高齢者にとっても、病院や公的施設に自ら足を運ぶことなく自宅にいたままで医療や介護分野で各種サービスを受けることができるといったような、身近で利便性が実感できるサービスの提供が重要です。

したがって5月18日の「基本的方向性」でも触れられていますように、医療分野や教育分野などにおいてインターネット上でのサービス提供／利用を妨げる諸規制を撤廃し、生活に不可欠な社会手続きをインターネット上で行うようにすれば、国民生活をより便利にするとともに、利用率が相当程度向上するものと考えられますので、そうした規制緩和などを積極的に進めていただくことを要望します。

(サービス面での競争状況の確保)

そもそも「利活用」拡大とは、設備よりも上位のレイヤー、すなわちISPやコンテンツ事業者が提供しているインターネット上の様々なサービスをいかにより多くの国民に利用していただくのかという問題です。そうしたサービス面でも公正な競争が不可欠であることは言うまでもありません。

しかしながら、営業子会社への顧客情報流出問題に見られるように、NTT各社が子会社と一体となって営業活動を行うなど、優越的地位を濫用してサービス分野での競争状況を歪めることのないように、NTT法の趣旨を踏まえて監視することが必要です。

(光の道整備とNTT経営形態議論の分離)

つぎにNTT経営形態のあり方については、光の道整備のためにNTT組織を変更するのではなく、わが国の通信分野における公正な競争状況の確保の観点から検討すべきものです。経済合理性の名の下で再統合を推し進めた場合には、公正な競争が行われなくなり、競争事業者が相次いで退出する事態を招き、最終的には利用者がより良いサービスを受ける機会を失うとともに、中長期的な成長を阻害する結果を招きかねません。

したがってNTT経営形態の議論については、光の道整備の議論とは切り離し、冷静な議論をしていただくよう要望します。

(ドミナント事業者であるNTTに対する規制)

NTTの経営形態についてはこれまでと同様、いかに公正な競争状況を確保するかという点がきわめて重要であると考えます。NTT主要各社は各分野における「ドミナント事業者」であり、そうしたドミナント事業者が影響力を行使して、不公正な状況を生み出すことのないよう、引き続き注視すべきです。その点で前述のような優越的地位の濫用の防止の観点に立ち、子会社まで含めたドミナント規制の運用にするなど、より実効的なドミナント規制が必要であると考えます。

NTT組織見直しにおいても、例えばモバイル／固定や回線／ISPといった異なる分野で統合が行われた場合には、分野をまたがる巨大なドミナント事業者が誕生し、設備・サービス両面において競争状況が阻害されることになり、中長期的に健全な発展にはつながらないと考えます。

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株情報通信総合研究所
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>国民・利用者の利便性を高めるとともに、産業の国際競争力を強化することを目的に、政府が「超高速ブロードバンド基盤整備」の政策(ビジョン)を示すことには賛成。</p> <p>しかしながら ICT 分野における急速なイノベーション(*1)が進む今日、政府があらかじめ特定の技術・設備に片寄った選択をすることがないように注意喚起したい。</p> <p>実現手段たる技術は、利用者の目線により市場での競争の結果として選択されるものである。従って政府の政策(ビジョン)策定にあたっては「技術の中立性」を前提とし、民間(事業会社)は市場競争を前提に競争優位性を考慮の上、自らの意思決定の一つとして最適な技術を選択すべきである。</p> <p>この市場を通じた競争により結果として、最適な技術の普及が図られると同時に、仮に技術等の選択に失敗があった場合にも、その責は国(=国民)ではなく、もっぱら民間(=事業会社)であることも明確化されることとなる。</p> <p>自由主義経済の原則のもと、政府には民間の自由な競争を推進する、事業分野の規制緩和、サービス競争の制約軽減、税制などの環境整備等の政策実現と、現在までにその有効性が確認された市場形成が困難な過疎地等への現行 IRU 方式による施策拡大の2点を要望する。</p> <p>(*1)例えば LTE、WiMAX、WiFi、フェムトセル、マルチメディア放送等の技術革新や、未だ想定できないような技術の出現。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>先進諸国において1980年代から90年代にかけて実施された電話会社の民営化は、株式の一部市場売却、株式上場、政府保有株売却により市場経済の世界に移行しており、既に準公共材として市場経済の中で競争が成立。</p> <p>日本では特殊会社法たる NTT 法が25年間大きな変化がなく、引き続き政府に 1/3 の NTT 株の保有義務と事業計画等の認可を課しているが、</p> <p>①既上場会社であり、2/3 の一般株主が存在し企業価値向上が意識されていること</p> <p>②民営化の進展が産業論的に中途段階にあること</p> <p>の2点を踏まえて、NTT の組織形態については市場経済の原則に沿った慎重な議論を要望する。</p> <p>特に、民間企業のステークホルダーである株主の利益を害することがあってはならない。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	財団法人日本公衆電話会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>私たちは、公衆電話の利用者の便益増進を図ることを主たる目的に設立された財団法人です。</p> <p>公衆電話の利用は減少しているものの、お年寄りや子供たちをはじめ、いまだ公衆電話がないと困るという利用者は少なくありません。さらに地域の安全と安心を考えた場合、災害時等の通信手段として公衆電話は必要とされております。</p> <p>「光の道」構想では、2015年までにオール光化を実現するとされていますが、現時点ではまだ100%メタルベースの公衆電話サービスを、どう確保していくのかが見えません。</p> <p>オール光化にあたっては、停電時の通信用電源をどう確保するのかというような技術的な課題や、電話機更改等の費用負担をどうするかなども含め、地域における確実な通信手段としての公衆電話の必要性を前提とした、慎重な検討をお願いいたします。</p> <p>未整備エリア(約10%の世帯)の基盤整備については、既存のIRU方式も有効な方法として機能していると思われるので、さらに国費をつぎ込む支援策については、利用者のニーズと費用負担のバランス等について国民的コンセンサスが得られるよう、十分な議論がなされることを期待いたします。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率(約30%)の向上を図るには、事業者間の公正競争を活性化することも一つの要素ですが、一企業の組織形態よりは、利用者にとってより魅力的で多様なサービスの充実こそが必要であり、そのようなサービス競争を促進することが大切と考えます。現状の料金水準が普及を阻害しているかどうかは、よく分かりませんが、一般家庭で毎月負担できないほど高額ではありません。むしろ、今のサービス内容では必要を感じないということではないかと思われます。サービスの充実こそが利用率向上の鍵であり、とくに行政や医療関係など、誰もが必要とする分野で、光を利用すると格段に便利になるようにならないと、「光の道」構想が目標とするような、利用率の大幅な向上は難しいのではないのでしょうか。</p> <p>今後は、設備主導ではなく、より一層利用者ならびに国民サイドに立った、オール光化で提供できなくなるサービス・機能をどうするかなども含め、実務上の多くの課題を踏まえた、きめの細かい議論・検討を期待いたします。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアの基盤整備を担う事業者に対して、インセンティブとして公的支援を行うことに賛同致しますが、これに加えて、当該事業者自体が、自己の超高速ブロードバンド基盤に対する需要を創出するための積極的な取組を自ら行なうことも、重要であると考えます。</p> <p>公的支援の検討の際に、合わせてご検討いただきたい点として、未整備エリアの基盤整備を、結果的に単一の事業者が担うことになった場合でも、当該基盤を、多種多様なサービスプロバイダーによる多種多様なサービス・アプリケーションが、公平かつ安定的に利用できる環境が確保されるよう、お願い致します。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>「公平かつ安定的に利用できるブロードバンドアクセス」を実現するため、「光の道」の早期整備に期待しております。「光の道」を利用して提供されるサービスによって、より豊かで、より快適な生活を、お客様に提供することができると考えます。</p> <p>全国で公平かつ安定的に利用できるブロードバンドアクセスを実現するためには、「事業者間の公正競争」を一層活性化する必要がありますが、これについて、次の点をご考慮いただきたいと考えます。</p> <p>(1)ユニバーサル制度の運用</p> <p>全国で公平かつ安定的に利用できるブロードバンドアクセスを実現するためには、ユニバーサル制度の導入はやむを得ないと考えます。</p> <p>(2)公平な上位サービス提供・アクセスサービスのオープン化</p> <p>ブロードバンドアクセスとその上で提供されるサービスが明確に「分離」されること、アクセスサービスがフリーアクセスで利用できることが望ましいと考えます。</p> <p>ブロードバンドアクセス上で提供されるサービスは、ある特定の「条件」に合致する利用者のみが利用できるのではなく、他のアクセスサービスを利用する利用者であっても、利用できることが望ましいと考えます。</p> <p>アクセスサービスと上位サービス(電話・放送等)の「セット販売」が行われる場合、他のアクセスサービスを利用する利用者は、当該上位サービスを利用できず、公平なブロードバンドアクセスではありません。</p>

公平なサービス提供を行うために、特定のアクセスサービス網内で閉じたサービスを提供するのではなく、アクセスサービスをオープン化することにより公平なサービスを提供する、ということが望ましいと考えます。

(3)公平性を維持する措置・規制

NTTの組織形態の如何に拘らず、同社によるブロードバンドアクセスは、「公平性」を維持していただきたいと考えます。「未整備エリアにおける基盤整備」に関する意見としても申し上げたとおり、多種多様なサービスプロバイダーによる多種多様なサービス・アプリケーションが、当該基盤を公平かつ安定的に利用できる環境が実現されることが望ましいと考えます。そのために、基盤整備を担う事業者には、公平性を維持する措置・規則を厳守いただきたいと考えます。

特に、「加入電話の光IP電話化」について、現状提供されているブロードバンドアクセスのサービス仕様では、「集合住宅」の一部において、公平なサービスをご利用いただけず、利用者に不利益を与えかねない状況となっています。これは、集合住宅でも特に分譲マンションで起こりうる事象です。

大きな理由として、次の2点があります。

(1)一戸建て住宅と異なる集合住宅のブロードバンドアクセスサービス加入方式

一戸建て住宅では、住戸毎にブロードバンドアクセスの契約を締結しますが、集合住宅では、必ずしも住戸毎に契約を締結せず、集合住宅全体で同一サービスを利用するため、マンション管理組合と一括契約するケースがあります。

(2)同一集合住宅におけるインフラの共有

集合住宅では、居住者に手軽な料金でブロードバンドアクセスを提供し、また集合住宅共用部内の受入れ設備と住戸内設備を容易に接続するために、同一集合住宅内でブロードバンドアクセスに係るインフラを共有してご利用いただくケースがあり、このような集合住宅は、現状、全国約100万戸にのぼっています。

これは、集合住宅のブロードバンドアクセスが「ガラパゴス化」しているのではなく、一戸建てと集合住宅とでは、ブロードバンドアクセスに求める要求が異なるためであり、例えば、「集合住宅のメリットを最大限に享受したい」という要件があるためです。

集合住宅は、現状、全国に約2400万戸(内、分譲マンションは約620万戸)あり、全国世帯数約6000万戸の3分の1にあたります。しかしながら、今日の議論では、集合住宅について、一戸

建て住宅と同様の視点で検討がなされ、集合住宅は取り残されているように感じます。

このままでは、集合住宅が、「光の道」が実現された際に提供される医療・教育・行政等のサービスを利用できない「陸の孤島」となる危険性を秘めていると考えます。

集合住宅の実態に関する調査を実施いただき、現状を把握された上で、方針のご検討をいただきたく、お願い致します。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	高柳記念電子科学技術振興財団
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>歴史の流れに沿い、地域の特性に適った光ファイバ網の充実が好ましく、それが、中長期的視点から推進されれば、持続性のある光情報ネットワーク構築、光ネットワークの利用効率向上、そして、光情報技術の国際競争力向上に資することは間違いないと考えられている。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>COBRA-2010の統計によると、釈迦に説法であるが、現在、日本の住民人口当たりの広帯域加入者数は、性や、単一モード半導体レーザなど光デバイスの高い研究開発力と製造技術など、そして、中核的通信企業の優れた企画性によるものとされている。しかし、近年、光広帯域アクセスの利用料金が世界一低廉なことに代表される著しい過当競争の結果、研究開発費の削減となって当該技術分野における研究開発力を低下させ、一層の進歩と利便性の向上が期待される広帯域伝送網発展の将来に深刻な影を落としている。かつて米国が、研究開発の世界の頂点にあったベル研究所を、施策によって結果的に消滅させ、研究開発力を大幅に削減し、その回復に苦難の道をたどった轍を繰り返してはならないであろう。</p> <p>一方、問題とされる情報アクセスマインドが弱く経済性に欠けがちな中山間部などへの光広帯域ネットワーク普及へのインセンティブを一層低下させている一要因が、通信回線でTVを即時に見られるのを妨げている法的規制にあるのは常識である。それらの情報アクセスが苦手の住民達にとっても、大容量の情報を持つTVには、複雑な操作なしに容易にアクセスできる。通信とTVが融合されて、通信回線で全国のTVが即時に見られるようになれば、広帯域ネットワークの普及が一層促進され、それが結果的に、より多くの加入者に教育、医療、そして環境などへのアクセス度を高めるのに繋がると多くの人達が見ている。</p> <p>今後、日本で開発されたスーパー高品位TV(SuperHDTV)やそれを基盤とする3DTVなどの発展が進み、それにつれて、超広帯域伝送へと展開し、釈迦に説法であるが、加入者へは現在の数十Mbpsの情報から、将来は数十Gbps以上の超広帯域伝送へと進展するのが必須と考えられている。したがって、将来的にも通用する単一モード伝送のような良質な光ネットワーク構築が必要で、例えがよくないのですが、結果として狭軌の在来線鉄道網や、2車線の都市高速道路網となるような拙速は避けるべきでしょう。また、広帯域情報へのインセンティブを高める諸規制の緩</p>

和、そして、研究開発と人材育成への投資が可能な持続的発展型競争環境の醸成などが必要と考えられている。

具体的には、1) 将来とも、超広帯域加入者サービスへ発展できる確りした技術に基くネットワーク作りが望まれる。2) 情報アクセスが苦手の住民達に、短期的に光ネットワーク導入へのインセンティブを高められる諸規制の緩和、例えば、通信とTVの融合等を早急に推進すべきでしょう。そして、3) 現在のみならず将来の加入者達の利便性を格段に高めるために、技術的基盤を持続的に発展させられる世界最高水準の研究開発投資の確保と、それを通じた人材育成への投資を行いつつ、持続的発展型の競争環境を推進すべきでしょう。以上。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社アイ・コミュニケーション
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 基本的に国民が同じ権利を有している以上情報格差が生じないよう整備は必要だと考えます。整備の方法としては、未整備地域の多くは中山間地域に存在しており、不採算地域であるため従来から行われている公設民営方式(IRU)方式等での整備が望ましいと考えます。インフラはFTTHが好ましいと思いますが、無線もいいと思います。採算エリア(民間での整備ができるエリア)については、FTTH・CATV・ADSL・WIMAX等、方式については自由とし、競争原理を働かせたうえでユーザーに選択させるべきであると思います。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 各通信事業者はインフラを持ちサービスを提供しています。通信事業者は伝送を提供し、センター装置や端末をメーカーが開発し、ISP事業者がサービスを提供しています。各分野とも新しい技術を開発し、伝送効率を上げ省力化に努め、また新サービスを提供し、新規加入者獲得やARPの向上に努めています。各通信事業者社がサービス面・価格面(利用料・機器価格)で対抗しているため、公正な競争環境にあると考えます。最近では有線系のみでなく無線系(3G・WIMAX・WIFI等)も発達し、より一層複雑な競争関係が生まれて活性化していると思います。そのようななかでNTT東西のアクセスラインを全国のプラットフォームにした場合、すべてが同じプラットフォームでの競争になり、今までのようなインフラごとの技術開発や機器開発の機会が失われ、各通信事業者ごとにあつた関連企業のビジネスモデルを壊し、産業構造を変化させてしまい、非常に危険があるのではないかと考えます。また開発競争に勝つと、同じプラットフォームにいるためサービス面や価格面での競争が誘発されにくくなり、新たな独占企業が生まれる可能性があるのではないのでしょうか。あわせて、CATV局のようにインフラとサービスが一体化しているからこそ競争力が担保され、地域会社の存在ができていないのではないのでしょうか。アクセス会社という存在が誕生すれば競争力の弱い地域のサービス事業者が存在しなくなり、都市部の企業がサービス提供を行い、ますます地域が疲弊することにならないのでしょうか。現状ではNTT東西が別会社であるため、ネットワークが別々で、なおかつサービスメニューや機器もことなり、東西間の接続方法が複雑になっています。そのため、全国にサービスを展開しようとする点が多いと感じています。たとえばNGNでのサービスを展開しようとする点と東西別々にサーバーを立て、回線料も</p>

両方必要になります。そのため、ユーザーにはサービス料を下げるのが難しくなっています。その点は東西をもとの1社に戻し、サービスを提供させたほうが半分のコストになり利用料も下げることができ利活用分野が広がり好ましいと思います。また国際競争で勝ち残るためにも1社体制が好ましいと考えます。現状ではまだメタルを使った電話回線が多く存在しています。加入電話がひかりIP電話に替わる為には同等な料金まで下がらなければ替わらないと思います。このまま、この回線をすべてひかりIP電話に替えるには現状ではまだ10年近くかかるのではないのでしょうか。すべてを早急に光化するには、誰かが差額部分を負担する方法か低価格を実現する方法を考えなければならないと思います。NTT以外の会社で実現できるのでしょうか。また、電話回線以外にも信号機や監視・制御関係の回線もメタルが多くあると思います。メタルを更改させるのではなく、早急に期間限定での助成もしくは税制優遇措置を国が講じ、光化すべきだと思います。

2. PCショップ等がない地域に、PCの利用者を増やすことは容易ではありません。このような地域で利用率を向上させるにはPC以外のユニバーサルな端末の開発が必要だと考えます。しかしながら開発費がかかるため、国から開発に対する資金助成措置等を設ける必要があると思います。

3. 地方では、生活に必要な情報にウエイトがあり、グローバルな情報はあまり必要としていないと思います。したがってローカルでの生活に密着したサービスを提供し、なおかつ安価で行うことが重要だと思います。地域のサービス事業者は、事業を開始するためにサーバーや受発注システム等の初期投資が必要です。しかしながら資金面で弱く、については、この初期投資に自治体もしくは国からの支援(補助金制度)が望まれます。地域のサービスは地域で行うべきでありそのために何らかの自治体からの支援を行うべきだと思います。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>過去の実績から見て、現状の民間事業者による民間主導の基盤整備で十分に対応できる。また、IRU方式あるいは地方政府への補助金提供政策も有効と思われる。つまり、この問題自体は優先順位の高い政策的課題とは思われない。</p> <p>より重要な問題は、2の設問にも関わるが、敷設したにも関わらず、それが十分に利用されている状況を生じ・維持させる政策準備・対応である。まず、2の問題に対する政策的対応を決断した後、この課題にエネルギーを集中させるべきだと思う。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>設問では「利用率を向上させるために事業者間の公正競争促進の必要性」を唱えている。しかし、そもそもブロードバンド利用率が30%程度に留まっている最大の理由は、その料金が高いことではないと思う。研究会では情報通信事業者の代表が多数を占めているためか、小売料金下落を期待した事業者間の競争のあり方に焦点が置かれすぎているさらいを感じる。</p> <p>私個人の考えでは、ブロードバンドの利用率を低水準に留めている最大の要因は、インターネット・サービスに対する十分な信頼性・安全性、個人情報保護への対応あるいは危機対応が十分に保証されていないこと、また一般市民に対するIT知識に関する教育機会が不十分であることだと思う。</p> <p>したがって、政策の優先順位からみて政策当局が第一にすべきことは、小売サービスとしてのインターネット情報の信頼性や安全性の整備や個人情報保護の意味も含めた再検討(どの情報までが保証されるべきか等)を速やかに行うことであると考え。</p> <p>同時にIT知識提供のための教育を徹底させるための政策が重要である。例えば、実際にITの使用が必要とされる行政・教育・医療機関への補助金提供、リテラシーの遅れている老人に直接教育をしなければならない福祉施設や民間事業者への補助金提供も必要と考える。</p> <p>以上の2つの政策対応を第一優先としたうえで、事業者間の公正競争を通じた小売料金下落实現の問題を考えるべきである。</p> <p>インターネット小売市場における公正競争実現のためには様々な政策手段がありうる。例えば、NTTのインフラ部門と小売部門の垂直分離(組織形態の見直し)、(より厳しい接続料金規制を含めた)事前あるいは事後のドミナント規制の適用などが挙げられる。(あるいは純粋にレセ・フェール(自由競争)状態の実現を前提とした上での事後規制の適用を挙げることもできる。し</p>

かし、市場の現状とエッセンシャル・ファシリティの存在を考慮する限り、この方法は時期尚早と思われる。))

これに対する私の政策的見解(提案)は、「垂直分離かドミナント規制適用のどちらがよいか」をインフラ部門を所有している垂直事業者に自己選択させよ」というものである。この提案の基本的アイデアは、この問題が主として卸売市場における生産方法に関わる「生産の効率性」を直接関わるものであり、小売部門で提供される生産量増大に関する「配分の効率性」に直接関わる問題とは思われないからである。もし「生産の効率性」に関する問題であるならば、そのとき既存事業者の利潤インセンティブは社会的経済厚生増大の方向とほぼ一致する。よって垂直統合企業にその判断を任せることにはそれなりの正当性や公平性の理由が存在すると思われる。以下、その理由を簡単に述べる。

垂直分離を新規参入事業者あるいはインフラを持たない事業者が主張する主たる理由は、ライバルであるインフラ所有者NTT(あるいはケー・オプティコム)に自身の情報が漏れてしまうのではないかという恐れである。これはインフラ所有事業者の情報レントが生じることを意味する。もちろん、現在実施されている会計分離が徹底されていれば、この問題は回避されているはずであるが、現実には接続参入企業に関する情報の漏れ、あるいはそれを通じてのその企業の生産技術に対する推測は避けられないと思われる。つまり、垂直統合企業における情報レントの発生は避けがたい。

その情報レントを削減させるための方法は、インフラ使用料である接続料金をより低く設定させる厳しい接続料金ルール規制を実施することである。それを通じて、小売競争は活発化され、競争は垂直統合企業の情報レントを逡減させることができる。もちろん、低い接続料金設定を強制すれば、既存企業よりも非効率な企業が参入してくる可能性は高い。しかし、それは「情報レントの逡減」と「非効率生産の可能性」という社会が負わねばならないトレードオフを示しているだけのことである。

逆に垂直分離を実施する場合、垂直統合のメリット(例えば小売市場の状況を得やすいため、研究開発誘因にすぐ結びつけられやすい等)が失われる可能性や時間を通じての組織変更コストが生ずる。

このように「NTTの垂直分離(組織形態変更)」と「接続料金規制のより厳しい適用」にトレードオフがある場合、政策当局としては2つの政策を政策デザインとして常に準備しておけばよい。そしてそのいずれを選択すべきかは、NTT自身の自己選択に任せてよい。仮に接続料金を低く設定する規制を段階的に実施した場合、インフラ所有者はある時期に垂直分離の採用を決断してくるかもしれない。それは社会的に垂直分離が必要とされている時期と大きく異ならないと思われる。なぜならば、そのコスト比較のための情報を最も把握しているのはNTT自身だからである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	古河電気工業株式会社 関西支社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信インフラの進展等により、超高速 BB 通信サービスを享受できる環境が整備される一方、過疎地や離島といった不採算或いは未整備エリアでは最先端の ICT を活用した十分なサービスを享受できないといった中長期的な課題がある。 ・ こうした通信手段の格差を解消させていく為には、全世帯に超高速 BB を普及していく必要があるが、ユビキタス社会の実現に向けては医療・教育・福祉・行政等の各分野において ICT の利活用が促進されるようなコンテンツの充実が重要である。 ・ アクセス回線の具体的検討にあたっては、光ファイバーケーブルに加え、WiMAX や LTE など次世代モバイル通信の技術動向も考慮するなど地理的条件や採算性を配慮した様々なネットワークが選択できるような議論・検証が必要である。 ・ また、行政や地域、更には民間事業者のコスト負担等のあり方については公正な競争環境の担保を基本としつつ、採算性の観点では公的支援も視野に入れた BB 基盤の整備を検討していく必要がある。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの通信事業者や ISP 間の熾烈な設備・価格(サービス)競争が機能した結果、超高速 BB サービスは国際的にも世界で最も高速かつ低廉なサービスとして国民に提供されはじめていると認識している。 ・ 超高速ブロードバンド利用率促進に向けては、現状の公正な競争環境を維持しながら、ICT 利活用促進に向けた規制緩和、今後成長が見込まれるコンテンツやアプリ分野(映像、教育、医療、ホーム ICT 等)の充実、低炭素社会に資するサービスの創造に向けた戦略的な政策議論が特に重要である。 ・ 一方、アクセス網の整備方法については、NTT アクセス網の機能分離や構造分離等により組織を再編すべきといった一部報道があるが、こうした組織形態では、これまでの公正な設備・価格(サービス)競争や技術革新へのモチベーションが働きにくくなるといった懸念がある。 ・ また、自らアクセス網の設備を構築・運用し、これまでの設備・価格競争の一旦を担ってきたともいえる電力系や CATV 系の事業会社への影響等を考慮するなどアクセス網の整備方法については十分な検証と慎重な政策議論が必要である。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>インターネットの普及により、情報通信は、消費者の生活にとって重要な位置を占めるようになってきている。このことを踏まえ、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアについては、地域などによる情報格差をなくすために、情報通信の基盤を整備するように努めるべきである。</p> <p>ただし、その整備については、無駄を省き、効率的に実施し、利用料金は適切な価格にすべきである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるために、低廉な料金での事業者間の公正競争を活性化することは、大きな効果があると思われる。しかし、その実施にあたっては、利用者にとって、わかりやすい説明や契約方法などといった利用者視点の必要な措置を検討することが求められる。</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率が上がらない理由には、利用料金だけではなく、超高速ブロードバンドへの執拗な勧誘行為、契約変更の内容が複雑で事業者間や利用プランの比較検討が難しい、超高速ブロードバンドの必要性が感じられないなどの声がある。また、超高速ブロードバンドの利用に際しては、利用者に対するメディアリテラシーなどの啓蒙が必要である。加えて、セキュリティや万が一の場合のバックアップ体制など利用における不安を軽減する必要がある。利用者が超高速ブロードバンドを利用するメリットと安心を感じないと利用率の向上は難しいと考える。</p> <p>NTTの組織形態の在り方については、利用者にとって使い勝手のよいサービスとなるよう、さらに検討していただきたい。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ケイ・オプティコム
意見項目	意見内容
はじめに	<p>弊社をはじめ地域系通信事業者は、地方においてNTT東西との激しい競争を繰り広げながら 20年余り光通信事業を営んできました。</p> <p>現在、日本において世界最高水準の情報通信環境が整備できているのも、弊社をはじめ地域系通信事業者やCATV事業者などアクセス網を持つ事業者が、個人向けサービス分野や法人向けサービス分野においてNTT東西との間で設備競争・サービス競争を行ってきた成果であると自負しております。</p> <p>また、弊社としましては、これまで光アクセス網整備に尽力してきた事業者として、今後とも「光の道」構想の実現に向けて最大限努力していきたいと考えております。</p> <p>そのようななか、本年4月20日に、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」にて「光の道」構想に関する事業者ヒアリングが開催されましたが、そこで述べられた意見の中には、アクセス設備を構築する事業者から見れば、首を傾げざるを得ない意見が散見されます。</p> <p>仮に、そのような意見を元に政策が立案されてしまいますと、明るいはずの「光の道」構想に暗い影を落とすことにつながりかねません。</p> <p>また、「光の道」構想に係る方策を議論する場において、「光の道」実現には直接的に関係のない“NTT組織問題”がクローズアップされるなかで、本来議論すべき“利活用の問題”や“インフラの問題”が、置き去りにされているとの懸念もございます。</p> <p>特に、基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにもかかわらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在する等の状況を踏まえると、何よりも利活用策の充実が大事であり、単にインフラを整備する、あるいは料金の低廉化を図るだけでは、利用率向上への効果が限定的であるうえ、投資回収の困難化等により最終的に国民にツケを回すことになりかねないと危惧しております。</p> <p>そのため、永年、光アクセス設備を構築しつつ、ICTの普及促進に取り組んできた実績のある事業者の立場として、改めて以下のとおり意見を申し上げます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方につ	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備を推進するうえでも、その必要性を実感できるだけの利活用策が、まずは必要であります。</p> <p>利活用が十分進んでいない状況においては、基盤整備や維持</p>

いてどのように考えるか。

管理に係るコストを重荷に感じるだけであって、基盤整備に向けたインセンティブが働きにくいと考えます。

そのため、基盤整備を目的化することなく、利活用を促進し利用率向上を図るなかで、基盤整備に向けた機運を高めていくといったアプローチが本来重要であると考えます。

また、利用率が向上すれば、基盤整備に係るコストの低減も見込まれ、全体として基盤整備が進みやすくなるものとも考えられます。

このような考え方を前提としつつ、実際に超高速ブロードバンドの未整備エリアにおける基盤整備を行うに際しては、以下の方法等により進めていくことが適当と考えます。

(1) 基盤整備の方法

超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアの多くは、過疎地、離島、中山間地域等の条件不利地域であると考えられます。

これらの地域については、民間事業者にとって不採算地域であり、民間事業者だけの力でもって基盤整備を行うのは困難であると考えます。

一方で、これまで官民一体となって取り組んできたデジタル・ディバイド解消戦略によって、ブロードバンド基盤がほぼ100%に達する等、十分な成果が挙げられているものと認識しております。

そのため、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、民間事業者による整備を基本としつつ、引き続き自治体等を通じた公的支援により実現していくことが適当であると考えます。

そのうえで、投資の最小化、公的支援の最小化を図るべく、地域事情や地理的条件をきめ細かく分析・把握したうえで、それぞれに合った最も効率的な方法により基盤整備を進めていくことに重点をおいた施策を講じていくことが重要であると考えます。

(2) 投資の最小化

DOCSIS3.0に準拠したCATVアクセス、WiMAX等の無線アクセス、さらに今後展開が予定されているLTEは、FTTHに匹敵する技術であり、また、これらの技術を採用することで、地理的条件によってはFTTHよりも低コストで基盤整備ができる場合があるものと考えます。

そのため、固定アクセス・無線アクセスのハイブリッドでの基盤整備を前提に、様々なアクセス手段から、地域事情や地理的条件に合った最も効率的に整備できるものを選択することで、基盤整備に係る投資の最小化が図られるものと考えます。

(3) 公的支援の最小化

上記の投資の最小化に加え、以下に例示するような施策のなかから、地域事情や地理的条件等に応じて、最も効果的なものを選択することで、公的支援の最小化が図られるものと考えま

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 条件不利地域にアクセスするまでの幹線区間(き線点)までは公的支援により整備し、き線点から各戸までは民間事業者の負担により整備 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 公的支援の対象範囲が限定できるうえ、競争入札等で幹線区間の基盤整備を受注した民間事業者に、加入促進(利用率向上)のインセンティブが働く ② 光ファイバや携帯基地局等の基盤整備、さらにはケーブルテレビやICT利活用促進を含めて、公的支援の目的をICT環境整備全般に大括り化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 自治体が地域事情に応じてより柔軟に活用できる制度にすることで、さらに総合的なかつ効率的な地域のICT環境整備を促進し、重複投資等が防げる ③ IRUに基づく公共設備の活用とあわせて、需要を踏まえた民間事業者による基盤整備を推進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ IRUに基づく公共設備の活用は、費用対効果等が優れているとして、従来から一定の成果が挙げられているところであり、地域によっては今後とも有用
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>これまで、公正競争環境のもと、民間事業者間で、設備競争とサービス競争の両方を行うことで、新サービスの創出による利活用や料金低廉化が進んできたところであり、超高速ブロードバンドの利用率の向上にあたっては、設備競争とサービス競争の両立を基本としつつ、事業者間競争を活性化させていくことが必須であると考えます。</p> <p>その前提のもと、利用率向上策の実施や公正競争環境の確保を図っていくことが必要と考えます。</p> <p>独占的なブロードバンド基盤の提供主体を設けることは、これまで地域に根付いて基盤整備や利用率向上に尽力してきた地域系事業者やCATV事業者を撤退に追い込むとともに、設備投資インセンティブや技術イノベーションを阻害し、ひいては消費者の選択肢を狭めることになる等、競争環境や情報通信市場全体に極めて深刻な影響を及ぼすため実施すべきではないと考えます。</p> <p>(1)利用率向上策について</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、生活を便利にするツールとの位置付けが強いブロードバンドサービスを、生活必需サービスに昇華させるべく、官・民それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めていくことが、何より重要であると考えます。</p> <p>なぜなら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにもかかわらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在する ○ FTTHよりも携帯電話のほうが一世帯あたりの通信料負

担が大きいにもかかわらず、圧倒的に携帯電話の普及率が高い

○ 戸建住宅向けFTTHよりも集合住宅向けFTTHのほうが、料金が安く導入しやすいにもかかわらず、集合住宅向けFTTHの加入率は低い(弊社調べ)

○ 中国地方や四国地方での例にあるように、自治体が光ファイバを整備し、ほぼ全世帯にIP告知端末を提供している場合でも、ブロードバンドの利用率は3割程度に止まっている

等の状況を踏まえると、超高速ブロードバンド用回線を各戸に強制的に引込む、あるいは超高速ブロードバンドを無理にADSL並み料金で提供したところで、飛躍的に利用率が向上するものでない。え、過剰投資や投資回収の困難化等によりインフラの脆弱化を招きかねないと考えからです。

①民間事業者による取組み

民間事業者としては、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、それぞれ切磋琢磨し、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に注力していくことが重要であると考えております。

弊社において、これまで以下のような取組みを行っており、今後もさらに加速・充実していくことで、ブロードバンド未利用者の掘起し等、利用率向上に貢献していきたいと考えております。

- より生活に密着したサービスである光IP電話や光テレビを、FTTHとあわせて提供
- 「ADSL+加入電話」の料金を下回る料金にて「FTTH+光IP電話」を提供
- ブロードバンド利用の敷居を下げるべく、導入時のサポート等を充実 等

なお、FTTHの利用率向上を図るうえでは、需要増に対応できるだけの光ファイバ敷設に係る工事力の確保が必須であります。

この点、2015年頃を目途に超高速ブロードバンドの利用率を100%にすることを念頭に置いた場合、現状の2倍～3倍程度の工事量を工事会社にこなしていただく必要が生じると想定されるため、必要なスキルを持った要員確保、2016年以降の当該要員の雇用確保といった現実的な課題について、その実現性を含め検討する必要があります。

同時に、工事会社に対して、工事品質や安全を十分確保しつつ、必要な工事量をこなしていただくだけのインセンティブを確保することも重要な取組みであると考えております。

少なくとも、無理な工事費削減は、工事品質の低下や安全上の不備等の問題を惹起する等、結果的に光ファイバ敷設工事を停滞させ、ひいては利用率向上の弊害となりかねないことから、弊

社としましては、その点に十分配慮しつつ、工事会社と意思疎通を図りながら、必要な工事力の確保に向けて取り組みたいと考えております。

②行政等の取組み

行政等においては、ICT利活用促進に資する環境整備や消費者の超高速ブロードバンド利用に対するインセンティブ向上のため、以下のような施策を実施いただくことが考えられます。

- 特に利活用が進んでいない医療・教育分野において、ICT徹底利活用を実現するための環境を整備
- 行政手続きの電子化を進め、超高速ブロードバンド経由で手続きした際の各種手数料の無料化、あるいは手続き自体を超高速ブロードバンド経由に限定
- ICTの徹底利活用によりCO₂削減を目指すという観点等を踏まえ、現行のエコポイント制度に類似した制度を導入等

(2)公正競争環境の確保について

公正競争環境を確保することは、活発な事業者間競争により利用率向上を図るうえで、また、健全な情報通信市場を将来にわたって形成していくためにも、非常に重要であると考えます。

その点、現行の情報通信市場における競争環境に、歪みが生じつつあることから、これらを是正することが、まず必要であると考えます。

NTTの組織形態についても、公正競争環境の確保、市場支配力行使の抑止の観点から検討するべきであって、「光の道」整備そのものと関連づけるべきものでないと考えます。

①NTTグループの市場支配力等に係る問題

NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあります。さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。

特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。

そのため、NTTの組織形態の在り方についても、これらを是正する観点から検討するべきであると考えます。

②光回線の1分岐単位での貸出し等に係る問題

光回線の1分岐単位での貸出し要望等、大手事業者であっても自ら設備構築を行わず、「如何にリスクなく安い価格で設備を借りるか」に注力する傾向が強まっており、サービス競争の源泉であり、生活・企業活動の国内基盤であるインフラの充実が軽視されつつあると感じております。

	<p>現状、NTTダークファイバ開放・局舎コロケーション等、十分設備開放が進んでおり、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事業者は、設備構築を行う事業者に比べて、既に優位な状況にあることから、NTT東西におけるアクセス分離はもとより、光回線の1分岐単位での貸出しといった、さらなる設備開放を目的とした施策を講じる必要はないと考えます。</p> <p>特に、光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備を借りる事業者にはリスクが発生しない一方、貸し出す事業者だけがリスクを負うといったバランスを欠いた仕組みであるため、競争環境の歪みを増長し、結果的に利用率向上に向けた事業者の意欲を削ぐおそれがあります。</p> <p>また、設備共用を前提とした場合、いずれの事業者にも技術イノベーションに対するインセンティブが働かず、アクセス網の高度化・多様化が停滞し、ひいては利用者利便の向上にも繋がらないと考えております。</p>
--	--

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>これまで全国の未整備エリアでブロードバンド化が進んだのは市町村合併の時であると考え。市町村行政の仕組みが変わることで、行政と事業者による設備投資とサービスの充実が進められた。加えてブロードバンドを支えるインフラは地続きであり、光ファイバをはじめ物理的な条件を満たす必要があるため、当時の事業者は(地政学的に)市町村を包み込む県行政側と連携する必要があった。</p> <p>したがって、現在も残る未整備エリアの活性化には、国による市町村および県をつなげる行政指導と支援であり、地域の事業者を活性化させる機会を与えることが必要であると考え。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>前段の未整備エリアの活性化を含め、地方行政のインフラ施策(コンテンツ利用を含む)にとって大きな懸念の一つに、事業者を地方につなぎ止めることが挙げられる。</p> <p>これまでNGNが進まなかった理由に関わらず、地方によるASP利用を維持するためにはインフラを適度に開放することが必要であると考え。一方で過度の開放を強制することは、インフラを支える事業者を萎縮させるため、結果的に何らかのさじ加減が必要となってしまう。</p> <p>上記は自治体にとって、事業者間の原理的な公正競争を実現する上でのジレンマである。現実的な施策には以下の2点が考えられる。一つは自治体に対するインフラ事業者間の公正競争であり、一つはインフラ事業者に対するASP事業者間の公正競争を行政がどのようにフォローするかである。</p> <p>これは、インフラ事業者にNTTを当てはめた場合、彼らのNGNモデルにおけるASP事業者の規制緩和と関連する議題であり、NTTの組織形態の在り方に大きく依存しているとは考えにくい。むしろ組織形態如何によってはインフラ事業者が撤退するか、過度に投資せざるを得ない自治体が出てくる可能性が高いと考える。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社オー・エフ・ネットワークス
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアを早期に基盤整備することに賛成の立場で、その在り方につきまして以下意見を述べさせていただきます。</p> <p>これまでの経過を踏まえると、民間主導で整備を進めることが望ましいことにつきまして、賛成いたします。</p> <p>また、整備には多大なコストがかかることから、少なくとも短期的には採算ベースでの整備が困難であると予想されていることから、基盤整備加速化インセンティブとして、公的支援が望ましい点にも賛成いたします。</p> <p>その上で、公的支援の方法論につきまして、いくつか意見を述べさせていただきます。</p> <p><民間事業者に対するインセンティブ></p> <p>民間事業者が不採算地域に設備投資するに当たっては、公的支援の方法論が難しいことが想定されます。他の方法として、税制上の優遇措置を加えることにより民間事業者にインセンティブを付与することも有効であると考えます。</p> <p><公設民営手法におけるインセンティブ></p> <p>既に実施されている「公設民営」の手法を用いて整備を推進するに当たっては、基盤整備の初期費用だけでなく、必要に応じて保守・維持の経費についても国が適切な支援策を講ずることで、整備後の運用の安定化を図ることが出来、また整備計画の段階から現実的な運用計画が立案出来ることで、計画立案の促進に繋がるものと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点に</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率向上は、ICT 利活用推進の要と捉え、その促進策を講じていくことに賛成します。</p> <p>平成22年版情報通信白書が述べているように、利用率向上に向けた課題として、インターネットの割高感、リテラシー面の不安感があります。</p> <p>割高感の対策としては、事業者間の公正競争による低廉な料金の実現に加えて、政策的誘導措置として国民にサービス加入等へのインセンティブを与えることも有効であると考えます。(例:</p>

<p>ついてどのように考えるか。</p>	<p>エコポイント類似の制度創設等) リテラシー面の不安感は、特に年齢が高いほど強くなる傾向があると言われているため、子供・高齢者・チャレンジ等へのデジタルリテラシー教育に加えて、高齢者層に対する利用サポートサービスを行う公的機関を設立する等の方策も有効であると考えます。</p>
----------------------	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社新潟通信サービス
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>現在、日本国内の通信事情は地方をとりこぼし、人口の流出・過疎といった問題を加速させています。 現在ブロードバンドはインフラと化し、生活や仕事に無くてはならないものの一つとして存在しています。 このような中で、ブロードバンド通信を利用したくても利用できない地域が存在していることは国策として解消されるべきことと考えます。 また、その整備については利用者間で負担における公平性が保たれるべきで、現在の御利用者やこれからの利用者が全国で等しく負担し整備されることが望まれます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>現在 NTT 東日本では山間部等の非採算地域において光サービスを行う為に2種の方法で整備をしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の一定以上の申込書が出ていること 2. IRUにおいて自治体が光回線を整備すること <p>1の方法では地域住民が必要としていなくても近所付き合いで申込書を書かされたり等弊害が生じています。 2の方法ではIRUの為民間企業への貸し出しとなっても自治体の設備時の発注先が暗に NTT 東日本関連会社と IRU 先が NTT 東日本に限られる仕様になっており、他社参入が困難で公平が保たれていない現状があります。また、IRU で借りた NTT 東日本は借りていることを理由にダークファイバとしての貸し出しを拒否しており、この点からしても公平性に疑問がもたれるものです。NTT 東西が市場の大半を占める光ブロードバンドの世界では公平性が保たれておりません。 また、NTT 東西による光回線の料金はサービス開始以来ほとんど変わっておらず高止まりとなっており、このまま NTT 東西が光の道を主導することは容認できません。 一層の低廉な料金及びインフラ設備としての重要性を考える時、国あるいは独立した会社として独立採算制を確保した組織が運営し現在の NTT 東西を含めた通信事業者等に等しく貸し出すことにより公正競争を活性化させ、各企業努力によるサービスの向上及び価格の低廉化が行えると考えます。 こうした考えから、NTT グループより設備部門を分離し独立した組織とするべきと考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	北海道情報政策課
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>産業の活性化や行政の高度化、効率化、地域振興、地域の安全・安心の確保など様々な分野で情報通信技術の効果的な利活用を進めていくためには、光ファイバなど高度な情報通信基盤の整備が必要であり、その整備にあたってはこれまで、原則民間主導により行われてきましたが、採算性の問題から過疎地域など条件不利地域においては、市町村が国の支援制度を活用し整備を進めてきたところです。</p> <p>これら市町村によって整備されたブロードバンド通信基盤については、民間事業者が設備等を貸し出し、ブロードバンドサービスが提供されておりますが、維持管理費や耐用年数経過後の再整備については、所有者である市町村がその責務を負うこととなり、市町村の多額の負担が想定されます。</p> <p>このような中で、「光の道構想実現に向けて一基本的方向性一」には、「光の道」の基盤整備の方法として、「IRUに基づく公設民営方式の活用」、さらに「光の道が実現する時代になれば、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとして扱うことができる」と言及されていることから、次のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1) すべての世帯がブロードバンドサービスの利用が可能となる「光の道」を実現するために、今後新たな整備が必要となる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。このため、現在はアナログ固定電話などを全国あまねくサービス提供するために運用されているユニバーサルサービス制度を「光の道」実現後ではなく、今の時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド通信基盤を対象として追加することにより、国民が等しく負担し合って、いつでもどこでもだれでも、新しい時代の情報通信サービスが受けられる制度設計としていただきたい。</p> <p>今後新たな整備を必要とする地域は、費用対効果は乏しく、「光の道」実現後のユニバーサルサービス制度導入では、財政的負担を強いられる地方公共団体が増加するだけである。</p> <p>(2) また、条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者が貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、民間事業者が無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置(国庫補助金の返還不要、起債の繰上償還への交付税措置)を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差を解消していただきたい。</p>

	<p>(3) さらに、これまでのブロードバンドゼロ地域解消においては、3.5世代携帯電話は大きな役割を担っているところであるが、今後整備される地域、特に北海道のような広域分散型の地域構造においては、費用対効果の面から3.5世代携帯電話などの無線ブロードバンドによる整備も大いに考えられ、早急に3.5世代携帯電話をユニバーサルサービスとして位置づけをし、現在、携帯電話エリア整備事業として国の支援制度を活用し地方公共団体が主体となって行っている鉄塔整備については、民間主導により行える制度としていただきたい。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ケイ・キャット
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアの多くは、条件不利地域と推測しますが、このような地域は、民間事業者にとって不採算地域であるため、民間事業者だけで基盤整備を行うには、限界があると思われます。</p> <p>そのため、自治体等を通じた公的支援を行いながら、整備を進めることが必要と考えます。</p> <p>ただし、その際には、それぞれの地域事情や地理的条件に合った最も効率的な方法を採用する等して、できる限り投入する公的支援を少なくすることが重要と思います。</p> <p>また、整備するインフラについては、技術の進展により様々なものが登場しておりますし、今後も高度化が進むものと思いますので、固定・無線を組み合わせる等、一つの技術に固執することなく、最適なものを選択できるようにしておくことが必要と考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>是非ともブロードバンドを使いたいと誰もが思うようなサービス等を提供することが、利用率を高めるためには、最も重要であると考えます。</p> <p>幾ら安い料金で提供したり、使える環境を整備したりしても、使いたいと思うサービスがなければ利用が進まないのではないのでしょうか。</p> <p>しかし、このようなサービスは、一朝一夕で生み出せるものではありませんので、まずは民間事業者や国・自治体等が、それぞれ知恵を絞って、いろいろな手を打っていくことが重要です。</p> <p>当社としては、ハイビジョン番組の更なる充実や3Dテレビ番組の提供等、一層魅力あるケーブルテレビとすることで、ブロードバンドの利用率向上にも寄与できるものと考えております。</p> <p>国・自治体等においては、国際的にみて利活用が進んでいないと言われている行政・教育・医療の分野でICTが活用され、それにより国民生活が安全・安心かつ便利になるよう、環境を整えていくことが必要と思います。</p> <p>NTT東西については、もともと圧倒的な営業力を持っているうえ、本来参入できない放送サービスを「フレッツテレビ」といったブランドで、あたかも自社が提供しているかのような形で広告宣伝することで、ケーブルテレビ事業者の事業を少なからず圧迫していることから、このような活動を禁止する等、さらに規制を強化していただきたいと思います。</p> <p>また、NTT東西から切り離して、巨大なアクセス会社を設立するような話がありますが、そのようなことが実現すると、各地域で</p>

	<p>地道にアクセス網を構築しながら事業を展開してきたケーブルテレビ事業者は、全く太刀打ちできなくなりますので、反対いたします。</p> <p>同様に、以前から大手通信事業者が要望されていますNTT東西の光ファイバの1分岐貸しについても、多大な影響を及ぼしかねないため、引き続き実施するべきでないと考えます。</p>
--	--

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	経済合理性の視点からワイヤレスブロードバンドとの比較考量による検討は必要不可欠と考える。 また、情報公開の下で、CATV利用者はじめ地域住民の意向を尊重することが地域主権の立場から必要と考える。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	徳島県阿波市
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>我が国は少子・高齢化社会という大変な課題を抱えている課題先進国です。ICT はこれらの課題を解決するための鍵となるものであり、「光の道」構想はそうしたICTを活用した課題解決の基盤となるインフラを整備するものであると考えます。従って、これらは可能な限り早期に整備される必要があります。</p> <p>阿波市では、民間事業者の協力のもと光回線を全世帯に引き込む事業を実施し、地域社会の活性化への基盤が整備されたものと考えており、また、地元住民のTV不感解消にも貢献しております。</p> <p>こうした基盤は、福祉や遠隔医療の実現を支える等、地域が抱える諸課題を解決するのに重要なインフラとなり得るものであり、地域によって基盤整備がなされず取り残されるといったことがあってはなりません。</p> <p>一方で、国や地方自治体における財政状況が軒並み逼迫する中、地域の基盤整備については可能な限り公的資金に頼らずに、効率的に整備を実現する方策を模索することも必要です。</p> <p>なお、「光の道」構想については、残念ながら国民の認知度が高いとは言えません。「光の道」構想は国民生活に広く影響を及ぼすものであり、国民のコンセンサスを形成した上で、施策を推進していくことが非常に重要であると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>活発な競争が行われることによって、ユーザが多くの選択肢から安価で良質なサービスを受けることの出来る環境が整備されることが非常に望ましい環境であると考えます。</p> <p>これまで、通信分野における競争は、規制の見直し等により公正な競争環境を目指した政策が取られてきたところですが、利用率の30%という現実を見るに、これまで以上に公正な競争が促進されるような環境整備がなされることを期待するところです。</p> <p>また、利用率の向上には低廉な料金の実現のほかに、国民のニーズを十分に聴取した上で、公共サービスの充実等といった国や電気通信事業者をはじめとする関係者の取組にも大いに期待するところです。</p> <p>真に普及率の向上を図るには、電子医療や電子行政などの国民生活に根ざした公的サービスを提供できる環境整備も大変重要です。また、老若男女全ての国民が利用できる端末の開発などにも政府が積極的に支援を行うべきであると考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
意見項目	意見内容
はじめに	<p>弊社としましては、これまで光ファイバ網整備に尽力してきた事業者としまして、今後とも光の道構想の実現に向けて最大限努力していきたいと考えております。</p> <p>そのため、永年、光ファイバ設備を構築してきた実績のある事業者の立場として、改めて以下のとおり意見を申し上げます。</p>
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアは、中山間地域や島しょ部など整備に多大な投資等を必要とする条件不利地域であり、民間事業者にとっては不採算地域であることから、民間事業者単独で基盤整備を行うのは困難です。</p> <p>これまで条件不利地域において官民一体となってデジタル・ディバイド解消に取り組んできた結果、ブロードバンド基盤がほぼ100%に達する等、十分な成果が挙がっています。したがって、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備においても同様に、官民一体となって公的支援により実現していくことが適当であると考えます。</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の整備は、CATV、FTTHの有線アクセスおよびWiMAX等の無線アクセスを地理的条件等に合わせて最適に組み合わせることが、公的支援の最小化に有効であると考えます。</p> <p>特に中国地方は、島しょ部と中山間部が多いうえ、世帯が点在していることから、地理的条件や地域事情を考慮し、最も効率的な整備方法を選択することが公的支援の最小化につながります。</p> <p>なお、利活用策が不十分なまま超高速ブロードバンド基盤を整備すれば、利用されない設備を生み出したり、公的支援(設備投資)に無駄を生じるおそれがありますので、この点をよく議論のうえ基盤整備に取り組む必要があると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点に</p>	<p>(1)利用率の向上について</p> <p>当社が瀬戸内海の離島において経験した、公設民営方式による超高速ブロードバンド基盤の整備におきましても、100%の世帯カバー率を確保しつつもその利用率は25%程度に留まっています。</p> <p>また、1契約あたりの月間平均利用料が同程度と考えられる携帯電話の世帯保有率は平成21年末で96.3%となっています。</p> <p>こうしたことから、仮に超高速ブロードバンドが100%の世帯</p>

<p>ついてどのように考えるか。</p>	<p>カバー率になる、あるいは利用料金の低廉化が実現できたとしても、これらは必ずしも利用率の向上に直結するものではないと考えます。</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、官・民それぞれの立場から利活用を進展させるための取り組みが重要であると考えます。</p> <p>民間事業者は、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、それぞれ切磋琢磨し、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に注力していくことが重要であると考えております。</p> <p>さらに、5月18日付の「光の道構想実現に向けて-基本的方向性-」にも示されておりましたとおり、医療、教育、行政の分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直しを利用向上のための環境整備という意味で極めて重要な課題と考えます。</p> <p>これらが実現すると、超高速ブロードバンドが国民生活により密着したものとなり利用率の向上に大きく貢献するものと考えます。</p> <p>(2)公正競争環境の確保について</p> <p>利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出には、技術イノベーションや設備投資インセンティブが不可欠であり、これを継続的に実現するためには、公正な競争環境の確保が必要です。ブロードバンド基盤を1社独占で整備した場合、これまで設備投資リスクを負いながら構築してきた事業者を窮地に追い込み、結果的に競争環境が成立しなくなります。その結果、サービスの多様性や利便性が狭まるなど消費者の利益が損なわれることになりかねないと考えます。</p> <p>また、NTTの組織形態については、市場支配力行使抑止の観点から検討するべきものであって、今回の光の道整備の議論とは切り離して議論されるべきものと考えます。</p>
----------------------	---

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社日出ハイテック
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	NTT一社にのみ(あるいは電力会社)に予算をつけて整備させるが、仕切値は国から適正価格を示す。未整備エリアは投資効率が悪い過疎地域であり、基盤事業と利用事業との一体方式は無駄の根源。 携帯電話のでたらめ策(採算性の上がる地域にドコモ、SB、au、MCAのアンテナが林立する反面で過疎地には1本のアンテナもないような無策では通信費は安くないばかりかグローバルサービスも実現できない)
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	基本的に通信インフラ整備は道路と同じで国が一元化してNTT(あるいは電力会社)に委託すべし。但しNTTにはインフラを利用する技術提供は必要に応じ適正価格で通信事業者に公開させるが、利用事業には参入させない。KDDIは完全に民営化商業主義企業であるので、単なる一通信事業者として特典を与えない。このことにより複数の過剰インフラ投資を省き、浮いた資金をグローバルサービスを条件として、各事業者で公正に競わせ再投資。国策としてNTTのみを通信インフラの整備と保守及び利用技術研究開発に特化させるが、利用事業は一般民間事業者に公正競争させることで、投資効率と投資効果の両立を目指すべき。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超高速ブロードバンド基盤の整備は、ブロードバンドサービスの提供の手段であり、目的ではない。従って、媒体を光に固定化する意味が希薄である、無線、同軸、メタル等の活用により、構築費用の抑制も考慮すべきである。 ・100%達成には、限界集落の問題もあり、中山間地の状況を加味しながら、エリア拡大をしていかないと、100%達成した一方で住人が居なくなるとは不要の設備を構築することに危惧する。 ・他方、上記と同数程度の光未整備である、都市部の集合住宅は、住民数、世帯構成や投資効率の点から、光化が急務である。そのための法整備(通信事業者だけでなく、住宅所有者が棟内光を構築、維持していく)等を含め、早期の100%化を要望する。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間の公正競争の活性化→低廉な料金→利用率向上というのは、一つの意見ではあるが、不要なサービスは、無料でも使われない。加入率、使用率の低さは、料金だけでなく「使いたい場所で使いたいと思うサービス」の不足が最大原因である。i-podの普及がその好例であろう。 ・事業者間の公正競争を一層活性化することは賛成であるが、それは、サービス上での競争であり、基盤設備を構築するより、借りるほうが投資リスク的にも有利になるまで設備開放されている現状を鑑みると、設備とサービスの分離をしたところで、サービスの更なる提供が進めるとは思えない。 ・したがって、NTTの経営形態のあり方は、世界的視野からの多面的検討の上で行い、公正競争の一面から単純に検討すべきではないと考える。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ルートレック・ネットワークス
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一律敷設という整備はブロードバンドの利用率を見ながら慎重に進めるべきであるとする。 ・また敷設の際にはFTTHに固執せずに、各種無線技術(LTE、WiMax、Wi-Fi、新方式)等、広く無線方式については比較検討して頂きたい ・敷設コスト(システム価格と設置費用)のみならず年間の維持管理コストも重要と考える <p>追伸: 「光の道」はファイバー敷設ととらえがちですので、「ひかりの道」として「ひかり号が東西を繋ぎ日本の経済発展に寄与した」事をイメージする方がイメージしやすいと思えた。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率拡大の為には、使いやすい料金体系とオープン化が必要と考える。大企業の為の政策では無く、中小企業、ICTベンチャー企業が Small Stat 出来る環境作りが重要と考える。 ・まずは現状で改善できることからお願いしたい。例:東京から福岡までのフレッツVPN接続を行うには、NTT東とNTT西に各々にVPN契約の他に東西接続費用をダブルで払わなければならない。 ・東西に分離している為の無駄、運用管理コスト、設備などのダブリを排除し、その資金を新規投資に回して頂きたい。 ・FTTHの切り出しは既存大手キャリアにメリットが出るより、むしろICT関連ベンチャー企業がこのFTTH網を事業成長の礎として利活用した新事業、新サービスの創出し、大手企業と競争できる環境作りを検討して頂きたい。 ・NGNのアプリケーションが音声以外に存在していない。そこでまずはLGWANの様な組織体が霞ヶ関クラウド、自治体クラウドを構築してそれを安い利用料金にて自治体に提供する等のスキムで、「クラウドによる一元化」による無駄を省いた運用管理とサービス体制を築いて頂きたい。またNGNを政府による利活用したNTTの収入は、利用者料金を下げる、新規技術への投資など見える形でお願いしたい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>ICT 基盤を社会基盤として考えるとき、今回の「基本的方向性」に対して以下の2点の考慮をお願いしたいと思います。</p> <p>1)他の社会基盤(水道, エネルギー供給系, 道路や交通系など)との類似点と相違点の再認識</p> <p>他の社会基盤と異なり, ICT は人類史上極めて大きな文化的・社会的影響力を持った社会基盤であり, その発展の速度も量的にも地域的にも過去20年で数百万倍から数億倍という人類がかつて経験しなかった変化を続けている。世界的な産業・経済基盤を現在進行形で大きく変えている技術に対し, これまでの社会基盤整備における手法をそのまま適用する事の可否を議論すべきである。技術の現状だけでなく, 将来の発展性を考慮した長期的視野の議論が必要であり, 政府のはたすべき役割は, そのような議論の中で考える必要がある。</p> <p>2)国際的な産業競争の中での日本としての産業戦略</p> <p>ICT 特に世界に冠たるネットワークの構築・維持に関する技術は, 衰え行く我が国の情報関連産業の中で, 数少ない国際競争力を持った技術である。我が国一国の市場を見るのではなく, 世界市場に対する実験場としての国内市場という考え方で, 地球規模の事業戦略を考える必要がある。将来, 光の道構想を世界市場に展開するときの事を考えた戦略のなかでの議論が重要であり, 国内の短期的な国民満足度にのみ注目すると, 大きな国益の損失につながると考える。</p> <p>以上の2点を考慮した場合, 未整備エリアに対する普及は, 過疎地域における持続可能なビジネスモデルを考える絶好の機会であり, 国際的な産業戦略に役立つようなモデル作りを考え, 民間の自由な発想で複数のトライアルが可能な環境を用意する事が政府としての役割ではないかと考えます。問題を, 国内の格差解消等という話に矮小化せず, 今後のさらなる技術発展の余地を活かして, 我が国の産業政策と国際展開を視野に入れた構想を作られるよう, 切に希望いたします。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

「基本的方向性」を読む限りにおいて、議論の順番が逆転しているように感じます。従来の社会基盤に対し、ICTはその急速な発展により、下位の基盤整備主導ではなく上位のアプリケーションやコンテンツ主導さらにはその上位のICTを利用した社会や組織の体制の変化に主導されて普及されてきたと考えてもいいと思います。これは、近年の検索サービスや携帯電話の爆発的な普及をあげるだけでも理解できると思います。ネットワークインフラがある程度まで整備されると、問題はアプリケーション層や社会体制層の方に移り、上位層が引っ張る形で基盤整備が需要に押されて伸びているのが世界の趨勢です。我が国だけが例外であり続けるとは考えられません。

議論すべきはアプリケーション層や社会体制層の問題であり、それを基盤整備を行っているNTTや他の通信事業者の事業体制問題として議論しているのは、本質から外れているように思います。まずは、「どのような社会を構築するのか?」という基本問題のコンセンサスを創り、そのためには、「どのような社会体制(政府のあり方も含む)が必要か?」、「どのようなサービスが求められるか?」を議論すべきであると考えます。ICT基盤の運用体制については、上位の議論がはっきりし、多くの産業人が目標を持ってブロードバンドを活かしたサービスが提案されるようになった後で議論すべき問題であると思います。新しいサービスの提案を我が国でできないのであれば、すでに我が国のICT産業は国際競争に負けているとしか言えないと思います。若い人たちの自由な発想による新しいサービスやアプリケーションの提案と社会の既得権益者による妨害を減らす事が、政府としての大きな役割と考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	団体
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドが未整備であるエリアが存在することによって、情報に触れる機会についての格差が生じることは、今後のICT技術の発展により、地方を中心とした未整備エリアを、これまで以上に経済成長から取り残すことになるほか、社会的な情報弱者を生みかねません。</p> <p>そうした状況を踏まえれば、国民に等しく超高速ブロードバンドが利用できるような環境が整備されるべきです。さらに、基盤整備には出来る限り民間による整備を検討すべきであり、当初から税金の支出を前提とした整備を検討することは、好ましくないものであると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、利用者にとって手頃な料金となることは必要不可欠であると考えます。そのためには、通信事業者の間で公正な競争が成立している必要があります。それにむけた環境を整えることは重要です。</p> <p>通信においては各種の競争ルールの整備により、その推進がなされてきているところではありますが、光回線サービスの市場におけるNTT東西の独占状況を見れば、一般に、現行のルールが競争のために十分整備されているとは言えないと考えます。</p> <p>このような状況を鑑みれば、これまで以上に公正な競争となるような環境を実現することが、より一層の利用者利便と競争の活性化に繋がるものと考えます。光の道の整備というプロジェクトを実現するには、NTT東西のアクセス網を構造的に分離するなど、さまざまな方策をもって検討を実施すべきと考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社シー・ティー・ワイ
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、FTTHだけでなく、ケーブルテレビや無線など、多様なネットワークを活用すべきと考えます。</p> <p>実際の基盤整備にあたっては、特定1社による整備では競争原理が働かず、コスト高となること、及びエリア毎の地域特性が異なることから、エリア毎の必要コストを前提に整備主体を選定すべきと考えます。具体的には、実績のある「公設民営」方式の活用が適当と考えます。</p> <p>理由：</p> <p>いわゆるNTTによるFTTH基盤が未整備エリアにおいても、既にケーブルテレビ事業者がネットワークを構築しているエリアは多数存在しています。この中で、既に超高速ブロードバンドサービスを提供している事業者も有り、このエリアは整備済エリアとみなすことができます。また、ケーブルテレビのネットワークが在りながら、超高速ブロードバンドサービスは提供されていない場合においても、既存のネットワークをアップグレードすることで、超高速ブロードバンドサービスの提供は実現できます。アップグレードに関わる費用は、FTTH基盤をゼロから整備することに比べれば安価となることは間違いなく、結果として低コストで整備できることにより、利用者の負担も軽減され、利便性も向上するものと確信しています。</p> <p>又、エリア特性によってはWiMAXなどの無線ブロードバンドによる整備が適切と考えられる地域もあります。当社はケーブルテレビ事業者ではありますが、WiMAX地域免許も取得し、ケーブルインターネットに併用してお客様にWiMAXでもブロードバンドサービスを提供しております。お客様のライフスタイルに応じた多彩な選択肢を提供することにより、お客様の利便性は確実に向上しています。</p> <p>ケーブルテレビのネットワークや無線などの既存インフラが存在しないエリアへの基盤整備にあたっては、エリア毎の地域特性を考慮して必要コストを算出し、「公設民営」方式で希望事業者による競争入札を実施することにより、公正性が担保され、且つ、競争原理によるコスト低減、地域特性にフィットしたインフラの構築ができるものと確信します。</p>

<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>サービスの利用料低減の為には、複数の事業者による公正な競争が実現されてこそ、競争原理が働き、コストの低減、サービス品質の向上が望めるものと考えます。</p> <p>現在検討されている、特定1事業者による特定1方式による基盤整備では公正競争が活性化するとは考えられません。整備に関わるコストの低減、サービス利用料の低減、サービス品質の向上の為には、既に超高速ブロードバンドサービスを提供している通信事業者、電力系事業者、ケーブルテレビ事業者、及び無線事業者が公正な環境下で競争することが、最も重要と考えます。</p> <p>NTTの組織形態の在り方については、上記理由から、現在以上に、公正な競争環境を逸脱しない組織であり続けることが求められます。</p>
---	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ソネット株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>ブロードバンド普及にはその利用媒体は光ファイバーでもメタル線でもよい。使えるものは何でも利用して1Mbpsの通信速度が得られるような網の構築を民間が主導して出来る限り早く行うべきであるとする。しかしながら10%の残されたエリアの大部分は島嶼、山間僻地などであろう。ADSLや無線装置で接続できても集線したその先の接続(IX等)が困難であるために地元のISPの手に負えない。即ち、問題はこれらの取り残されている利用希望者をインターネット接続のために毎月利用料を徴収するシステムであり、接続を行ってゆくバックボーンの整備とISP事業サービスを誰が行うかという問題である。</p> <p>具体的に言えば、国が補助を行っても全日本的にインターネット接続のIXを整備することが重要である。このIXが近くにあればそこまでの接続を地域の事業者が行うことが可能である。</p> <p>国が行う施策として</p> <ol style="list-style-type: none"> ① IX接続ポイントを北海道から九州まで見直して無ければ国が準備をする。 ② NTTが光ファイバーの80%を持つ現状から、NTTの協力無しには実行が不可能である。空きのない光ファイバーであっても、波長多重を行えば簡単に太い必要なパイプを作れるのでNTTの貸出で「D」とされるエリアでは借り受け人は要請があつたら波長多重を受け入れ、コストを按分して安価に通常の光ファイバー程度で利用できる対策を法制化する。このことにより例えば栃木県の湯西川などの町は光ファイバーをバックボーンとして利用できるようになり全体コストは新たにバックボーン接続を行うのに比べて大変安価なものになる。 ③ 光ファイバーはNTT以外の第三者機関が保有する方向で検討を行うべきである。これはNTT東西の光ファイバーの寡占が進み、80%を越える寡占状態は競争を排除する。従ってNTTから光ファイバーを分離してもこの独占の排除をすべきである。アメリカの1984年のAT&Tの22の子会社に分割したことを思い起こせばよい。このことにより米国市場はAT&Tの通信寡占状態から開放され、その後の米国の通信事業はますます活性化した。 <p>光ファイバーの利用の納得できない事例： 長崎県五島列島の枕島は人口300名前後程度と記憶している。</p>

	<p>この島にブロードバンドを敷設したいという地元の人たちの要求で一度島に行ったことがあった。島には光ファイバーが48芯入っていたがNTTの光ファイバーの利用ランクは48芯が「D」。つまり、全て利用されていて貸出不可ということであった。高齢の人たちの多いこの島に48芯もある光ファイバーは、誰が利用しているのか？何故一本の未利用の光ファイバーもないのか？このような不思議現象が地方には多くある。</p> <p>NTTの光ファイバー貸し出しはNTTが利用した後の残りを貸し出すという、まず最初にNTTが利用し、残り物を貸してやるという現実がある。そのため、地域を接続する経路はあっても光ファイバーは利用が満杯で新たに利用しようとしてもできない事例が多い。利用状況の実態はプライバシーなどを理由にまったく不明である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>光ファイバーの日本の現状は国民の電話債券などを資金として長年にわたり敷設されてきた基本的な財産をNTT東西会社が受け継いできたことによりNTTの寡占状態にある。寡占は競争をもたらず、日本の国力を低下させる。日本の経済発展のためにはこの状況を打破し、徹底して安価な光ファイバー網の敷設を行ってゆかねばならない。</p> <p>ソフトバンクの光の道の資料では1400円で光ファイバーを敷設できるとする。このような競争事業者がその実践に本格的に参加することは、NTTに頼らなくても光ファイバーを敷設できることで意義がある。この事業を競争的に行うために、NTT東西の光ファイバーの部門を分離し独立させ民間のサービス事業者貸し出す卸事業会社にするのは価値ある実験である。卸事業会社は日本各地のISPに同じ条件で安価な光ファイバーを貸し出す。この卸業者は、NTTとは構造的に分離した事業者であることが必要であろう。また、この卸業者と競争する事業者が必要でもある。</p> <p>インターネット接続コストを下げるために接続には大手事業者だけではなく、中小の零細事業者も自由に参加できるようにして、各地で競争をすることにより、コストの削減を競わせる。</p> <p>一方において政府は競争事業者が有線、無線のブロードバンドサービスの構築に携われるよう事業環境の整備、同時に資本市場の整備(例として簡単に市場から資金を集められる香港のエンターテインメント市場)を行い零細企業でも市場から資金を集め事業の展開が簡単にできるようにする。</p> <p>さらに、接続利用者が廉価なコストでIXインターネットエクスチェンジへの接続ができること、このIXを全国津々浦々に準備することは国の施策として行っていただきたい。</p> <p>NTT局舎の更なる安価な開放 IPV4からIPV6への国を挙げての移行政策、法律でがんじがらめの無線の自由な利用など、全体的に見直しをすることが必要。</p>

NTT の光ファイバー(加入者光)が月次 4990 円、ソフトバンクの孫社長はこれが 1400 円程度で可能という。しからばソフトバンクの主張する NTT から光ファイバー事業を構造的に分離した新たな光ファイバー会社に行かせても、この程度の価格に近付くことができるなら、やってみる価値のある実験である。

年収200万円に満たない人たちが1000万人を超える時代になって、5千円が光ファイバー利用代金、1500円から2000円がインターネット接続料金、合計7000円がブロードバンド料金など浮世離れした価格である。1400円で光ファイバーが敷設できる事業者がいれば彼らに任せてみることは日本の国力の強化になり、ブロードバンド発展のための一つの選択肢になる。

同時並行して行うことは光ファイバーの敷設コストの削減のための電柱利用料金、とう道の利用料金の1/10への引き下げを実施することである。

電柱利用の簡素化など。現状は一次占有者(NTT)と二次占有(自治体)との折衝など電柱を利用するのは簡単ではない。このようなコストの積み上げが NTT 以外の事業者が敷設する光ファイバーの現状コストである。

NTT だけが自由に自社の電柱として簡単に利用できるのに比べて中小事業者の電柱などの施設の利用の壁は高い。光ファイバーの通り道である、電柱、管路、とう道などの利用方法の簡素化と大幅なコストの引き下げが更なる競争事業者の出現を促す。

メタル線も利用できる限りは利用し、従来ビジネスを持続する。ADSL はさらにサービス価格が下がり、光ファイバーとの競争でその存在の可否が問われる。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。</p>	<p>1. 衛星ブロードバンドの教訓に学ぶ</p> <p>当研究所は、地方の立場から衛星ブロードバンド推進の必要性を感じ、「衛星ブロードバンド普及促進協議会」設立を提唱し、平成20年5月に同協議会が設立されてから22年4月に「活動停止」を余儀なくされるまで、その事務局を務めました。これは、総務省が推進した「デジタルデバイド解消戦略」に協力し、ブロードバンド・ゼロ地帯を解消するために、全国の自治体等と協力して衛星通信の普及促進する活動を担ってきたものです。同戦略では、2010年度末までに全国のブロードバンドのカバー率を100%にするとの目標が設定され、それに基づいた「ロードマップ」が都道府県別に詳細に作成・発表されています。</p> <p>ただし、同戦略では、当初はデジタルデバイドの解消は、基本的には民間主導で行い、政府はそれを支援するのが原則とされていました。しかし、平成21年度に「緊急経済対策」の一環として多額の補正予算が組まれ、総務省は光ファイバー推進へと一方的に政策を転換し、全国の自治体に光ファイバーの敷設を進める補助金・交付金を投入する施策を強引に推進しました。合計1600億円の国費を投入し、「公設・民営」でファイバー網の敷設を進めるというものでした。</p> <p>この結果、衛星通信によってブロードバンド事業を提供しようとしていた民間事業者3社の市場は大幅に縮小し、1社は新規サービスの停止、もう1社は倒産に追い込まれました。</p> <p>この「デジタルデバイド解消戦略」の基本は新政権にも引き継がれ、本年度末で、全国でブロードバンド利用が不可能な地域・世帯は解消されるとされています。現時点では達成状況は公表されていないため、実際にどのような結果となるかは推定しかできませんが、通常のブロードバンドのカバー率は、統計上は100%に近付くと見られます。</p> <p>しかし、私たちが実際に過疎地等で実証実験を行い、自治体等の担当者および住民の皆さんの生の声を聞いてきた経験からは、理論上はADSLが利用可能であっても実際には使えない地域も残り、光回線についても、十分低廉な料金で安定的に利用できるという保証はなく、デジタルデバイドが本当に解消されるかどうかはわかりません。</p>

ここで、今度は超高速ブロードバンドのカバー率を 90%から 100%にする政策を推進するというのですが、それにあたっては、まず、ここに述べたようなこれまでの施策の経緯や問題点、効果などについて、地域の実情を踏まえた評価検証を行い、その教訓に基づいて推進すべきことをお願いするものです。

2. 光推進の政策効果・投資効果は本当にあるのでしょうか

多くの自治体が、国による「ばらまき」ともいえる光ファイバーの推進を歓迎したことは事実です。しかし、敷設後のランニングコストの負担、いわゆる「後年度負担」への懸念は強く残っています。

また、たとえカバー率を 100%にしたとしても、利用が低迷すれば、公金を投入しても有効に使われない結果となり、投資効果は乏しく、その責任が問われることとなります。自治体は住民と直接接する立場にあるだけに、無駄な施策を推進することへの懸念は強く残ります。

しからは利用率を上げるためにはどのような施策が必要か、あるいは利用率を上げることは正しい施策か、これがこの意見募集(およびもう一つの意見募集)の設問の本旨と理解します。

しかし、よく考えると、この設問は、「本末転倒」ではないでしょうか。本来、インフラとは、多数の国民が利用し便益を得ることが明らかな社会共有の基盤です。つまり、多数の国民が利用し、その便益が多数の国民に及ぶことが明白でなければインフラとはいえません。

ところが、現在構想されている超高速ブロードバンドについては、その点が十分明確にはなっていないのです。

「残り 10%」の地域とは、日本全体でいえば 10%ですが、超高速ブロードバンドがすでに普及しているのは都市部が大半ですから、それを除く地域で見れば、20%であり、30%のエリアとなるのです。

その地域に生活する住民にとって、光回線による超高速ブロードバンドの推進が、本当に投資効果、政策効果が高いのかという点をまず明確にすべきです。その結論が明らかにされたうえで、すなわち事前の政策評価を行い、そのうえで実現施策について検討すべきではないでしょうか。そして、その効果が、現時点では明確に実証されていない実態があります。だからこそ、この設問があるのでしょう。

しかし、現在の議論のあり方は、はじめからインフラ構築ありきで政策推進が決定され、その有効な利用策、便益発揮の方策は後から議論するというように見受けられます。この順序が逆転しています。

上述したように、これらの地域には一般のブロードバンドがよ

うやく敷設され、利用可能となったばかりのところが多くあります。実際の利用面は、まだこれからというところが大半です。一般のブロードバンドの利用効果がすでに実証されているのならともかく、その利用が始まる前に、次の超高速のブロードバンドを推進するというのは、合理的な順序を「飛び越した」施策となってしまいます。まずは、一般のブロードバンド利用の実態を全国的に正確に把握し、その利用推進を行うことを優先すべきではないでしょうか。

もちろん、わが国が世界の多くの国と比べて超高速ブロードバンドの普及で劣っているというのであれば、話は別です。つまり、他の国で超高速ブロードバンドの効果が十分に実証され、日本がそれに追いつく必要があるというのであれば、日本での効果の検証・評価作業は不要かもしれません。しかし、事実としては、国全体として、日本ほど光回線の利用が普及している国はありません。スウェーデン、シンガポール、韓国などの例が挙げられますが、前二者は都市部に集中しており、韓国は、超高速ブロードバンドでもADSLやCATVでの提供が多く、FTTHへの移行は今後の目標とされています。因みに、韓国では国民全体のネット利用率が日本よりはるかに高く、首都ソウルと周辺部だけで人口の4分の1以上が集中するなど都市部の人口比率が高い、65歳以上の高齢者比率も日本の半分にとどまるなど、国情の違いが大きくあります。

超高速ブロードバンドとして、光回線敷設を中心に議論されていますが、CATVを含めて、固定回線網の敷設は、世帯あたりの設置費が相対的に高くなり、利用率が低い場合は、コスト割れになる可能性がかなり高いと思われます。いわゆる「残り10%」の世帯の大半は、山間地、島嶼部など条件が不利なところに多く存在し、これらのエリアは人口の集中している都市部、平野部と比較して、人口密度は低く、山奥などにケーブルを敷設するための物理コストは遡増します。無線ブロードバンド通信システム(BWA)も、固定設備を設置するという点では、費用面でとくに優位とはいえません。

この点、衛星ブロードバンドは、利用世帯にのみ受信設備が必要になるという点では、世帯あたりの費用効率は高いのですが、現状の技術水準では、数メガまでが合理的なサービスの提供範囲であり、次世代技術が普及するまで、なお数年以上かかると見られます。残念ながら、わが国においては、突然の政策転換のために、衛星ブロードバンドの事業性は著しく損なわれ、超高速ブロードバンドに衛星を導入するためには、再度政策の見直しが求められます。ちなみに、衛星通信事業はロケットによる衛星打上げに多額の費用を要し、リスクも大きいところから、国の政策枠組みが安定することが、事業の将来性を確保するためには必須の条件なのです。

次表は、総務省による光回線敷設のコスト試算のデータです。これを見ると、都市部では1世帯8万4千円のもの、山間部郊外では、その7倍の58万3千円もかかります。

100世帯分で想定すると、人口が集中している都市部では合計840万円ですが、山間部郊外では5830万円になります。山間部郊外でかりに30世帯が利用すると想定すると、1世帯あたりのコストは200万円となり、残り70世帯にはメリットがない、無駄な支出となるのです。

「残り10%」をゼロにするための費用は、90%の地帯の平均コストの3倍から10倍以上かかると想定できます。維持費用については、総務省による試算はありませんが、固定回線は台風などの自然災害による道路などの損壊の影響を受けやすく、災害も山間地ほど発生しやすく、かつ修復コストも高くなることは容易に想定できます。

表 地理的条件別 FTTH コスト試算

分類	自治体数	地域毎世帯当り整備費用の平均 (万円/世帯)
都市部	166	8.4
平地部市街地	705	21.6
平地部郊外	366	50.1
山間部市街地	508	25.9
山間部郊外	1,468	58.3

(出典)総務省「わが国の FTTH の現状と政策課題」(平成 17 年)

NTT の「施設保全費」がメタルから光に換えると大幅に減るとの試算が発表されていますが、こうした地域特性の違いを含めたものであるか不明です。条件不利地ほど、世帯あたりの回線延長は長くなります。これは光回線であっても同じです。メタルのほうが故障率が高く、光に換えればその分安くなるというのは、おそらく事実でしょうが、それでも回線延長距離は、光にしても変わりません。

3. 利用者の実態に即した政策を推進していただきたい

私たちは、超高速ブロードバンドの普及そのものが間違っていると主張するものではありません。本研究所は、平成 5 年の設立以来、大分県を拠点として、利用者・住民に資するという観点からインターネットやブロードバンドの普及活動を率先して行ってきました。だからこそ、利用者の実態からかけ離れた施策に対しては、疑問の声を上げざるを得ないのです。

現在のインターネットのサービス形態、利用形態をみますと、明らかに都市型サービスに人気が集まり、対象年齢層も若年層から中年層までに集中し、高齢者になるほど利用価値が低いものが多いのです。

若者は都会に出てしまい、地方でも山間地ほど高齢者が残されています。しかしながら、現在のインターネット上でのサービスは、こうした地方の住民のライフスタイルや生活上のニーズ、価値観などから乖離したものが大半なのです。サービスを提供する企業側からすれば、多数の利用者が見込める市場で収益を上げることが基本ですから、地方の高齢者にわざわざ重点を置いてサービスを展開することはあまり合理的とはいえません。市場競争原理でいえば、これは当然です。

最近の YouTube や Twitter、MiXi や Facebook などの CGM や UGC 型サービスで明らかのように、利用者自身が積極的、主体的にメッセージやコンテンツを発信し、交流するというサービスは、都市型ライフスタイルに適合的であり、田舎のお年寄りがその価値を実感できる可能性は低いといわざるをえません。そして、たとえ使いたくても、ユーザーインターフェースなどの面で使いにくいもの、ハードルが高いものが多いのです。

それでは、電子政府などの公的サービスに期待する、という考え方があります。しかし、電子政府・電子自治体など、住民に利便性を提供するはずのオンラインサービスが、日本では、圧倒的に使いにくく、利用されていないことも事実であり、インターネットの地方への普及などを妨げているといえます。

また、公的サービスの多くは、地域住民にとって日常的に必要なサービスが提供されているわけではありません。多くの手続き・申請などは、一年から数年に一回利用すればよいものです。そしてそのほとんどが、通常のブロードバンドで十分なサービスばかりです。

地方では、人口の減少を基本として、高齢者の増大、老人介護の充実、鳥獣害などの被害拡大、道路の維持、学校の統合、農業後継者の確保、医療の質の維持、などなど、深刻な問題が山積しています。これらの問題の解決に超高速ブロードバンドが本当に有効に機能するのであれば、大歓迎ですが、率直な感想として現状の議論にはそうした想定は薄いように思えます。ICT タスクフォースにも地方の声を直接語れるメンバーは入っていません。

こうした現状を直視すると、少なくとも現時点で超高速のブロードバンドの「100%普及」を政策目標とすることは、インフラ構築を優先させる、従来型の「公共工事」に終わる可能性が高く、より効果が高く、無理のない目標へと、勇気をもって見直すべきであると考えられます。

何より、地方に住んでいる人々の間から、「自分たちも、都会の人が使っている超高速のサービスを使いたい」、「自分たちに合ったサービスを使いたい」という声ですでに上がっていて、それにインフラの提供が追いつかない、というような事態が起きていれば、いまさらこうした議論をする必要はないはずです。

	<p>高速道路や新幹線には、経済合理性はともかく、少なくともそうした明白に実感できる社会的なベネフィットが存在しています。しかし、「超高速ブロードバンド」は、少なくとも当面の間は、平均的な国民、地方の人間からみて、それほど切実に必要としているものではありません。</p> <p>設置しても、すぐに利用度が上がることが見込めないとすれば、それは供給者側の論理の押しつけとなります。なお、ICTタスクフォースにおいて「経済効果」についての試算も公表されていますが、残念ながら地方の実状を的確に反映されているとは思えません。</p> <p>結論として、現状では、政策的に「超高速ブロードバンド」の供給を推進し、価格を低廉にしても、利用者側の実需要の喚起は難しく、社会的便益の増進、事業者側の収益向上といった良循環が実現する可能性は、残念ではあるが、きわめて低いと言わざるを得ません。</p> <p>こうして、利用度は低いことが想定される地域に、相対的に高い費用をかけることが社会政策的に本当に合理的なのか、他の政策と比べて優先度を高くすべきかどうかは、率直に申し上げて、疑問が残ります。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>競争の促進とNTTの組織形態とに関連性が高いことは事実と思われませんが、「低廉な料金で利用可能となる」ことが、超高速ブロードバンドによるサービスの利用促進にそのままつながるかどうかは、前述のように疑問が残ります。問題は、通信のレイヤーよりも、それより上位のサービスのレイヤーにあると思われるからです。</p> <p>また、低廉な料金が、伝えられる「アクセス分離・メタル移行の(強制)推進」を含むNTTの組織形態の変更で本当に実現されるかということについては、留保せざるを得ません。</p> <p>現在、3社による競争が成り立っている携帯電話においても、利用者一般の実感としては、料金は高く感じられ、けっして「低廉な料金」とは感じられていないのです。</p> <p>いずれにしても、NTTの組織形態についての議論と、超高速ブロードバンドの利用率の向上とは、異なる政策目標についての、別個の問題として、切り離して議論するほうが合理的、建設的だと思います。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	多摩大学情報社会学研究所
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。</p>	<p>1. 利用のめどがないのに「超高速」推進は無理がある 未整備エリアについては、平成 22 年度の補正予算等で、ブロードバンド整備に多額の公的資金が投入されようとしている。その構築もまだ終わらず、利用も始まっていない現時点で、2015 年までにすべてを「超高速」に移行させるというのは、あまりに無理がある。なお、多くの地域・自治体では「公設民営」で光ファイバー網を敷設しているが、これと、NTT のアクセス網の銅線から光への「移行」との整合性は明確ではない。</p> <p>これらの地域では、たとえ基盤が整備されたとしても、住民の利用率が、短期間で 100% 近くになるということは、考えられない。現存するブロードバンド用のサービスの大半は、都市型文化の産物として提供され、人気を博しているものであって、そのまま過疎地域などの住民、高齢者中心の人口層に最適のものはない。</p> <p>医療、教育などの分野での利用が強調されているが、医療については、予防医療を含めて、超高速大容量の通信が必要なアプリケーションをすべての住民が必要とするという状況は想定できないし、仮にそうなったとしたらそれ自体が不幸な事態となるかもしれない。予防を別とすれば、医療サービスは、多くの人々が健康で、なるべく受ける人間が少ないことが望ましいものである。</p> <p>教育については、たしかに義務教育のレベルでデジタル教科書など、一定の手段を講じることの可能性は否定しないが、それらのアプリケーションでも、少なくとも当面は、数メガレベルの通信で、十分対応できると考えられ、超高速のブロードバンドの需要を 100% の利用者に発生させるだけのボリュームを産むとは考えられない。</p> <p>すでにブロードバンドの普及がある程度進んだ現在は、むしろ現在ブロードバンドの利用を阻んでいる要因、たとえば医療・教育関係者や自治体の姿勢を変えることが急務ではないか。</p> <p>実際に歳をとり、大都市以外のところに住んでいると、近くにいい医師がいないことがとても心配になる。病院は待ち時間がきわめて長く、予約をとっても一時間以上待たされることはざらにある。院内感染の危険も高い。</p> <p>そういう意味では、各人の健康関連情報をきちんと整理・蓄積してデータベースに入れ、どこからでも利用できるようにすること</p>

	<p>や、日々の追加データが半自動的に入力され、それをもとに遠隔診療が可能になることなどは、とても重要だろう。ただし、そのために、ただちに本当に30メガ以上の超高速ブロードバンドが必要となるのだろうか。</p> <p>こうした利用上の課題への取り組みは、総務省の守備範囲外のものも多く、政府全体としての議論が求められる。それを掘り下げることなく、超高速網のインフラ整備を先行させることには抵抗を覚えるものである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>1. NTT の組織再編と「料金の低廉化」、「残り 10%の光化」の関係には疑問</p> <p>競争の促進と NTT の組織形態とに一定の関連性があることは理解できるが、「低廉な料金で利用可能となる」ことが、伝えられるような「NTT 東西からのアクセス分離・メタル移行の(強制)推進」で実現されるかは大いに疑問である。逆説的にいえば、メタル移行が本当に税金をかけずに、NTT の内部費用の振替で可能であれば、NTT はアクセスを分離しなくても当然そうするだろう。しかし、その場合も、NTT の市場支配力が強ければ、民間市場での料金値下げのインセンティブは発生しないから、料金の低廉化は直ちに起こるとは思えない。</p> <p>これを規制によって担保するのであれば、むしろアクセス会社は民間企業ではなく、公社化するほうが論理的には明確となる。オーストラリアにおいては、「国营会社」によってブロードバンドを整備し、10 年をめどに民間に売却するというシナリオが伝えられた。ただし、オーストラリアでは、現状では民間による光回線はほとんどゼロであり、カバー率 90%の日本とはまったく異なる。</p> <p>われわれは、「残り 10%」の整備のために、全国的な通信公社を必要とするのだろうか。</p> <p>そもそも、日本の電気通信行政は、1985 年の NTT 民営化以来、一貫して民間による競争を主導原理としてきた。今回の「光の道」構想においても、この原則は曲げるべきではないだろうし、そのこと自体に異を唱える論者は少ないであろう。</p> <p>かりに NTT の「アクセス分離」を行い、アクセス専用の新会社を設立すると、競争政策上以下のような問題点が発生すると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス競争がなくなる <p>現存する地域系電力会社、CATV 会社によるアクセスサービスが、「国主導」で強制設置される NTT のアクセス会社に対抗できるとは考えられず、競争状態は事実上存在しなくなる。彼らの多くが市場から退出するとなれば、競争環境は事実上崩壊し、利用者にとっても事業者にとっても不幸な自体となりかねない。これは、大きなマイナスと考えられる。</p> <p>また、競争の主戦場は都市部であり、未整備エリアは、全国的</p>

な競争状況のなかで、「ネットワークの外部性」を満たす要因としては重要だが、未整備エリアのみで競争の成立を議論することは、あまり意味がないだろう。当然新たなユニバーサル・サービスなどによる補填が必要となるだろう。

・全国的な公正競争をどう担保するか

これまで総務省では、条件不利地域については、公的支援を行い、いわゆる IRU に基づいた「公設民営」方式での整備策を推進してきた。この場合は、一般の市場競争が存在しない地域に限定した施策と考えられ、理論上はそれなりの合理性もあるといえるが、かりにアクセス会社を分離するとすれば、新会社は競争市場と条件不利市場の双方にまたがって事業展開することになる。それでも全体としての「公正競争」が担保できるのか、そのためには、何を「ユニバーサル・サービス」として定義するのか、都市部などで市場競争が成立するところでどのような競争条件を担保するのか、といった点を明確にする必要がある。それらが不明確なまま、「アクセス分離」など、結論先行での「組織再編」の議論を推進することは合理的ではない。なお、「公設民営」方式の実態については、必ずしも透明性が確保されているわけではなく、税金による「公共工事」の性格が濃く、NTT などが必要以上に有利になっている可能性も否定できない。

・「水平分離」措置がなければオープンなイノベーションを阻害

新しいアクセス会社が、NTT グループ内に存在するとすれば、相当強力な「水平分離」措置を行わなければ、上位レイヤーとの連携サービスなどで、NTT グループのドミナントな状態は強化される。これは、本来技術とサービスのオープンなイノベーションによって発展すべき通信事業の本質を歪めることになり、上位レイヤーが重要となる NTT 自身にとっても望ましいことではないだろう。

また、新アクセス会社は「卸売り専業」会社となり、企業体としては健全な形態とはいえない。公社にするというのであれば別だが、株式会社として、事実上の独占企業を強制創出するというのは、明らかに時代の潮流に逆行する。

・都市部での競争確保は可能なはず

少なくとも、都市部を中心とする地域では、今後もアクセスレベルで十分に競争が成り立つ余地があると考えられる。その部分を、NTT の支配的地位を事実上容認・強化するような方策の合理性は低いと思われる。競争会社も、市場環境が成立しやすい地域で、一定の「クリームスキミング」としてアクセス事業を継続する可能性までは否定されたくないはずである。むしろ競争会社には、「クリームスキミング」の殻を自ら破り、サービスのイノベーションを梃子に、積極的な市場展開を期待したい。最近のスマートフォンやクラウドサービスの普及は、NTT にできないことを競争会社が提供すれば、十分に成長は可能であることを実証してい

る。

都市部分と地方の未整備地域を同時解決するような都合の良いシナリオは存在していない。地方の人々には短期的には不利かもしれないが、都市部と同等のインフラサービスを市場合理性を超えて急激に実現することは、長期的にみて賢明なことではない。少なくとも現時点で通常のブロードバンドの整備はほぼ達成され、日本は世界でも稀な利用環境が整備されている。とすれば、まずなすべきなのは、その環境下で利用者にとって本当に価値のあるサービスの提供であって、その積み重ねなしに新たなインフラ構築を行うことは無駄な投資となりかねない。

未整備地域において、光ファイバーは経済効率性の面で、必ずしもベストなソリューションとは言いがたい。山間地などでは、維持コストも相当にかかると想定され、利用率や今後のイノベーションの可能性を考えれば、無線(固定無線、携帯の両者)によるアクセスサービスにも、十分競争の余地があり、長期的なコストメリットは高いかもしれない。しかし、NTT アクセス会社を認めれば、こうした競争も存続の余地はなくなる。

2. 利用者側のオープンなイノベーションこそ必要

これまで歴代政権によって推進されてきた日本の「IT 戦略」は、基本的にサプライサイドに重心が偏り、「基盤整備」を先行させ、需要・利用は「後追い」で考えられてきた。政権交代した現在、同じ発想を継続させることは理解に苦しむ。

いま必要なことは、利用者側、サービス側のオープンなイノベーションをいっそう展開することである。その結果、地方、過疎地の住民、高齢者など、現在 ICT を活用する必要を感じていないような人々が、実感をもって使いたいサービス、生活の現実に根ざして必要と思われるサービスが続々と生まれ、「どうしても使いたい」という声が広がることが重要ではないか。それには、国の直接的な政策介入よりも、オープンな環境を用意し、その上で自由なサービス競争が生まれることを優先すべきである。

そういう、利用者重視、需要先行の潮流が生まれれば、たとえ条件が厳しい地域でも、超高速ブロードバンドの需要が顕在化し、事業者側も喜んで設備を打つようになり、競争環境を維持することも不可能ではないだろう。

3. 魁より始めよ

ここで、その一歩として、せめて政府や自治体など、公共機関の内部において、本当に超高速ブロードバンドが有用なのか、利用の価値を自ら実証してみようことを提案したい。少なくとも現在の各省庁の ICT 利用の実態からは、「超高速ブロードバンド」を全職員が活用するという構図は浮かび上がってこない。自治体も同様である。

霞ヶ関において、各省庁の建物に一步入ると、少なくとも一般の人間は携帯電話以外の ICT サービスはほとんど利用できな

い。一定の条件のもとに、無料で無線LANを設置し、各省の代表的な電子政府サービスなどは自由に利用できる環境を設置すれば、足元からICT利用は進むはずだ。諸外国の政府との間でも、インターネットを活用した高精度のテレビ会議や無料の音声電話などをもっと活用すれば、日常的に国際外交が推進でき、ICT利用の便益が明確になる。政府内部の在外公館の職員との間も同様である。しかし、現状では政府省庁のシステムはセキュリティ技術のレベルが低く、オープンな利用には程遠く、実際には(外部から提供される)最新のサービスを使えない状況が続いている。

国民からの意見が、いつでも、オープンに政治家や役所に伝わり、透明性を確保した政策決定ができることが必要なのだ。それは、大臣が個人的にTwitterで呟くとか、一部の会議をUstreamで実況中継する、ということとは質が違う。前者は国民に政策形成への「参画」を認めるものであり、後者の個人的で恣意的な「呟き」の交換や、一方通行での「伝達」とは異なる。

オバマ政権による「オープンガバメント」やイギリス政府による「オープンデータ」の取り組みは、不十分な点も多くあるが、ICTを行政の中核部分にも活用しようという点で、学ぶべき点が少なくない。韓国での政府・自治体によるICT活用は、徹底的に「国民目線」で提供されている。わが国でも政権交代もあって、経済産業省の「オープンガバメント」や文部科学省の「熟議かけあい」など「オープンガバメント」に向けた取り組みがようやく始まっているが、利用者の数はまだまだ少ないのが実態である。

総務省としても、これらの先例を率直に評価し、取り入れるべきは十分取り入れていただきたい。とくに、中央だけでなく、地方自治体、出先機関なども含めて、トータルでのICT活用について、自らの取り組みを大幅に強化し、その経験に基づくことで、本当の意味でのICT戦略を実施できる人材が役所内部の育つはずである。

4. 政策形成プロセスのオープン化、劇場型ではなく「参画型」システムを

国会も同様であり、政党の活動において、選挙以前に、日常的に国民との間でICTを活用できるようなサービスは、たいして普及していない。選挙という、いわば「非日常」の活動にインターネットの「解禁」を行うのではなく、日常的に国民の声をオープンに受け入れる姿勢が必要ではないか。

菅首相は、「参加型民主主義の可能性」を唄っている。しかし、民主党のホームページには、意見を送ることはできるが、その意見は内部で閲覧・処理されるだけで、一般には公開されていない。野党の多くも同様である。これでは、公開性・透明性に欠け、「参加型」とは到底いえないのである。

私たちは、ICTタスクフォースに対しても、4月末に「劇場型ではなく参画型の仕組みの実現を」求める「緊急提言」を行った。(www.teigen-icttf.jp/ 参照)ICTの潜在力を活用すれば、従来

では不可能だった、多くの市民の意見を、単に一方向で聞くのではなく、双方向で交流させ、多数の人々でそのプロセスを共有することが可能である。もちろん「荒らし」「なりすまし」など、それに伴うトラブル対策も必要ではあるが、そのことをもって、実践する前から、問題点を挙げて実行しない理由とすることは合理的ではない。

多くの政策議論が、現在は、東京中心で行われている。タスクフォースの画像の中継は、ないよりマシだが、それで十分ではない。重要なことは、利害当事者(ステークホルダー)が公平に参加できる機会を提供することであり、オンラインでの公聴会を開催し、地方の人々の意見を直接、生の声として聞けるようにするとか、上述のオンラインフォーラムのシステムによって、常時、東京まで来なくても対話できるようにする、といったシステムを推進することである。

今回の意見募集が、「意見に対する意見」の募集と二段階で実施されたことは、不完全ではあるが、半歩前進と評価したい。それだけに、さらにこうしたプロセスのオープン化、システム化にぜひ本格的に取り組んでいただきたい。

それによって、国民の大半が納得できる政策形成が、徐々にではあれ可能となっていくことが期待される。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	北陸通信ネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
はじめに	<p>このたびは、「光の道」構想に関する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことに関しましてお礼申し上げます。</p> <p>弊社は、北陸地域において NTT 西日本との激しい競争を繰り広げながら 17 年余り光通信事業を営んできました。一方、現在の日本において世界最先端の情報通信環境が整備できているのも、弊社を含む地域系通信事業者や CATV 事業者などアクセス網を持つ事業者が、個人向けサービス分野や法人向けサービス分野において NTT 東日本・西日本との間で設備競争・サービス競争を行ってきた成果であると自負しております。この状況のなか、これまで光アクセス網整備に尽力してきた一事業者として、今後も「光の道」の整備に最大限努力していきたいと考えております。</p> <p>さて、去る 4 月 20 日の「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」において、「光の道構想」に関する事業者ヒアリングが開催されております。そこで述べられた意見の中には、アクセス網を構築する弊社として疑問を感じてしまう内容のものがいくつかありました。もし、そのような意見を元に政策が立案されてしまいますと、明るいはずの「光の道構想」に暗い影を落とすことになりかねません。</p> <p>また、「光の道構想」実現に向けた方策の議論において、「光の道」実現には直接的に関係のない NTT 組織問題がクローズアップされ、本来議論すべきインフラ問題が置き去りにされているように伺えます。</p> <p>そこで、これまで光アクセス網を構築してきた実績のある事業者の立場として、改めて以下のとおり意見を提出させていただきます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>超高速ブロードバンド基盤の約 10%の未整備エリアは、過疎、離島、中山間地域などの条件不利地域です。民間事業者にとってこのような地域は不採算地域であり、民間事業者だけの力でもって基盤整備を行うのは困難であると考えます。</p> <p>一方、技術面においては、今後展開予定の LTE 等次世代無線技術や展開済みの DOCSIS3.0 準拠の CATV の回線は、FTTH に匹敵する通信速度を保有するため、FTTH 以外のこれらの技術も重要なインフラと考えます。</p> <p>従いまして、条件不利地域への超高速ブロードバンド環境の整備は、前述の無線技術と固定通信技術の特徴を活かし、これらの技術を組み合わせるハイブリッド形態により推進することが</p>

	<p>できると考えます。但し、前述の通り、これを民間努力だけで実現することは大変困難ですので、引き続き公的支援を投入して頂くことが必要と考えますが、この場合の公的支援は最小限に抑える工夫が必要と考えています。その例として次のような方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、条件不利地域にアクセスするまでの幹線区間(き線点)までは公的支援を投入し、き線点から条件不利地域内に存在する各家庭までは民間事業者の努力(負担)により整備します。これにより、民間事業者は加入獲得のインセンティブが働くものと思います。 一、光ファイバや携帯基地局などの整備を一体的に行うことで二重構築を防ぎます。例えば、過去の補助事業であった「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」と「無線システム普及支援事業」を組み合わせるパターンです。この場合において、地方自治体の意見を反映させた事業者選定を行うことで、効率的なインフラ整備が可能であると考えます。 一、地域事情に応じて、公的支援のオプションを用意します。例えば、IRUに基づく公共設備の利活用と合わせて、需要を踏まえた民間主導のインフラ整備を推進することが考えられます。 <p>なお、北陸地域では、既に公正競争環境の下、民間事業者は自治体からの公的支援を受け、ブロードバンド未整備エリアの解消を実現しているところです。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>市場のコンテンツを利用するための通信環境として、ADSLレベルで十分と感じている人が世の中には多数存在します。また、現在の世帯 ARPU は FTTH より携帯電話が高いにも関わらず、普及率は FTTH より携帯電話が圧倒的に高いのが実状です。このことから分かるように、普及率の向上には料金水準が重要ではなく、超高速ブロードバンド環境に見合うコンテンツの必要性を高めることが重要と考えます。従いまして、国、自治体及び民間が一体となり利活用を促進することで普及率 100%により早く近づくと考えます。現状の普及率 30%に対して、利活用を促進する新たなサービスや付加価値を提供するなど事業者の民間努力により引き上げるための対策を講じると共に、公的支援をそこに投入して頂くことを考えております。利活用促進の具体的な対象分野として、「行政分野」、「医療・福祉分野」、「教育分野」が考えられます。例えば、交通情報や災害情報の映像提供、レントゲン映像等を見ながらの遠隔地での診察、電子教科書や講義のネット配信などが考えられます。</p> <p>次に、NTT 組織形態のあり方ですが、NTT は公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあると考えています。また、移動体通信市場及び加入電話市場で、顧客基盤や市場支配力を梃子として困り込みの動きが見受けられます。このようなドミナント事業者の連携強化は、電気通信市場に多大な影響を及ぼすことが容易に考えられます。従いまして、</p>

	<p>NTT の経営形態の論議は「アクセス整備」の観点ではなく、「ドミナント規制」の観点で検討すべきと考えます。</p> <p>これまで、北陸地域で困難が伴う加入者網を提供する事業に対し、リスクを負いながら投資を行い、「設備競争」および「サービス競争」を地道に実施してきた弊社としましては、利用者が多様なアクセス手段から希望のものを選択できる環境にあることが、利用者にとって利便性があり、また、民間事業者の公正な競争環境を築く要因と考えています。今後も引き続き公正な競争環境が整備されることを要望致します。</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ジュピターテレコム
意見項目	意見内容
総括	<p>「光の道」構想は、FTTH だけではなく、HFC や無線など、多様なネットワークによる公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせて実現すべきである。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤(電柱、管路等)を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。</p> <p>体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率 88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考えます。</p> <p>これまで、設備競争を中心に超高速ブロードバンドサービスのカバーエリアが増加してきたことを鑑みると、業界努力としての設備競争を無に帰す、ユニバーサルアクセス会社やNTT 機能分離によるアクセス整備の一社対応等の政策選択は行わず、あくまで設備競争の延長線上での基盤整備を行うべきである。</p> <p>設備競争が事実上、困難となり、設備競争が独占状態に回帰することがないように、その取扱いについて、慎重な議論を要望する。</p> <p>なお、設備競争と両輪であるサービス競争については、公正競争促進の観点から、ボトルネック設備所有事業者の影響抑制のためのドミナント規制の堅持及び強化(活用業務や目的達成業務の見直しなど)、総合的な市場支配力への対応の検討が必要と考える。</p> <p>当社としては、設備競争促進としての設備競争への通信事業者の参入の呼び水となるような各種施策の充実(線路敷設基盤の借用の簡略化など)や、サービス競争促進としてのレバレッジの抑止も含めたドミナント規制の強化及び総合的な市場支配力への対応検討など、効果的な政策の検討を改めて要望する。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における	サービス基盤未整備エリア(10%)と、整備済エリア(90%)に分け、それぞれの目的に応じた施策を検討すべきである。

<p>基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>サービス基盤整備については、特定 1 社に委ねるものではなく、競争原理の導入により、ルーラルエリア毎の必要コストを前提に整備主体を選定すべきと考える。</p> <p>サービス基盤未整備エリアの基盤整備については、採算性等の問題から、民による整備は困難であるため、総務省主導による「ブロードバンドゼロ地域解消」にて実績があり、実現可能性の高い「公設民営」等の検討・導入を要望する。</p> <p>「公設民営」等は、FTTH に限らず、地域特性等の状況に適したネットワークによる基盤整備を行うべきである（例：HFC、WiMAX 等、有線無線に限らず多種多様なネットワークを検討対象とすべき）。</p> <p>サービス基盤未整備エリアにおいては、超高速ブロードバンドサービスを提供していない CATV 事業者のネットワークを利用した基盤整備の検討も効果的である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持するためにも、ボトルネック設備を有する事業者へのドミナント規制の堅持・強化及び NTT グループによる市場支配力に基づく競争ルールの整備が必要である。</p> <p>地域に根差したケーブルテレビ事業者としては、日本ケーブルテレビ連盟が「『地域力』検討特別委員会」を創設し、設備の利活用や新サービス開発、地域コンテンツの充実や、地域課題解決等、多岐に渡って検討を実施している。</p> <p>普及促進のためには、国民が超高速ブロードバンドの導入に対してインセンティブを感じるような方策と、公正競争の促進が必要であると考ええる。</p> <p>① 設備競争によるインフラ設備の技術革新とそれによるコスト削減、機能増強(増速や機能追加等)</p> <p>② サービス競争による多種多様なサービスの開発及び質の向上</p> <p>上記 2 点は、健全な競争環境を通じて、国民に対して魅力ある超高速ブロードバンドサービスの低廉な料金での提供を行ううえで、必要不可欠と考える。</p> <p>設備競争が実施されない状態では、インフラの技術革新や、普及に対するインセンティブが働かず、新たなインフラ技術を利用した、多種多様なサービスの開発も行われない。</p> <p>設備競争とサービス競争はあくまで両輪として、促進されるべ</p>

きであり、そのためにも新たな独占形態になりかねないインフラ整備の特定一社対応は行わず、市場に対応をゆだねるべきである。

よって、公正競争環境の構築、堅持のためにも、現状整備されているドミナント規制の堅持・強化とあわせて、NTT グループとしての総合的な市場支配力についても規制の必要性について、改めて議論すべきと考える。

ブロードバンドサービスの広がりとともに、各市場のサービスが複合して提供される等、新たなサービス形態が産まれてきており、グループ全体の市場に対する影響力が高まっていることから、単一市場におけるドミナント規制のみではなく、複数市場を俯瞰的にみた上で、グループとしての総合的な市場支配力について検討を行うべき時期がきていると考える。

魅力的なサービス創出のためにも、恣意的な価格操作による需要創出ではなく、競争環境の整備による積極的な事業者間の競争による需要掘り起こしを推進すべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	医療法人 仁泉会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>今日、病院の機能分担・高度専門医療の提供や医療保険制度の改変など、医療が大きく変わろうとしている中で、『患者さまあつての私たち』の考えを原点に、地域医療中核病院として、患者さまにいつでも何処でも安心して医療サービスを受けていただけるよう、「技術・設備・人材(心)」の三者が調和した、組織全体のチーム医療の実践に努めております。</p> <p>特に医療設備の進歩は目覚ましいものがあり、詳細な画像情報等、患者さまの診療において非常に有効な大容量の情報が即座に得られるようになってきており、又その有効な情報が、ブロードバンドネットワーク(光ネットワークや高速無線)を通じて、時間や場所を越えて他の医療スタッフや医療機関、更には患者さまへタイムリーに提供できるような仕組みが現実化しつつあります。</p> <p>このように、患者さまへより良い医療サービスを提供するためには、ネットワークを含めた医療設備の充実が切っても切り離せないものであり、医療設備を支えるネットワークについては、今後より一層、「高品質で」「止まらない」「スピードが速く」「安価で」「直ぐ繋がる」「トラブル時の復旧が早い」ネットワークを望むところです。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>今回の「光の道構想」について、医療サービスと医療設備の充実とが切り離せないのと同様、NTT 設備部門とサービス部門を切り離すという構造分離の考え方は、私たちの要望に逆行するものと考えざるを得ません。NTT が地域会社と長距離会社に分割された時も非常に分かりづらく、今でもサービス等申し込みがワンストップとならず不自由を感じる場合があります。</p> <p>会員全員がネットワークサービスの恩恵を受けている大東商工会議所会頭の立場からも同じような過ちを繰り返さないよう、利用者の要望するところを最優先に検討を進めていただきますよう、切にお願い申し上げます。</p> <p>以上</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ニューメディア
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアにおける基盤整備については以下の2点が重要と考えます。即ち</p> <p>(1) インフラの選択肢は多彩であるべきこと</p> <p>(2) 事業者選定は公正に行われるべきであること</p> <p>よって現在議論されている、独占的事業者による1方式のみのインフラ整備には反対します。</p> <p>理由については、(1)を前提とすれば、(2)は当然のことであるので、(1)を中心に以下、意見を提出します。</p> <p>現在、超高速ブロードバンドサービスが提供可能なインフラは、FTTHのみならず、ケーブルテレビ(HFC)、無線等、多種多様に存在し、それらがそれぞれ技術開発を競いながら、サービスの高度化、コストの低減を競っています。</p> <p>仮に基盤整備を独占的事業者による1方式のみに限定した場合、競争原理が働かなくなる為、利用料の低減やサービスの向上が停滞する可能性があります。</p> <p>また、未整備エリアの中でも既にケーブルテレビ事業者のネットワークが構築されている場所も多く、これら事業者の提供サービスをもって超高速ブロードバンドサービスが既に提供されているケースや、超高速ブロードバンドサービスが未提供でもインフラのアップグレードにより提供可能となるケースが大半であり、これらエリアでは、事業の継続性の観点からも、総整備コストの低減の観点からも、ケーブルテレビ事業者のネットワークを活用すべきと考えます。</p> <p>未整備エリアの中でケーブルテレビ事業者のネットワークも整備されていない場合は、全国の未整備エリアを1事業者1方式という硬直的な整備ではなく、それぞれの地域特性を勘案し、地域毎に多彩な選択肢の中から整備インフラを公正に選択することが、結果として利便性の向上、整備コストの低減につながるものと考えます。整備方法は実績のある公設民営で、希望事業者による競争入札を実施することが、最も適切と考えます。</p> <p>尚、一部では電柱等を持たない事業者はインフラ整備が困難である、ということが全国1事業者1方式によるインフラ整備の理論の根拠となっているようですが、我々ケーブルテレビ事業者は大手通信事業者と比べると遥かに脆弱な企業規模でありなが</p>

	<p>ら、粘り強く、歯を食いしばりながらネットワークを構築し、サービスを提供してきました。結果として利用者から見たブロードバンドサービスは1事業者に偏ることなく、多様化し、サービス品質の向上と利用料の低減を実現してきたものと確信しています。この事実を鑑みれば、大手通信事業者のインフラ整備参入は不可能ではなく、むしろ競争原理の最大化により、更なる利用料の低減や、サービス品質の向上が期待できます。この観点からも、独占的事業者の1方式のみによる整備には反対です。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上の為に求められる要素としては、①インフラの利用料の低減、②インフラ上で提供されるサービス、アプリケーション、コンテンツの魅力の向上、③ブロードバンド利用者の意識の向上、が考えられ、インフラの利用料にだけフォーカスするのは適切ではないと考えます。</p> <p>インフラの利用料が低下する最も大きな要因は、競争原理が有効に働くことであり、その意味では1事業者1方式による整備では、その効果は期待できない。又、もう一つの要因である技術革新においても、競争原理が働かない環境下では、事業者側に開発意欲、設備更新意欲が十分に働くとはいえず、こちらについてもその効果は期待できません。</p> <p>結論として、1事業者1方式によるインフラ整備は、低廉な利用料金の実現を阻害するものと考えます。</p> <p>一方、インフラ上で提供されるサービス、アプリケーション、コンテンツの魅力の向上については、当社を含めケーブルテレビ事業者はかねてより地域密着を旨として事業を展開しており、地方での利用率の向上の為に必要なコンテンツ・サービスをこれからも、今後も提供していく事業体として必要不可欠な存在であると自負しています。当社でも地元自治体や医療機関等と協同で地域電子医療システムを構築し、病院の電子予約やカルテの共有化等の利活用を行っていますが、超高速ブロードバンドのインフラ整備を独占的な全国事業者による1方式のみに限定した場合、中長期的にはケーブルテレビ事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすだけでなく、結果として地域に根差したサービスの継続性に支障をきたす可能性が高くなることが懸念されます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 NTT ふらら
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>既にブロードバンド市場は今までの競争政策によって事業者間の競争市場が形成されており、ISP 料金やブロードバンド料金は十分に下がっていると認識しています。ブロードバンド利用率の向上には、コンテンツ・アプリケーションの活性化が有効と考えます。</p> <p>現在、コンシューマー向けブロードバンド対応コンテンツの中で最も普及しているもののひとつは、IPTV や VOD といった TV 向け映像サービスです。例えば「ひかり TV」は既に 100 万人以上の方がブロードバンドを利用し、TV 向け映像コンテンツを楽しんでいます。</p> <p>このようにブロードバンド利用率向上を更に実現するためには、生活に密着した魅力あるブロードバンドコンテンツ・アプリケーションの活性化に注力することが重要と考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>コストパフォーマンスが悪く採算のとれない最後に残された10%あるいは5%といった未整備エリアについては、(利用率を限りなく100%に近づけ得る見通しの保証があることを条件に)国あるいは地方自治体等による何らかの公的支援が必要と考える。ただ、必ずしも光にこだわらずに、以前デジタルデバイド対策としてBWAの周波数割り当て(10MHz)がなされたように今後益々ブロードバンド化する無線通信の利活用も視野に入れてはどうか。特に今年の12月から首都圏等で商用サービスが始まる3.9世代携帯技術(LTE)などを導入すれば、(20MHz帯域幅でピークレート300Mbit/secと)現状の光サービスと遜色のない広帯域伝送が可能になり得る。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>アクセス網を分離独立させる話が出ていると聞く。一見合理的な考えに見えるが、果たして競争のない世界に戻して健全な発展が望めるのだろうか。逆に、熾烈な世界的な競争から取り残され、発展が阻害される可能性があるのではないかと危惧される。現在携帯電話の世界ではLTE, WiMAX, 更にはIMT-Advancedと熾烈な世界的競争が行われている。そこでは、バックボーンとしての光ファイバ網のみならず、光ファイバで結び付けられた張り出し基地局や分散アンテナ基地局、基地局連携送受信技術など、光ファイバと切っても切れない新技術が切り札となりつつある。FTTHの先に簡易携帯基地局を設けるフェムトセルも注目を集めつつある。このように今後光ファイバと無線技術の結びつきは益々強固になるが、その技術展開を阻害しないように留意することが不可欠である。その点からも、やはり現状通り、競争が必要と考える。実際、関西地域ではNTT西日本とケイ・オプティコムの間で健全な競争が行われており光ファイバの敷設整備は順調であると聞いている。</p> <p>一方、その利用率が低いのは料金が高いからではなくて魅力的なサービスの欠如が主因ではなからうか?(実際、ほとんどの世帯で携帯電話の総支払額は光ファイバを利用した場合の支払い額を上回っているのではなからうか?)エンターテイメントだけでは利用のインセンティブは限定的である。やはり、教育や医療、そしてヘルスケアなど国民が是非とも使ってみたい魅力あるサービスをネットで提供することが不可欠であり、そのためには現在バリアとなっているさまざまな規制緩和を実施する必要があるのではなからうか?個人的に電子政府にも大いに期待しており、</p>

	<p>確かに確定申告の際の申請書類作成支援システムは便利であり毎年活用しているが、e-TAX のほうは何度か活用を考えたが（多忙な時期に敢えてそれに挑戦するメリットが見出せずに）その度に諦めた経緯がある。もう少し国民の目線に立った利活用の促進策こそが現在最も期待されていると考える。</p> <p>なお、iPhone (iPodTouch)や iPad の登場は衝撃的であった。このような使い勝手の優れた端末に、魅力あふれるアプリが搭載されれば、ブロードバンドを利用してみたいと考える国民が一気に増えるのではなかろうか？（この場合、国民にとっては、リーズナブルな価格で使えさえすれば、通信媒体は光ファイバであっても広帯域無線であっても、どちらでも構わないと考えられる。）</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	九州通信ネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
はじめに	<p>弊社は、昭和 62 年の設立以来、地域に根ざした通信事業者として、法人向けデータ通信をはじめ、コンシューマ向け光ブロードバンド、光電話などの通信サービスを提供してきました。</p> <p>なかでも、光ブロードバンドサービス“BBIQ”については、平成 14 年 4 月のサービス開始以来、逐次、提供エリア拡大やサービスの向上に努め、平成 21 年度末で 28.4 万のお客さまにサービスを提供しております。</p> <p>弊社は、今後とも、お客さまに満足して頂けるよう、サービスの充実、サービス品質の向上等に取り組むとともに、「光の道」構想の実現に向けて努力していく所存です。</p> <p>今回の意見募集に際しましては、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを提供している地域の通信事業者の立場から、以下のとおり意見を述べさせていただきます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>[未整備エリアにおける基盤整備の在り方について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「光の道」における基盤整備については、民間事業者間の公正な競争原理の下、民間事業者間で設備競争、多様なサービス競争を行いつつ、民間主導により進めるべきと考えます。 ○しかしながら、未整備エリアの多くは、離島や山間地域など民間事業者が採算を確保できない地域であり、民間事業者の自助努力のみでは「光の道」の整備を進めることが難しい状況です。 ○このため、未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、引き続き、IRUに基づく公設民営方式など、地方公共団体を通じた公的支援により進めていくことが適当と考えます。 ○なお、公的支援を最小限に抑えるためには、「幹線部分は公設により、引込線部分は民間事業者の負担により整備」することが、民間事業者の加入者獲得(利用率向上)インセンティブを高める観点からも有効と考えます。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

[利用率向上について]

○ 利用率の向上には、「低廉な料金でブロードバンドが利用可能であること」はもちろんですが、それ以上に「豊富なコンテンツ(アプリケーション)」を用いて、“必要性”や“利便性”を高めることが、より重要であると考えます。

例えば、

- ・携帯電話は、FTTH より料金が高いにもかかわらず、FTTH よりも広く普及している状況にあります。
- ・一方、ADSL は比較的安価であるものの、決して普及率が高いとは言えません。

○ 必要性を高めるには、FTTH の特長であるブロードバンド(高速大容量)を活用した、医療・教育・行政等の分野における生活必需サービスの創出・提供が不可欠と考えます。

また、利便性を高めるには、地方自治体(役場)、学校、病院、図書館、公民館など人々が集積する公共拠点施設において住民が自由に利用できるなど、いつでもどこでも誰もが利用できることが大切であります。

さらに、公共アプリケーション利活用を阻害する各種規制を見直すなど、利活用を促進するための環境整備が必要と考えます。

<アプリケーション例>

- 医療分野(遠隔医療、電子カルテ)
- 教育分野(デジタル教科書、電子成績表)
- 行政分野(選挙投票の電子化、ワンストップ電子申請) など

[料金の低廉化について]

○ 「低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化する」ことに関しては、地域の通信事業者は、既に、NTT 東西と競争状態にあります。

その競争状態の中、徹底したコスト低減を図りつつサービスを提供しており、今以上に極端に安価な料金で提供することは難しいと考えています。

[NTT の組織形態の在り方について]

○ NTT の組織形態につきましては、「光の道」の整備の観点のみで議論すべきではなく、NTT 内の情報ファイアウォールの強化、強大な市場支配力に着目したドミナント規制のあり方などの課題を整理した上で、アクセス網保有部門のあり方を熟考すべきであります。

○ また、アクセス網保有部門の再編を条件に、現在、事業運営が制限されている NTT グループ各社に対する規制の見直しについても、実施すべきでないと考えます。

	<p>○ NTT 組織形態につきましては、別の場で検討すべきと考えます。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアについては、光化に限定せず、さまざまな超高速ブロードバンド基盤による整備を許容して欲しい。 ● 未整備エリア以外の超高速ブロードバンド基盤の在り方についても光化以外のテクノロジーとの共存を認めて欲しい(別紙1参照)。 ● DSL や ISDN は計画的に速やかに撤去し、運用コストを低減化して通話料の低減化を図って欲しい。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● DSL と同程度の低廉な料金による光の超高速ブロードバンドは、利用者の利用率を高める重要なドライバーのひとつになるだろう。同時に多様なサービスに創造も必要であり、その環境の整備もあわせて必要である。 ● 構造分離または機能分離は、上位レイヤのサービスの多様化をより促進すると思われるので賛成する。ただし次の注意が必要と思われる(詳細別紙2)。特に上位レイヤのプラットフォームやサービスが十分に多様化しているという認識は危険である。NGN ネイティブの上位レイヤは NTT 支配下にあり、多様なサービスを提供するエコシステムが必要である。 ● 光アクセス網ならではのサービスによる差別化は、DSL や既存の音声サービスとの共存を促進するだろう。むしろ「差別化しにくいサービス」が光による超高速ブロードバンドの普及を実現するだろう。この結論は従来の議論とは反対の結論だといえる(別紙3)。 ● 本意見書で最も強調したい点を述べる。すでにツイッターで原口大臣にも提案したが、上位レイヤでのサービスの多様性を実現し、どんなネットワークやデバイスからもアクセスできるようにすることを目的とする「プロジェクト・ディベルシタス(多様化計画)」を計画し、世界中の多様なネットワークサービスを網羅し、データベース化するとともに、多様性に富んだエコシステムを維持することを進めることを提案する。そのための研究の促進を進める環境整備もあわせて提案したい(別紙3)。

まず、光100%化には、原則、反対していないことを最初にお断りしておく。また本意見では、ISDNによるアクセスやDSLなどを残すべきだと主張しているわけではない。ただ複数のブロードバンドを同一のキャリアで二重管理することは、運用コストを増大させる可能性がある。このためNTTはこうした二重管理を早期に排して料金の低廉化を図った欲しい。こうした既存のブロードバンドアクセス網から光への移行は速やかに進めるべきであり、そのためには何らかの方策も必要であろう。以下、簡単に整理するが、これで十分だとは思っておらず、ここに掲げた意見が誤解にもとづいていたり、間違っていたりする可能性を否定しない。

高速ブロードバンドアクセス網と整備・未整備エリアの関係

	未整備地域	整備地域
サービスレイヤ	多様性のあるオープンなサービスの実現には 高速度なブロードバンドアクセスの整備は必要であるか もしれないが光である必要はないと思われる。	
ネットワークレイヤ		
高速ブロードバンド アクセス網	光以外の方法の許容	光中心にリプレース 光以外の方法との共存検 討 光以外の方法の許容

- 超高速ブロードバンド基盤の100%化と超高速ブロードバンド基盤をすべて光にすべきとする議論は別の議論である。
- 光のカバー率と光アクセス網の普及率、ブロードバンドアクセスの普及率の3つの関係の混同を払拭して欲しい。
- 超高速ブロードバンド基盤については、その未整備地域はもちろんそれ以外の地域においても、光以外のアクセスの方法と共存させて欲しい（注意参照）。

高速ブロードバンドアクセス網の必要性

	未整備地域	整備地域
ブロードバンドが不要 従来の電話は必要	従来の電話だけの低廉な料金を実現、追加コストはなし (仮に100%光化するにしても)	
無線による電話と ブロードバンドで満足	そもそも光アクセスを強制できない	
高速ブロードバンド アクセス網が必要	光以外の方法の許容	光中心にリプレース 光以外の方法との共存検 討 光以外の方法の許容

- 超高速ブロードバンド基盤（アクセス網基盤と理解しているが）の未整備エリアについては、光化に限定せず、さまざまな超高速ブロードバンド基盤による整備を許容して欲しい。また光化を進めることを望む地域住民がいる地域に対して、その障壁となる法令については、事業者の利益を著しく損なわない範囲で、政府や自治体の首長の決断や英知があれば、議会の手続きは簡素化して速やかに進めることができるようにして欲しい。
- 未整備エリア、整備エリアに限らず、ブロードバンドを必要としない世帯が本当にデジタルデバイ

ドの不正を認識しているか疑問である。またブロードバンドの利活用を国民に強制することについては、さらに疑問である。また固定電話を設置しないケーブルカッターも若年層を中心に存在していることを認識すべきである。このようなケースを今一度整理する必要があるのではないか？

注)

- 超高速ブロードバンド基盤については、その未整備地域はもちろんそれ以外の地域においても、光以外のアクセスの方法と共存させて欲しい。たとえばWiFiによるマルチホッピングやWiMAXとの共存は、M2Mなどの特定なサービスでは有効であろう。DSLやISDNの早急なる撤去を是とするにしても、無線技術やCATVとの共存は新しい革新を生み出すと思われる。これらの技術は時に軍事用に転用できることはあり、こうした技術を軽視することは、国防上も禍根を残すことになるだろう（別紙2の注参照）。
おって事業者ともども政府関係者にご相談に伺うことを望んでいる。

多様なサービスレイヤ (SaaS)						SMP の規制 卸売規制の復活 独禁法の強化
多様なプラットフォーム (相互接続) (PaaS)						
SDP (PaaS)						
NTT の NGN	KDDI の NGN	SB の NGN	携帯 事業者	CAT V	VNO	SMP の規制 または卸売規制の復活
NGN 過当競争による上位レイ ヤの多様性疎外の防止			FMC		参入の 容易化	
分離された NTT アクセス /携帯網/CATV アクセス網 (IaaS)						ボトルネック設備の規制
多様なデバイス						接続の自由の徹底

- 光や特定のキャリアを意識しないで済む多様な端末の接続を促進する方法を検討して欲しい (SIM ロックのようなロックインを光では認めないようにする)。この場合、TA から先の家庭や事業内のネットワークもオープンになるように検討を要するだろう。
- 複数の通信キャリアの競争が過当競争に相転移して、それぞれ孤立した閉じたネットワークサービスを提供するようになって、多種多様なサービスの提供が阻害されないように監視して欲しい。
- 携帯事業者との連携による FMC を容易にすべきである。たとえば、NTT、SB や KDDI との FMC 相互の接続をわざわざ制限しないで欲しい。またそのような相互接続を進める VNO が登場を制限しないで欲しい。その方が利用者の選択を広げるだろう。
- アクセス網を分離後の上位レイヤの NTT に対して、SMP 規制または新たな指定電気通信設備などによる規制を考えるべきである。SMP の規制が困難な場合は、卸売の規制を再度復活すべきである。接続料は本来、双方向通信を前提にしたものであり、かつ本来競争力のないトラヒックの少ない通信サービスに対しても同じ料金であったりするために、いたずらに料金の過当競争をまねくだろう。卸の自由化はキャリアの不当廉売を招き、VNO の事業の発展を損なってきたという。また接続に関する相互接続や卸売りに関して、NTT グループ会社だけ有利に働かないように、従来と同様に各レイヤでの接続料金を管理し、原則、誰もが自由に接続できるようにして欲しい。
- プラットフォームの競争と同時に、いずれプラットフォーム間の相互接続を実現する制度ならびに技術の検討も必要であろう。
- その他
 - 分離後のアクセス事業会社に従来の東西 NTT と同程度規制する。
 - 分離会社は東西に分割せず、現在ある東西間の接続料を中止する。
 - 上位レイヤ会社との接続料は利用者間で二重に支払うことにならないようにして欲しい。

注)

- **上位レイヤのプラットフォームやサービスがすでに十分に多様化しているという認識は危険である。たとえば NGN ネイティブの上位レイヤはまだ NTT の支配下にあり、多様なサービスが提供できるエコシステムの環境構築が必要である。**
- M2M の環境構築は、まだこれからである。なかでも WiFi はキャリア回線を使用しなくても利用できる。新規参入者に新しい事業機会を与え、利用者には運用コストの低減をもたらすだろう。こうした回線は通常は別の目的に使っていても、緊急時には帯域制御して緊急連絡網に使用することも可能だろう (別紙1の注参照)
- 外資投資家によれば構造分離は株主価値を棄損するとする5月のICTタスクフォースでのNTTの主張について、より詳しく説明してほしい。少なくとも諸外国では、株価はファンダメンタリズムで

動いていように思われ、機能分離や構造分離の影響はないように思えるからだ。日本ではブロードバンドの成長余力はないとする説明もあるだろうが、アナリストにそのようなことを求めることは自由な資本主義に反するかもしれないので、その意見を信じた NTT の根拠を知りたい。たとえば時価総額のシミュレーションなどもモデルと一緒に提示して欲しい。また政府を含む他の株主も同一の見解なのかぜひ知りたい。これは批判ではない。株主価値の棄損を心配するのは経営者として当然であり、筆者も構造分離での最大の焦点は株主価値にあり、政府だけの一存だけで構造分離できるはずはなく、しかるべき法的な手続きが必要だからである。

- 構造分離は、東証の規則ではテクニカル IPO で実行可能と思われる。その具体的な方法について、東証または専門家の見解を同時に参照し、その工程と必要な期間を検討して公表して欲しい。特に東西 NTT は接続会計の開示が行っているので、分離前後の財務諸表の作成は不可能ではないと思われる。
- 構造分離または機能分離する場合は、BT と同程度の規制の導入が必要と思われる。

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の未整備エリアは、整備に多大なコストがかかる地域が多く、各事業者が経済的合理性に従った結果として整備が進んでいない側面が強いと認識しております。 ・超高速ブロードバンド基盤の整備は民間主導が望ましいが、民間企業が事業として実施する場合、持続可能な見通しが得られる形でなければ投資は出来ないと考えます。 ・「光の道」実現の目的は、超高速ブロードバンドを使ったユニバーサルアクセスの実現により、医療・教育・行政サービス等を届けることにあるため、まずは整備負担を明らかにした上で国民が得られる利益とのバランスを考慮する必要があると考えます。 ・早期整備が最優先される場合は、国の予算措置を含めた政策的誘導に加えて、整備後の保守・維持の経費についても、国が適切な支援策を講ずることが望ましいと考えます。 ・現在未整備となっているエリアの基盤整備に関しては、ブロードバンド『サービス』の提供に対して必要十分なインフラという観点から、ワイヤレスブロードバンドを含めた多様なソリューションを許容するフレキシブルな事業オプションを探求すると共に、経済的な技術手段を柔軟に適用する必要があると考えます。 ・政府もこの趣旨を汲んで、柔軟な政策展開を行うべきと考えます。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超高速ブロードバンドの整備率が90%であるのに対して、利用率が30%と低迷している事実から洞察されるのは、インフラの設備競争よりも、その上で展開されるサービスにブロードバンド事業の重点が移ってきているということと考えます。 ・インフラからサービスへのパラダイムシフトは世界的な傾向であり、インフラ技術だけでは、メーカーの喫緊の課題である日本の国際競争力向上にはつながらないと考えます。競争力の強化という観点から、競争の主戦場に焦点を合わせることが肝要であります。 ・超高速ブロードバンドの利用率向上のためには、公共・民間・家庭等が率先して活用可能な様々なアプリケーション、サービスを充実させ、利用を促進させることが最重要課題と考えます。 ・政策的誘導措置として国民にサービス加入等へのインセンティブを与えることも有効であると考えます(例:エコポイント類似の制度創設等)。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>高齢者や ICT 弱者を含めたあらゆる層のユーザにとって使いやすく、かつそれを利用することで各々のユーザが大きな便益を享受できるようなサービスを創造するためには、民間と政府が両輪となってそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。民間においては、既にオープン化が進展しているネットワークの上で、通信事業者を始めとした様々なプレイヤーが多様なビジネスモデルを競い合うことが、ユーザにとって新たな価値をもたらすサービスの創造に繋がるものと考えます。また、諸外国と比べて ICT の利活用が遅れている電子政府、医療、教育等といった生活に密着した分野に関する公的セクターの取組みも重要であることは言うまでもありません。例えば、政府においても、現在検討されている霞が関クラウドや自治体クラウドの構築、国民 ID 制度の整備といった省庁横断的な施策の早期実現に向け、引き続き取組んでいただくことを期待します。</p> <p>なお、NTT の機能分離、構造分離は、技術中立性を欠くばかりでなく、設備競争の前提となる投資インセンティブを減少させ、技術革新やユーザニーズへの弾力的な対応を阻害し、結果としてユーザ便益・利便性を損なうことに繋がるため、実施するべきではないと考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ヤフー株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>「光の道」構想の推進に賛成いたします。</p> <p>現在、インターネット上のビジネス環境ではすでにグローバル競争が始まっており、この1年間で飛躍的に知名度もあがり利用者数も増大した Twitter の例を出すまでもなく、海外企業が物理的に日本国内に事業所やサーバをおくことなくサービスを展開しております。</p> <p>このような環境下で行なわれている競争は、様々なプラットフォームを提供する部分での競争となっています。しかし残念ながら、わが国の産業がこの分野でトップを占めているものは少なく、諸外国のサービスに遅れを取っているといわざるを得ないと考えております。このような状況について、インフラ面から一気にパラダイムシフトを図ることが、わが国の産業強化にも繋がるものと考えています。もちろん、情報流通によって国民の生活が豊かになることも期待していますが、最先端の環境を全国的に整備し、他の国との利用環境での差を広げることで、最先端の技術を用いたサービスをわが国にもたらす可能性が高まるものと考えています。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>上記のような環境の整備は、できるだけ早急に完成される必要があり、民間の競争に委ねてきた今日までの状況の単なる延長では短期間に達成することが困難であることは明白だと考えます。早急な光の道の実現と実現後の安価なサービスの提供の実現のためには、国の戦略としてNTT東西、電力、ケーブルテレビなども含め環境整備のための構造変化を検討することも必要であると考えます。</p> <p>なお、実現される光の道がオープンプラットフォームとして機能するような体制の確保も重要であり、料金等の設定やサービス維持の適正性を確保するためには、料金設定基準の透明性を確保するための制度づくりや、消費者及びプラットフォーム利用者の代表から構成される第三者機関で監視する仕組みを併設するなど考慮する必要もあるのではないかと考えております。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>①未整備エリア(約10%の世帯)が、なぜ未整備になっているかを明らかにした上で論じるべき問題である。未整備の理由が判らないと在り方を考える事は出来ない。</p> <p>②未整備になっている理由によっては、100%でなければならぬことは無い。また、光が100%でなくても携帯電話や無線LANなどで補完する手段がある。</p> <p>③ブロードバンド需要が見込めないか、投資効率が低いために未整備になっているエリアの基盤整備を事業者に対して強いるべきではない。不経済投資のコストがブロードバンドサービスの価格アップもたらす。</p> <p>④ブロードバンドの需要密度が小さくても、住民の福祉や行政の効率化、地域振興などのために必要ならば、民間レベルではなく行政が基盤整備を負担すべきである。</p> <p>⑤超高速基盤整備を100%にするためにメタル網による固定電話を光IP電話に切り替えるに当たっては、固定電話利用者の意向を尊重しなければならない。TV放送のデジタル化のように時限を切って一方的に以後アナログ放送は無しとするような移行をしてはならない。</p> <p>⑥家庭でのブロードバンドの必要を認めない国民の数は、実体感覚として半数にも及ぶのではないか。総務省タスクフォースのレベルと国民平均レベルでは認識の較差が大きく、タスクフォースの結論がそのまま国民レベルで受け入れられるものではない。このようなブロードバンドの必要を認めない人に、メタルから光化へのコストを負わせることはできない。だからと言って事業者負担にすればブロードバンドサービスの価格アップにつながる。</p> <p>⑦メタル・アクセス網を全て光化したあとのメタル・アクセス網は未稼働資産となり、その維持費や撤去工事費などのコストはブロードバンドサービスの価格を押し上げる要因となる。メタル・アクセス網は利用者が消滅するまで、耐用年数に達するまで活用すべきである。</p> <p>⑧メタル・アクセス網には相当な行政用途の回線が收容されており、行政は先ず率先してこれらを光IP化すべきである。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

- ①低廉な料金で利用できるようにするには、基盤設備への投資コスト及び運用コストが低廉であることが求められる。然るに事業者が割拠して、公正競争の名目でバラバラに設備の整備や運用を行うことになると、分割損が生じて国家レベルとして得策ではない。基礎研究の段階から運用に至るまで一貫して世界の先導的な実績を積んでいるNTTが公共的使命を認識してその責任を果たすべきである。通信事業のグローバル競争が進んでいる点からもNTTが一体になって進めるべきである。
- ②利用率を上げるために、最も重要な事は利用を阻む制度や規制を除去すべきことで、省庁横断的な取り組みが必要となる。また同時に、先導的な需要の呼び水として行政活動に電子政府などを取りいれて超高速基盤の利用を進めるべきである。超高速基盤を行政事務に取り入れる事により、公務員の要員数削減や行政サービスの迅速化にもなる。
- ③次いで利用率を上げるために、サービスの内容と価格が重要で、これこそ優れたソリューションやコンテンツと低廉な料金で活発な競争が求められる。現状では、娯楽やショッピングの分野が広がっているが、更に医療、高齢者対策、教育・学習、観光・地域振興等の分野の拡大が望まれる。
- ④更に必要な事は利用者の掘り起こしで、特に高齢者や専業主婦のブロードバンドサービスに対する認識を高めることである。サービスを利用していても、娯楽やショッピング中心の検索サービスが殆どで、例えば実生活で役立つ遠隔診断などの医療面や行政の事務処理等などには余り利用されていない。家庭の中まで届くコンテンツの開発と、高齢者や専業主婦向けの普及対策が求められる。
- ⑤NTTは市場占有率が高いことから、持株会社の下に夫々独立した民間企業として事業をしており、NTT系の独立会社同士が手を組んで事業を進める事を禁じられている。しかし、工事の受付と実施、サービスの利用申込、サービスの運用、料金の請求と収受、などが個々に処理されると一般の国民の目からは甚だ奇異に見える。一貫して一括処理すれば、業務がもっと合理化できて料金も下げられるのではないかとの疑問が出てくる。今後、発展させなければならないブロードバンド事業は、顧客利便を最優先にしてオールNTTで一体化して進めるべきである。特に、サービス内容が多様化するNGNにあっては望まれる。実際に、交通機関では経営体が異なる企業同士でも顧客の利便を優先してJR、地下鉄、私鉄のサービスが一体化しているのに、NTTにあっては、同じNTTどうしが何故できないか疑問である。NTTの設備部門とサービス部門の分離は以上の観点から論外である。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。</p>	<p>緊急性について 未整備エリアについて考える上で、「未整備エリア約10%の世帯の方たちのニーズ」については、これまでも議論されてきた事と思います。しかし、私が地域で暮らす中で特に危機的状況だと感じている事は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備エリアから未整備エリアへの引っ越しは可能か？ ・未整備エリアに滞在し仕事や観光ができるか？ <p>などです。</p> <p>未整備エリアに住んでいる方たちの中には“我慢しながらでも待つ”という方もいらっしゃいますが、既整備エリアから来る事を考えておられる方たちは、“必須の環境が無い”地域に行く事を断念されます。</p> <p>結局、ブロードバンド環境が不十分であることが、地域への人の流入を妨げ、一方的な流出と産業の衰退を招き、更に限界集落を生み出す要因になっていると強く感じています。</p> <p>既に地方においては、こうした状況が長く続いており、一刻も早いブロードバンド環境の格差解消が必要です。</p> <p>その為にも、地理的な事情などにより特に難しい地域を除き、2015年を大きく前倒した計画を基本とするよう検討して頂きたいと思います。</p> <p>過渡期の配慮について xDSLサービスの利用価格に関連するメタル回線のドライカップは、利用者が減ると料金が上昇する構造となっています。そのため、光への移行が順次進んで行く過渡期には、xDSLの利用料金が大きく値上がりする事が考えられます。xDSLは超高速ブロードバンドではありませんが、移行時の過渡期においてxDSL以外に選択肢が無い地域で、ドライカップ料金の値上げ分を既存xDSLユーザーが半ば強制的に負担させられる事態とならないよう配慮が必要だと思います。その為には、ユニバーサルサービス制度に、その解決のポイントを組み入れる必要があると考えます。</p>

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

利用率向上の為、「低廉な料金」という考え方に大いに賛同致します。

また、低廉な料金を実現する手法としては「NTT東西を構造分離しアクセス回線会社を設立する。」というソフトバンク案に賛成致します。

しかし、その形が実現しない場合には、地域毎の独占状況により、その弊害が起きないため次のような施策が必要となると考えます。

公設による独占環境の場合

例えば、民間で網整備を行う事業者がなく、公設公営又は、公設民営によりサービスが独占的に提供されている地域などは、アクセス網を独占的(排他的)に使用する事を禁じ、他事業者への網貸し出しを義務化する必要があると考えます。貸し出しの内容については、既存設備の構成などにより、「芯線単位」、「波長単位」、「通信帯域」、「VLAN毎」など様々考えられますが、貸し出しのスキームが有効に機能するよう、「①現ネットワークを共用可能(貸し出し可能)なネットワークに変更する事」に加え、「②貸し出し義務を定めたルールを整理する事」が必要だと考えます。

民設による独占環境の場合

民間企業により網整備が行われた地域においても、他社参入がなく独占状態となっていれば低廉な価格となる事は考えにくく、他事業者の参加を促進させる施策が必要になります。その為、民設独占のエリアにおいても、公設と同様に貸し出しルールは必要だと考えますが、先行した設備投資費が無駄にならないような配慮も必要であり、公設独占とは異なるルールの設定が必要だと考えます。

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社中海テレビ放送
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>特定1事業者による特定1方式による基盤整備には反対。</p> <p>2010年5月18日付『「光の道」構想実現に向けて-基本的方向性-』2-(2)項にもあるとおり、超高速ブロードバンドを実現する技術はFTTHだけではなく、ケーブルテレビのネットワークや無線による提供が既に実用化されている。</p> <p>既に超高速ブロードバンド基盤が整備されている90%のエリアでは、複数の事業者、複数の方式による競争が行われた結果、利用料の低下、サービス品質、サービスエリアの拡大など、エンドユーザにとっての利便性向上が実現している。この事実を背け、国内の超高速ブロードバンド基盤の整備を1事業者1方式に限定することは、エンドユーザの利便性向上と整備コスト低減の2点の達成を困難とするものである。</p> <p>未整備エリア10%の中では、既にケーブルテレビのネットワークが構築されているところがあり、その内で超高速ブロードバンドサービスがケーブルテレビ事業者により提供されているエリアについては、未整備エリアから除外すべきである。ケーブルテレビのネットワークは存在するが、超高速ブロードバンドサービスは提供されていないエリアにおいても、ケーブルテレビのネットワークをアップグレードすることにより、超高速ブロードバンドサービスは提供可能となる。この場合のコストは、既存インフラの改修に留まる為、FTTHを整備するコストに比べ、安価となることは言うまでもない。</p> <p>未整備エリアの内、ケーブルテレビ、無線、電力事業者など、いずれのブロードバンドサービスも提供されていない地域においては、特定1事業者による特定1方式による整備だけを前提とするのではなく、エリア毎の地域特性に鑑み、公正に整備事業者を選定すべきである。エリアによっては、直近までケーブルテレビのネットワークが構築されているエリアや、有線よりも無線が適しているエリアなどあり、多彩な選択肢の中から整備方式を決定することにより、最も低コストで、最も地域の活性化に資するインフラを選択することができる。</p> <p>当社は鳥取県米子市を中心として、中海圏域2市4町1村にサービスを展開し、さらに近隣の未整備エリアの住民の方からもサービス提供を強く要望されており、その整備を検討している。その中には超高速ブロードバンド未整備エリアに分類されるエリアも含まれるが、こういった地域への先進サービスの提供は、当社を</p>

	<p>はじめとしたケーブルテレビ各社の努力により、全国で推し進められており、こうした現実を踏まえた上で、未整備エリアにおける超高速ブロードバンド基盤の整備にあたっては、「公設民営」方式で希望事業者による、公正競争の原則の下で推進されることを強く求める。</p> <p>特に未整備エリア10%については、高齢化、過疎化が進んでいる地域が大半を占めていることが予測される。このような地域において、その地域課題を解決するには、単なるハード整備では、決して課題を解決することは出来ない。地域課題に合致した「ソフト」と地域に根ざした「人」の存在が必要不可欠である。その意味でも、巨大IT企業による全国一律な整備は、地方の衰退を促進することにつながる。ケーブルテレビ事業者を始めとした、地域の痛みが分かる地域の企業による整備が促進されることを望む。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率の向上の為には、インフラの利用料金が低廉となることだけでなく、その上で提供されるサービスが魅力的なものであることが非常に重要。</p> <p>当社では6チャンネルにも及ぶ地域コミュニティチャンネルを編成し、中海圏域にお住まいの皆様に欠かせない地域情報を提供している。これはケーブルテレビサービス上でのサービスであるが、ブロードバンドサービスにおいても、昨今のマルチスクリーンのサービス検討が進んでいる中、同じことが言える。こういった地域に密着した取り組みは、当社だけでなく、長く地域と共に発展してきたケーブルテレビ業界が共通して取り組んでいるもの。</p> <p>超高速ブロードバンドサービスの利用率向上の為には、こういった地域に密着した情報・サービス・アプリケーションの提供が必要不可欠と考えるが、未整備エリアのインフラ整備が特定1事業者による特定1方式に限定された場合、こういった地域に密着した活動を行ってきた事業者の事業継続に重大な支障をきたす可能性もあり、中長期的には地域に根差したサービスの提供が途絶える可能性もあることを大いに懸念する。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	日本電信電話株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向 上させるためには、低廉 な料金で利用可能となる ように、事業者間の公正 競争を一層活性化する ことが適当と考えられる が、NTTの組織形態の 在り方も含め、この点に ついてどのように考える か。	別紙のとおり

「光の道」構想に関するNTTの考え方

1. 情報通信市場の環境変化

情報通信市場では、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進みつつあり、情報通信の市場環境は、電気通信市場を自由化した25年前と比べて構造的な変化を遂げています。ネットワーク、特にアクセスの競争ではなく、アプリケーションやコンテンツといったサービスの競争になり、そこで競争し合うプレイヤーは、伝統的な通信キャリアではなく、スマートフォンなどの端末ベンダーや検索・電子商取引などのインターネットサービスのプレイヤーが中心になり、市場のグローバル化が進展して、ユーザは世界中の情報通信サービスを自由に選択できる状況となっています。

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースは、グローバル時代におけるICT政策を包括的に議論する場であることから、パラダイムシフトが起これつつあるICT市場において、アクセスに限定せず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全般にわたって整合性のとれた議論が必要であり、光アクセス基盤の整備や競争政策に限らず、グローバル時代におけるICT政策全般にわたって議論していただくことを期待しております。

原ロビジョンで示されたように、ICT利活用により我が国の社会的課題の解決や持続的経済成長等を図ることは国策として大変意義のあることであり、NTTとしても今後さらにブロードバンドの普及に全力を挙げて取り組む考えです。

一方で、技術やビジネスモデルのイノベーションが激しい情報通信分野においては、5年、10年先の市場や技術を先見的に規定すること自体、多様なサービスや市場の創造をかえって阻害することから、今必要なことは、既に進んでいるeコマース等民間ベースのサービス分野に加え、電子政府、教育、医療等の公的分野におけるICT利活用の強力な推進であり、ICT利活用を阻む規制の改革について、迅速に取り組んでいくことであると考えます。

また、ブロードバンドの普及に更にドライブをかけるためには、パラダイムシフトが起これつつある情報通信市場の変化を十分に踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直して、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換すべきであると考えます。さらに、欧米諸国のブロードバンド政策でも重要視されている無線ブロードバンドについて、公的資源としての周波数の更なる有効活用が解決すべき課題であると考えます。

このような技術・市場環境が変化する中、NTTは、2008年5月に公表した中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」に基づき、グループを挙げてブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と普及に取り組んできた結果、エリア・速度ともに世界最高水準を実現してきました。また、技術・サービス開発や他企業とのコラボレーションにより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの創造に取り組んでいるところであり、今後もサービスの創造、普及・

拡大に積極的に取り組んでいきます。

2. ブロードバンドの基盤整備(90%→100%)

ブロードバンドの基盤整備については、民間投資を中心に、政府・自治体の取組みに補完されて、固定ブロードバンド全体の世帯カバー率は99%に達し、光ブロードバンドについても既に90%の世帯で利用可能な状況まで整備が進んできており、利用率は固定系ブロードバンド全体で約65%、光ブロードバンドで約35%と、世帯カバー率・利用率のいずれも世界最高水準にあります。また、諸外国に先駆けて携帯のブロードバンド化も進展しており、これもエリアカバー・速度ともに世界最高水準にあります。

このようなブロードバンドの整備・普及状況は、固定ブロードバンド、携帯ブロードバンドともに設備ベースの競争が進展してきた結果であり、最近では、携帯の高速化に伴い、固定と携帯の間での競争も進展してきている状況にあります。

したがって、基盤整備はあくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが、残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。

また、従来から、光に限らず、CATVや無線ブロードバンドなどの中から住民ニーズを踏まえて最適な技術で基盤整備が行われてきており、引き続き同様の考え方で進めることが適切と考えます。

3. ブロードバンドの利用促進(30%→100%)

ブロードバンドの利用促進については、これまでタスクフォースで議論が集中したアクセスのみならず、コンテンツ・アプリケーション、ユーザ端末、ISPなど、広く情報通信全体にわたる議論が必要であり、ネットワークの設備やサービスにおける競争だけでなく、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要です。

とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先してICTの積極的な利活用に取り組み、ICTの利活用を促進する省庁横断的な取組みによる規制改革を断行することが必須であり、その取組みによりブロードバンド利用のハードル自体を下げることによって、ICT利活用が促進されるものと考えます。翻って、ICT利活用が進めば、事業者や自治体による基盤整備のニーズも高まるものと考えます。

さらに、エンドユーザのインターネット利用に対して、通信設備やサービスの購入におけるエコポイントや電子政府申請料割引といったインセンティブを付与することにより、ICT利活用を加速させる仕組みも必要であると考えます。

ブロードバンドの利用料金は、これまでも事業者間の熾烈な競争の中で料金の見直しや通信速度の向上等が図られてきており、諸外国と比較しても低廉な水準となっていますが、今後とも使い易い料金を目指していきます。

NTTとしては、フューチャースクールをはじめ、ICT利活用の促進に貢献していく考えであり、さらなる利用促進に向けて引き続き積極的に取り組んでいく考えです。

光アクセスの機能分離や構造分離については、ユーザ利便やイノベーション、投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値といった様々な観点からの課題も多く、また、これまでNTTと設備競争をしてきた電力系やCATV事業者の事業運営にも大きな影響を及ぼすことから、とるべき選択肢ではないと考えます。なお、仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いと考えます。

また、PSTNのマイグレーションについては、従来から申し上げているとおり、コアネットワークのIP化に伴うサービス等の扱いおよび解決すべき課題についての考え方や選択肢を今年の秋に提示し、事業者間の合意形成やユーザのコンセンサス形成に向けた意見提起を行っていく考えです。

日本のブロードバンド・IP化を推進していく上で、PSTNのコアネットワークのIP化は必要であり、その推進にあたっては、多様な事業者間のネットワーク接続、PSTNからIPネットワークへの移行に伴うユーザサービスへの影響、競争ルールの在り方等、多くの解決すべき課題があります。関係するステークホルダーの皆様とともに、NTTとしても、これらの諸課題の解決に努めてまいります。

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社 長野県協同電算
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>情報化社会と言われて久しくなりますが、情報通信環境の地域間格差、世代間格差をなくし、すべての国民が等しく情報へアクセスできる権利は、今や基本的人権としてとらえる時代ではないでしょうか。</p> <p>この情報アクセス権を確立するためには、地域の実情に応じた通信環境の整備を、自治体の責任や通信事業者の経営視点だけで行うには限界があり、国として責任をもって対応すべきであり、その整備にあたっては以下を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未整備の条件不利地域の10%未整備問題と、整備済み地域の30%利用率向上問題を、先ずは別々に議論する。 2. 条件不利地域の整備は採算性の問題から、現状では民間通信事業者だけで対応できないので、当面は民間主導ではなく国の責任として公的資金を投入するのが望ましい。 3. 公的資金を活用した整備事業を合理的に実施するためには、整備方法(通信媒体、実施事業者、提供サービス内容など)は地域の実情に応じて柔軟な選択を可能とする。 4. 公設民営方式とはいえ、公的資金により整備されたアクセス網を長期に亘って特定の通信事業者が独占することは公正な競争環境を確保する観点で好しくなく、全ての事業者が公平・公正に利用できるよう措置すべし、という基本方向に賛成である。 5. 公的資金を活用した競争原理を働かせての整備でも対応できない場合は、個々の通信事業者による整備方針を改め、新たなインフラ整備会社を設立し、各通信事業者に共通の接続基盤を提供する新たなスキームが必要となる。その場合、インフラ整備会社のエリアを条件不利地域に限定してしまうと事業継続性が困難になるため、既存整備地域でのインフラ再構築事業をどう展開するか慎重な議論が必要である。 6. かつて、地上波デジタル放送への切り替えにあたって、電波の届かない難視聴地域へのIP方式による地上波送信を提供すべく、そのコスト捻出のために難視聴でない都市部でのIP方式による地上波再送信を許可した経過があったが、その後、NTTは採算性が採れないという理由から、本来の目的であった難視聴地域での地上波IP再送信サービスを提供できていない。難視聴地域住民を蔑ろにした企業論理であり、ブロードバンド未整備エリア解消問題で同じ過ちは避けた

	<p>い。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>上記 1.を未整備地域の整備問題、本節を整備済み地域の30%利用率向上問題としてとらえる。</p> <p>利用率停滞の象徴として、PON方式で整備した光ファイバーの8分岐がいつまで経っても2~3分岐程度しか利用されず残りが有効利用されていない実態がある。</p> <p>その原因には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NTT 以外の通信事業者が未使用の 8 分岐帯域を利用できないために実質的には競争原理が働かず、NTT のフレッツ光サービスの独占により価格が高止まりしている。 2. 超高速ブロードバンド契約に支払う料金に見合う通信サービスが不足している。 3. 超高速ブロードバンドを利活用するリテラシーが成熟していない。 <p>などが挙げられ、それぞれの対策が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フレッツ光サービスの価格が高止まりしている原因には、多くの地域ではフレッツサービスしかなく通信事業者間での競争原理が働かないことだけでなく、メタル回線と光回線の維持による二重化コスト負担、工事受託業者間での競争原理が働かない体質によるコスト高、余剰人員整理の限界などさまざまな要因があるが、既存のスキームの改善では抜本的な価格低廉化が図れないとしたら、最終的には上下構造分離という新たなスキームが必要となる。組織内部での自主的な構造改革には限界があり、改革は外部から指導せざるを得ない。 2. NTT 東西を構造分離した「アクセス回線会社」は、巨大な市場と顧客、技術、設備を要する組織となるため、その運営には現在の NTT の支配力を極力排除し、その基盤を利用したい事業者が公正な競争のもとで通信サービスできるよう、オープン性を確保する。また、前記1. の10%未整備地域での整備の優先度を高くして、これ以上の地域間格差拡大を防ぐことが前提である。 <p>いかなるサービスであろうとも有償であり、超高速ブロードバンドサービスが提供可能になっても、利用するかしないは利用者の価格に対する価値観に依存する。</p> <p>64K から8M、20M と接続速度は向上してきたが、100Mbpsならではの通信サービスがそれなりの価格で提供されてこない限り、利用者は現在の DSL サービスや CATV サービスから乗り換えてはくれない。</p> <p>「いつでも、どこでも常時接続できる」ことが重要で、今のところ速度は最優先ではなく、安価な DSL サービス、CATV サービス、3G 携帯接続などで満足しているユーザがいることも事実である。</p> <p>本当に超高速なブロードバンドサービスを国民に提供したいので</p>

	<p>あれば、通信事業者論理によるインフラ整備方針の議論だけでなく、その通信基盤上で提供されることになる、命や生活にかかわるアプリケーションの整備に関して、機器製造、医療、教育、介護、出版、放送分野など多くの関係業界とのコラボレーションに注力願いたい。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
意見項目	意見内容
はじめに	<p>この度は、「光の道」構想について、意見提出の機会を頂き、有難うございます。</p> <p>我が国においては、2000年初頭からのADSLの急速な拡大を端緒として、ブロードバンドの普及が進み、ADSLも含めたブロードバンド基盤(99%世帯カバー)および利活用としては、諸外国と比べても先取的な状況が実現出来ていますが、2010年5月18日に公表された『「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－』(以下、「光の道」基本方針)においては、NTT東西を中心とした光アクセスの敷設等超高速ブロードバンド基盤の90%世帯カバーまでは進んだものの、残り10%が未整備であること、また利用率の向上が期待通りには進まず30%に留まっていることが課題として挙げられています。</p> <p>当社では、今回の「光の道」構想の政策目的は、NTT東西のPSTNからIPネットワークへの置換自体にあるのではなく、世界最先端のIPネットワークによる超高速ブロードバンドの基盤整備を全国規模で進め、かつ利活用を向上させることにより、他産業への経済波及を含め我が国の成長戦略の基盤としていくものと理解しています。</p> <p>なお、この超高速ブロードバンド基盤とは、FTTHに代表される約5,000万世帯の固定ブロードバンドだけでなく、3.9世代のサービスロードマップが既に見えている1億以上を母数とした高速モバイルも視野に入れて推進を図ることが成長戦略をより有意義に導くものであると考えます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>「光の道」基本方針において、基盤整備は競争環境に沿うことを原則としつつ、一定の公的支援の実施も併せて行うことで、より推進させる枠組みが必要とされています。</p> <p>当社としては、民間主体による整備が進まず、やむを得ず政策として公的支援の導入を検討する場合には、以下の2点を留意することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 競争中立性の確保 公的支援を受けた特定の事業者が競争上優位なポジションに立つことが無いような仕組み作りが必要。また、公的支援を受けた設備については、(公的支援分を考慮した)接続料金を設定しオープン化を図ること。 ➤ 経済合理性のある技術の選択

	<p>10%の未整備エリアについては、継続的な採算性の確保が見込まれないと考えられるため、より効率的な技術や現存する設備を可能な限り利活用すること。</p> <p>また、LTEに代表される高速モバイルは、その市場の大きさ、利用者の利便性や新たな需要も見込まれることから、成長戦略としての「光の道」構想の中では根幹の一つとしておくべきものであると考えますので、基盤整備のみならず後段の利活用の推進についても、戦略大綱や報告書の中で政策課題として取り上げて頂くことで、今後の成長戦略におけるダイナミズムの向上が見込めるものと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>■競争による利用率の向上を目指すべき</p> <p>公的機関の先導的役割等による「需要の喚起」を政策として進めることに加えて、公平かつ公正な競争環境を整備することで市場を活性化させ、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図るべきと考え、その理念として“新しい競争環境による「光の道」時代の創出”を念頭に置き検討を進めるべきであると考えます。</p> <p>なお、当社が考える「光の道」時代のビジネスモデルとしては、以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 固定ブロードバンドの光アクセスには、光インフラ含む設備競争に加えて、サービス競争を推進し利用者ニーズや利用シーンに応じたリーズナブルな料金で、利用者がサービス選択可能となるように、ビジネスモデルの多様化を図る。 ➢ 高速モバイルにおいても、新興事業者が競争可能となるような環境をサポートするなど、市場活性化のための競争を促進し、従来の垂直統合型ビジネスモデルから水平分業型のビジネスモデルの構築を推進。 <p>なお、利活用の推進については、公平かつ公正な競争環境によって図られるべきであると考えますが、特に以下の4つの観点が重要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①『光ファイバ接続料の低廉化』と『光アクセス上でのラインシェアリング』の実現 ②メタルから光へのマイグレーションに関する課題の整理 ③NTTグループに対する公正競争要件の再構築 ④高速モバイルブロードバンドの構築・利活用のための競争促進 <p>①『光ファイバ接続料の低廉化』と『光アクセス上でのラインシェアリング』の実現</p> <p>・光アクセスにおける利用率の向上を目指すための課題</p> <p>我が国におけるブロードバンドを急速に普及させたADSLで</p>

はサービス競争が進んだ一方で、現状、FTTHでは光インフラまでも含めた設備競争が主体であること、並びに利用者料金がメタル系サービスと比べても高水準になっていることなどに因って、FTTH契約数は2010年3月末で1,778万と増加したものの成長率は徐々に鈍化しており、利用率向上の限界が明らかになっているものと考えます。

また、光インフラまでも含めた設備競争主体の市場構造によって、NTT東西の独占化傾向(2010年3月末時点で75%まで上昇)や価格の硬直化などの課題も顕著になっていると考えます。設備競争においては先行者利益が強く働くため、今後、NTT東西や電力系地域事業者以外の参入は見込めないものと推測します。

更には、今後、光アクセスやドライカップといったアクセス部分の接続料の上昇の可能性もあるため利用者料金への影響が懸念され、利用率の向上を目指す上での障壁となる課題として挙げられます。

以上のことから、当社では利用率の向上に向けて、以下の2点を重点的な施策として取り組む必要があると考えます。

- 光アクセスにおけるサービス競争を推進
- 料金の低廉化によって、ADSL、ISDNや加入電話といったメタル、PSTNサービスの利用者の移行インセンティブを付与

この2点を推進する具体的な施策として、『光ファイバ接続料の低廉化』、『光アクセス上でのラインシェアリング』を実現し、利用率向上に向けたブレイクスルーを目指すべきと考えます。

・光ファイバ接続料の低廉化

現在のNTT東西の光アクセスのアンバンドルルールでは、光ファイバ1芯単位、もしくは8分岐単位毎での接続となっているため、收容効率が見込めない新規参入事業者では、料金競争力を保つことが出来ず(接続料金と利用者料金の実質的な逆ザヤが発生)、実態上の参入障壁となっています。

そのため、従来議論されてきたOSUの共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位(主端末部分含む)での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。

なお、その場合、実現すべき料金水準としては、メタル系サービスからの移行インセンティブを向上させることを踏まえ、ドライカップの接続料と同等の経済的条件を確保出来るよう、接続料の設定を行うことが必要と考えます。

・光アクセス上でのラインシェアリング

NTT東西のフレッツ光では、0ABJ-IP電話、インターネットアクセス、放送サービスについて、NTT東西のプラットフォーム上でのパッケージモデルとなっているため、個々のサービス単位での事業者の参入が事実上不可能な状況になっています。

短期間で急速に普及したADSL市場を例に挙げると、メタルのラインシェアリング実現と新規事業者の参入によるサービス競争の活発化がその要因であることは明らかであり、光アクセスにおいても同様に、光アクセス基本料を設定し、利用者がサービス毎の事業者選択を可能としてビジネスモデルの多様化を推進することが必要と考えます。なお、光アクセスを基本料金化した上で、同一光アクセス上で複数の事業者によるサービス提供を可能とし、利用者がニーズにあったサービスを選択出来る先取的な形態を実現すれば、サービス競争の進展は期待出来ると考えます。

ただし、光アクセス上でのラインシェアリングは、NTT東西のNGNの光アクセス上で実現することが、最も望まれる形態ですので、今回の「光の道」構想の検討を契機にして、あらためて、実現に向けた検討を行うべきと考えます。

②メタルから光へのマイグレーションに関する課題の整理

メタルから光へのマイグレーションについては、国民がメリットを享受出来るよう利用者目線にたったものであるべきと考えます。また、NTT東西のメタル/PSTN網の置換えツールであることにも十分に留意して、下記の通り各課題を整理しておく必要があります。

➤ 競争を推進出来る環境の確保

NTT東西が既に2010年3月末時点で、1,325万契約を獲得し、FTTHシェア75%の先行者利益を有している現状に加えて、DSL、ドライカップ電話やマイラインといったメタル/PSTN網上で構築されてきた競争環境と、FTTHにおける垂直統合モデルでは競争環境が全く異なっているため、競争推進が可能なマイグレーションを行わない場合には、NTT東西の加入電話、フレッツISDNやフレッツADSLの現利用者が、潜在的なNTT東西のフレッツ光ユーザとなり、競争事業者の参入機会は消失する結果となるため、先行者利益分のオープン化も含めてNTT東西の独占化を解消させるマイグレーションの枠組みが必要不可欠。

➤ マイグレーションコストの合理性

マイグレーションにあたっては、インフラ事業者(NTT東西等)、サービス提供事業者及び利用者全てにマイグレーションコストが発生するため、メタル撤去費用を含めたマイグレーション関連コストに関する経済合理性の検証が必要。加えて、これらマイグレーションコストの負担スキームについて検討する場合には、特定の事業者や利用者に偏りが生じない等、中立性の確保が不可欠。

➤ マイグレーション期間の妥当性

マイグレーションコストに加えて、2015年を目処とした短期間のマイグレーションを検討する場合には、利用者と接続事業者にとって妥当であるかの検証が必要。(例えば、地デジの場合は発案から10年以上かけて移行

する予定)

・NTTのマイグレーション計画

ICTタスクフォース殿から、2010年8月末を目途として、NTTに対して、マイグレーション計画の提出が要請されていますが、提出された計画については可能な限り公開し、国民的な議論として進めていくことが必要と考えます。

なお、マイグレーション計画を一般に公開することが困難な場合であっても、最も影響の大きいステークホルダである接続事業者に対しての公開は確保して頂けるよう要望します。

③NTTグループに対する公正競争要件の再構築

昨年来のNTT西の情報漏洩問題やNTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングの事例(ビリング一体化、営業連携、FMCサービスの展開、人事交流等)は競争セーフガード制度等でも競争事業者から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。

したがって、従来のボトルネック設備に対する規制の他に、複数市場に跨るNTTの総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、累次の公正競争要件に関する整理と再構築を行うことが急務であり、総合的な市場支配力(SMP規制)と共に検討することが必要と考えます。具体的には、「禁止行為規制」、「特定関係事業者」、「活用業務制度」を対象とした制度の拡充を図るべきと考えます。

また、公正競争要件に関する整理に応じて、競争セーフガード制度や競争評価といった従来の取組みを活用した実効的な検証スキームの確保も併せて必要であると考えます。

④高速モバイルブロードバンドの構築・利活用のための競争促進

「光の道」構想においては、高速モバイルブロードバンドの構築や利活用を進めていくことも必要と考えます。

近年、当社含め、モバイル市場への積極的な新規参入が政策として図られているものの、当社のような新興事業者と既存大手3事業者との間においては、「周波数」、「端末調達」、「接続料」や「エリア」といった課題があり、公平な競争条件整備が確保されるまでには至っていないと考えます。今後は、新興事業者が競争可能な環境をサポートする観点も含めた競争促進策を検討すべきと考えます。

・ 周波数

今後、高速モバイルブロードバンドの拡大期に入り新たな市場創出が期待出来るものと考えますが、新興事業者である当社では、周波数帯域幅、電波伝搬特性に優れている帯

域や国際調和がとれた帯域を有していないなど、既存大手3事業者と比較して同等の競争環境にあるとは言えません。そのため、次期700MHz帯・900MHz帯の割当てにおいては、1GHz以下の周波数かつ国際調和の取れた帯域を有していない新興事業者へ優先的に割当てを行う等といった競争中立的な割当てポリシーを導入することが必要と考えます。

- ・ 端末調達

上述した競争中立的な周波数割当てポリシーに加えて、実効的なSIMロック解除のルール化が必要。

- ・ 接続料

第2種指定電気通信設備制度の見直しをおこない、接続約款の認可制、スタックテストのルール化や接続会計制度の導入が必要。

- ・ エリア

ローミング、低廉な料金での鉄塔貸し出しルールが必要

■光IP電話のユニバーサルサービス対象追加について

「光の道」基本方針において、光へのマイグレーションの加速を目的として、光IP電話を追加的にユニバーサルサービスの対象とすることについての方針が示されていますが、この見直しについては、FTTH市場におけるNTT東西の独占化が進んでいる状況、並びにユニバーサルサービス基金を利用してNTT東西の光アクセス敷設に利用される可能性があることから、競争中立性、公平性の観点からは、適切ではないと考えております。

新たなユニバーサルサービス制度の検討するにあたっては、制度の目的、基金の財源を何処に求めるかなど、ユニバーサルサービスの制度設計から検討することが必要と考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ハートネットワーク
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、現在検討されている全国事業者による1方式(FTTH)のみによる整備に限定するのではなく、それぞれのエリア毎の地域特性に応じ、ケーブルテレビや無線など、多様なネットワークを柔軟に組み合わせて活用すべきと考える。</p> <p>未整備エリアにおいてケーブルテレビ事業者がネットワークを構築している場合は、当該エリアでそのネットワークを利用して提供されているサービスが超高速ブロードバンドサービスであれば、まずそのエリアは整備エリアに算入すべき。超高速ブロードバンドサービスが提供されていない場合でも、ケーブルテレビのネットワークのアップグレードにより超高速ブロードバンドサービスは実現可能となる為、新規にFTTH網を敷設することに比べて安価なケーブルテレビのネットワークのアップグレードにより、サービス提供を実現するのが合理的です。</p> <p>既存の事業者によるインフラが全く存在しないエリアにおいても、有線よりも無線によるサービス提供にメリットがある場合や、近隣にまでケーブルテレビ事業者のネットワークが整備されている場合もあり、それら特性を考慮し、多彩な選択肢の中から整備インフラを選択することができることこそ、利用者、地域のメリットと整備コストの低減を実現することができる。</p> <p>実際の基盤整備にあたっては、経済合理性を踏まえると、民間主導による整備は困難であるため、過去の実績なども鑑み、「公設民営」スキームを利用し、希望事業者による競争入札を実施することが望ましい。本方式を導入することにより、公正性の担保、導入・運用コストの低減、本当に当該地域の利益にかなうインフラの整備が実現されるものと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率の向上については、低廉な料金でインフラを利用できることはもちろん重要な前提条件であるが、上述の通り、インフラ整備の事業者選定にあたって、公正かつ適正な競争原理が保たれるのであれば、自ずから利用料金は一定のレベルまで低下するところが期待できる。これはブロードバンド先進地域である近畿地方において、激烈な競争環境が生まれた結果として、利用料の低減、サービスの向上が進んだ結果、ブロードバンド加入率が向上したことからも明らか。</p> <p>一方、利用料が低廉化しても、そのインフラ上で提供されるサービス、アプリケーションに魅力が無ければ、利用率は向上しない。当社はケーブルテレビ事業者ではあるが、WiMAX 地域免許</p>

	<p>も取得し、WiMAX でもブロードバンドサービスを提供している。又、地域ワンセグの提供に向けての準備も進めており、こういった有線、無線を組み合わせたの地域向けのサービスの展開を行っている。超高速ブロードバンドサービスの未整備エリアの基盤整備にあたっては、それぞれのエリアが属する圏域文化圏を考慮し、こういった地域での取り組みを行っている事業者のサービスを積極的に活用することが、利用率向上に繋がるものと確信する。</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>電電公社を民営化してNTTとし、更にNTTを分割して通信基盤を民間事業者間の競争原理にゆだねて整備すると決定した当初より、不採算エリアの住民のサービスを誰が責任を持ってやるのかが問題点として指摘されていた。要するに、通信事業という、公共性が高く、国の基幹機能であるものを、自由化して競争原理に任せればよいとした結果、必然的に起こっている問題であって、今さら騒ぐのがおかしいといえる。</p> <p>電電公社時代は、あまねく公平にサービスを展開し、採算エリアで不採算エリアを賄っていたが、現在ではそのビジネスモデルが成立しないため、光のアクセス網については、クリームスキミング状況、すなわち儲かるところだけをうまくやる事業者だけが得をする状況に陥っている。</p> <p>従って、採算面で民間事業者によるサービス提供が困難である未整備エリアについては、コスト負担の在り方について、現在の仕組みを見直した具体的な公的支援方法を考えるしかない。「通信」という国民生活にとっての必須の機能をすべての国民が公平に享受できるようにするためには、我慾に任せるのではなく、国全体としての在り方を考えることによってのみ解が得られるのである。要するに、国が電電公社の役目を果たすか、これを責任を持って果たせる組織にゆだねるしか方法はないであろう。これこそ国が責任を持って考え、実施すべきことである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>これも「光の道」、すなわち、「超高速ブロードバンド基盤」という、日本の生命線のひとつである基幹装備を、国としてどうするのか、どうするのが国益に適うのかという視点がないまま、あたかも利害関係者を競争させれば最適解が得られると勘違いをしているような問題設定がなされているように思う。</p> <p>「基本的方向性」に色々書いてあるが、要するに、</p> <p>(1) 面倒で負担の大きい設備投資義務を免れるため、NTTからアクセス回線を分離して土管化し、その回線を公正な競争の名のもとに、タダ同然で借り上げ、その上のサービスだけやって儲けようとしか考えないNTT以外の事業者の多数意見、と</p> <p>(2) アクセス網の整備主体とサービス提供主体を分離すれば、設備投資リスクを負ってまで設備構築するインセンティブが</p>

なくなり、国としての基盤設備の進展が阻害され、インフラ構築に必須の技術革新も衰退すると危惧するNTTのもっともな意見、
が並べてあるだけである。

これを素直に読むと、NTTの組織形態見直しの青写真が既にある、その理由付けのために超高速ブロードバンドの利用率向上を持ち出したように見える。

まず「事業者間の公正な競争を一層活性化する」などという臺の立ったコンセプトをいつまで金科玉条のごとく掲げて国の最重要事項に取り組むつもりか。今考えなくてはならないのは、日本国としての在り方であり、進め方である。この「光の道」は正に国家百年の計として扱うべき対象である。相手にすべきは世界である。ノキアは一私企業ではない、フィンランドという国家そのものである。エリクソンはスウェーデンである。サムソンもLGも韓国という国そのものである。中国がやることはすべて国がやっているのである。Sony頑張れ、シャープ頑張れ、それぞれ一私企業として頑張れ、などと野ざらしにしている場合ではない。一体どこに日本国を、国益を、考えている主体はあるのか。

アラブ首長国連邦(UAE)の原子力発電所建設の受注競争において、世界一の技術力を持つ我が国が、大統領がセールスマンになり、国を挙げて取組んだ韓国企業連合に敗れたことは記憶に新しい。国家としての柔弱性をしっかりと肝に銘じ、この二の舞を演じることのないよう立直さねばならない。

「光の道」の検討には、国家戦略・方向性を明確にした上で、どのように国益につなげていくか、国際競争力を付けるためにはどうすればよいか、といった視点での議論の喚起こそがまず必要である。そのためには、現在のような私利私欲をもっともらしく課題に仕立て、対処療法的な議論をさせるのではなく、真に日本国を思う、中長期的な視点での議論をうながさなければならない。私は企業での研究開発を経て、現在は大学において教育と研究に携わっているが、これらの経験から、「公」の精神の復活こそが我が国を立直す鍵であると考えらる。

国際競争力を付けるには、「光の道」をはじめ、国の基盤となる分野のルール化・標準化が重要である。私が兼務する研究機関においても、地方自治体と連携して中小企業支援の一環で、クラウド・コンピューティングの普及活動に努めているが、この分野では、電子フォーマットやデータベース活用などについてのルール化・標準化に国がリーダーシップを発揮しており評価するものである。一方、国ならびに地方自治体のいわゆるレガシー・システムのクラウド・コンピューティング化まで計画に挙がってきているが、業界の現状をみるに、グーグル、アマゾン、セールスフォース・ドットコム、マイクロソフトが圧倒的な優位に立ち、国・地方

自治体の中核となるような情報とその処理の仕組みを、外国の企業に任せるような流れは避けがたいとも思うが、ここにも国益を考えた、国としての確固とした指針が求められる。また、先に述べたように、諸外国では、国と企業が一体となってグローバル化を展開している事例も多く、国と企業連携の面での我が国の取組みの遅れを危惧するものである。特に、国が基幹として位置づける分野については、明確な方向性を示し、元々国益を考えるDNAを有するNTTのような技術者集団と一体となって推進するというような考え方をこそすべきと認識する。

上記の思考により、NTTの在り方については、アクセス網の分離・分割という設備ネットワーク中心の組織形態の議論を優先するのではなく、各種端末のオープン化が進展する中で、利用者の利便性向上に向けて、また、グローバル化に切り込むスタンダードの獲得に向けて、NTTグループの総合力を活用する視点が望まれ、真に国益を考えた場合、NTTグループを国策として強化するという組織形態の在り方をむしろ考えるべき世界情勢である、とあえて指摘したい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>【総論】 残り10%の世帯も含めて、「光ファイバー・アクセス回線網」の整備と利用可能状態(アダプテーション)を求める。</p> <p>【理由並びに考察】 この大前提として、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース(以下、本タスクフォース)の全構成員が、他国のブロードバンド整備計画の認識を、正しく持っているのか?(エグゼクティブ・サマリーや、誰かの意見の又聞きレベルではなく、自らの見識を以って捉えてきたのか?)を、問いたい。</p> <p>その、他国の計画の一例として、現在米国で掲げられている、「National Broad Band Plan」の第一章の、冒頭文を引用する。</p> <p>“In every era, America must confront the challenge of connecting our nation anew. いつの時代においても、アメリカは、新たに私達の国民を繋ぐという挑戦へと立ち向かわなければならない。”</p> <p>私達、日本においても、同じ課題に直面している。 この課題において、通信を核とした、日本の国内創富力・国際競争力向上の実現方法に向けた意見募集でもある、と捉えるものである。</p> <p>(1)本タスクフォースには、現在の状況について、正しい認識があるのか?</p> <p>まずは、「超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)」に対して、正しい認識があるのか?を問い質したい。</p> <p>この「超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)」とは、平成19年(2007年)6月29日に報告書が出された「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」(6ページ目)における</p> <p>“ブロードバンド・サービスが全く利用できないブロードバンド・ゼ</p>

口地域の世帯は 247 万であり、全国の 1827 市町村(2007 年(平成 19 年)4月1日現在)のうち、過疎、離島、中山間地域の 25 町村がブロードバンド整備されていないブロードバンド・ゼロ町村として取り残されている。”

と認識されているようだが、ここにおいては、以下の報告が続いている。

“都市部と地方部との間ではブロードバンドの整備に格差が生じており、また提供されている市町村内でも収容局からの距離等の問題で依然ブロードバンド・サービスの受けられない地域が存在するなど、デジタル・ディバイドが発生してきていることがうかがえる。”

平成 22 年(2010 年)現在においても、このデジタル・ディバイドにおける、対処方法が取られていないのが、現状ではないだろうか。

そして、本タスクフォースは、現在、ブロードバンド環境が整っているとされる地域においても、

- (A) 何故、未だに ISDN やダイヤルアップ接続をする人達がいるのか？
- (B) 何故、その人達は、ブロードバンドを望んでいないと思っているのか？
- (C) 何故、その人達は、無線(3G 回線や WiMAX)で良いと思っているのか？

といった、一般的な疑問に対し、これらの利用者に対して、直接、その意見を求めたのだろうか？

私が、本タスクフォースの各部会、並びにワーキンググループを見てきた以上では、そのようなアクションは起こされていない。各座長、構成委員、有識者ともに、それらの意見を聞こうとしていない。全てが、統計資料や NTT による資料を用いている。

そうした意見を、これらの利用者に対して直接聞かずに、田舎や離島、山間地には、「超高速ブロードバンドの需要が無い」、と半ば決めつけてはいないか？

何故、居住地域というマクロな視点で、その需要を判断しようとするのか？超高速インターネットを利用する権利を得るには、然るべき場所に居住せねばならないのか？それが、地方自治体の活性化を目指す総務省において行われる本タスクフォースのスタンスなのか？

また、この課題は、個人利用だけに留まらない。例えば、法人利用、業務利用において、光ファイバー回線サービスを契約出来ない場合、その地域に対して、新規出店／新規立地等を行えないケースがある。

それに加え、既存出店／既存立地等から、立ち退いてしまうケースもある。

こうした事が、現実として起きており、その要因において、地方の活力を削いでしまっている事も否めないのではないだろうか？

「超高速ブロードバンドの需要」とは、各座長、構成委員、有識者が判断するものではないだろう。まずは、その姿勢を問い質したい。

そして何よりも、本タスクフォースとは、総務大臣の諮問機関であり、その総務大臣が「原口ビジョンⅡ」(平成 22 年(2010 年)5 月 6 日)として提唱した内容について検討している筈である。(この基礎である、当初の「原口ビジョン」(平成 21 年(2009 年)12 月 22 日)から、以下の内容は構成されていた。)

この「原口ビジョンⅡ」とは、

- ・ 「ICT維新ビジョン 2.0 の推進 あらゆる分野における ICT の徹底利活用の促進 ～ヒューマン・バリューへの投資～」
 - ・ 「「緑の分権改革」推進プラン 地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会に ～地域からの成長戦略～」
 - ・ 「埋もれている資産の活用」
- から構成されている。

本タスクフォースにおいては、単に“「光の道」100%の実現”という視点だけに埋没するのではなく、“地方圏の人口空洞化に歯止め(定住自立圏構想・過疎対策)”といった地域活性化のビジョンを実現する為の施策の1つである事を、決して忘れてはならない。

(この点については、平成 19 年(2007 年)6 月 29 日に報告書が出された「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」(8ページ)でも指摘されている。)

(米国の NBP、豪州の NBN 等は、Rural Area(農村地域等)へのブロードバンド整備の必要性を説いている。)

尚、私が、個人として認識する所、政令指定都市や中核都市においても、光ファイバー・、ケーブル TV ブロードバンド、ADSL はおろか、ISDN すら引けない地区がある事を知っている。

ケーブル TV ブロードバンドや ADSL を契約していても、およそブロードバンドとは言えない速度で利用している人を知っている。

その理由が、主として、

- (イ) メタル回線の路線長(数 Km に及ぶ為、減衰が激しい)
- (ロ) メタル回線の老朽化(降雨、暴風時に不通となる)
- (ハ) ケーブル TV 事業者によるインターネット設備投資の抑制

に有る事を理解するべきである、と考える。

そして、ISDN(最大表記値:下り 64Kbps)しか提供されていない地域においては、光ファイバー回線サービス(最大表記値:下り 200Mbps)よりも高い月額利用料金の、フレッツ ISDN(月額料金は、標準価格:5,580 円(税抜き・ISP 無し))しか利用できない状態である事を、理解するべきである、と考える。

また、残り 10%の未整備エリアだけでなく、既に提供されている無線によるブロードバンド網については、その地域地域の気象環境において、利用に適さないケースがある事を理解しているのだろうか？

(この点については、平成 19 年(2007 年)6 月 29 日に報告書が出された「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」(29ページ)でも指摘されている。)

特に、離島、山間地においては、濃霧や降雪によって、地域全体の通信が遮断される事がある。(例:瀬戸内の島々、北海道)

しかしながら、こうした天候変化における不安を解消する手段の一つとして、通信の存在があるのではないか？

電子政府／行政や、遠隔地医療、画像診断等が、天候によって不可能になる事があっても良いのだろうか？

カタログスペック(表記速度)等で捉えるのではなく、現地・現場の人達の声を通じて、実質／実効状態を把握する事を、強く望む。

(例えば米国では、Broadband Test を通じて、その実質／実効状態の把握(データ・ドリブンな政策立案)に努めようとしている。)

なお、以上については、無線整備の必要性を否定するものではない。事業者間の競争環境並びに、利用者の利用選択制・利用可能性を高める為にも、固定と移動の用途が整備される事が望ましいからである。

米国においても、1つの事業者による1種類のサービス提供の場合は、競争状態を棄損するものとして、有線と無線のサービスが提供されるよう、無線の周波数帯域を提供しようとするものであり、無線だけの整備を目的としていない事を、その前提として理解するべきである。

よって、ここにおいて競争環境を構築する為にも、現在有線におけるドミナント状態になっている事業者並びにそのグループ企業に対し、新たな周波数帯域を割り当てる事とは、よりその独占的立場が強くなる懸念があるものとして、強く強く認識して置く事が必要である。

(2)本タスクフォースには、将来の展望について、正しい認識があるのか？

まず以って、各座長、構成委員、有識者ともに、将来の展望を行っているのだろうか？

総務省は、その独立行政法人として、NICT(情報通信研究機構)を管轄している。この NICT では、「新世代ネットワーク技術領域」において「フォトニックネットワーク」「光・量子通信」等が研究されている。

その主たる目的とは、高速度化、低電力化、暗号化である。

こうした技術は、主に、光ファイバー回線上で実現されるものである。

確かに、こうした技術が、今すぐに展開される訳ではない。

しかしながら、こうした要素技術をベースにして、21 世紀の革新を起こしていく事が、技術立国・知財立国として、日本が取るアプローチでもある。

そして、こうした技術が目指す所は、離れていても、この通信を通じ、情報をやり取りする事で、その場所に囚われず、豊かな社会活動・日常生活が行われる事であろう。

それにも関わらず、各座長、構成委員、有識者は、残り 10%の世帯の整備を行う方法に対し、積極的な姿勢が見られないのは何故か？

また、こうした豊かな社会活動・日常生活を実現するのは、総務省以外が管轄する分野でもある。

例えば、経済産業省、厚生労働省、国土交通省といった他省庁の管轄分野である場合もある。

家電であったり、医療機器であったり、建築物備品類であったりするが、この分野においても、高速な通信を用いる事で、新たな革新を起こし、省電力化、効率化、高高度性等を齎そうと立案している。

こうした他省庁において立案された、「成長戦略案」も踏まえて、通信網に期待されている事を展望すれば、「光ファイバー」に

よる「自宅、事業所等」への「アクセス回線網」が必要とされている事を、本タスクフォースとしては全責任を持ち、その実現を目指して欲しい、と願うものである。

(3) 日本電信電話株式会社(以下、NTT)は、整備を行う意志があるのか？

しかしながら、NTTは、第9回会合(平成22年4月20日)の「質問回答」(1ページ目)において、以下の様に返答している。

“不採算エリアの整備については、これまでどおり、国・自治体にコスト(初期投資・更改投資)全額をご負担いただいで進める公設民営方式をとることが必要と考えます。”

つまり、NTT 自体では整備をしないと明言している。そして、国・自治体が整備した路線に対して、ドミナント的立場で提供する事を示唆している。

例え、NTT 以外の事業者が運営するにしても、

(α) 税金投入による整備を、総務省はその選択肢として、今後も取り続けたいのか？

(β) 自治体に地方債を発行させて、その整備を行わせるのか？

(θ) 補助金を費やして、その整備を行わせるのか？

国民は、そうした視点で、この「ブロードバンド整備の在り方」を見ているのではないだろうか。

【結論】

以上の事から考えると、結論として以下の四点を満たす必要がある、と考える。

(一) 「残り10%の世帯」に該当する未整備エリア(ブロードバンド・ゼロ地域)においても、超高速インターネットを利用する環境を整えるべき。

(二) 上記(一)に該当はしていない、提供されている市町村内でも收容局からの距離等の問題で依然ブロードバンド・サービスの受けられない地域においても、超高速インターネットを利用する環境を整えるべき。

(三) 2015年を目途にした「100Mbps」の整備に留まらず、将来的に性能向上が可能なロードマップが見据えられる「光ファイバー・アクセス回線網」を利用できる環境を整えるべき。

	<p>(四) 税負担・公債発行を行わないで済む方策を、その第一優先選択肢とする事で、上記(一)(二)(三)を満たすべき。</p> <p>である。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>【総論】 NTT 東西会社の光ファイバー・アクセス回線網部門を、「資本・資産分離＋業務分離＋会計分離」し、別会社として、NTT 持株会社内から、独立させる事が必要と考える。</p> <p>【理由並びに考察】 まず、その前提として、総務省発行の、「平成二十二年度 通信白書」の『すべての国民が ICT の恩恵を享受する社会を実現する為の課題』(PDF 版 P.30～32)の資料をもとに、考察を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「固定インターネット未利用者が固定インターネットを利用しない理由」 ▪ 「ブロードバンド・サービス利用を促進させる対策や支援策」 <p>→ 双方に【共通するアンケート意見】は、「初期費用(工事費など)」「お得な料金」に関する課題解決</p> <p>→ よって、「光の道構想」で求められる事とは、回線整備／維持において、この2点を満たす事。</p> <p>(1)物理的な整備をしても、魅力的なサービスを提供しても、使われない理由は、価格である</p> <p>これは、前記資料により、既に明白である。本タスクフォースの中では、特に有識者らが、「アプリケーションがないから」という事を、その最大理由として挙げていたが、そもそもとして、低廉な価格でなければ、その利用環境を入手／継続できないのである。</p> <p>ここで、注視しなければいけない点がある。 それは、現在、メタル回線の卸売価格(ドライカッター料金)が上昇傾向である、ということである。 その最大の理由が、メタル回線サービスの契約件数減少により、不採算性が上昇しているからである。 平成 22 年(2010 年)2 月 26 日、「ドライカッター(タイプ 1-1)」の接続料に対し、NTT 東日本が月額 1416 円(2009 年度比:93 円増、7.0%増)、NTT 西日本が月額 1410 円(2009 年度比:32 円増、2.3%増)の値上げの補正申請を行った。</p> <p>そして、光ファイバー・アクセス回線の卸売価格の高止まりである。現在、NTT 東日本が月額 4610 円、NTT 西日本が月額 4932</p>

円となっている。

このままでは、メタル回線サービスの契約者が減少する中で更にメタル回線料金が上昇し、光ファイバー回線サービスの契約者が伸び悩む中で光ファイバー回線が高止まりする、という、最悪の結果になるという懸念がある。

よって、超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、この光ファイバー回線の卸売価格ベースで、1400円以下を実現できる方策でなければならない。

この光ファイバー・アクセス回線の卸売価格ベースで、1400円以下を実現する事で、様々な利用用途において、光ファイバー回線サービスが利用され、超高速ブロードバンドの利用率を更に向上させる、というポジティブ・スパイラルへと転換させる必要がある。

(2) 光ファイバー回線サービスの契約の伸び悩みは、未整備がその要因の一つ

ところが、平成22年6月10日の日経産業新聞、7ページの記事、「光回線、ポイント制で解約防止 —NTT東、サイト模し登録促す(広告戦略)」によると、

“新しいマンションに引っ越した契約者で再契約しないケースが増えているという。”

“危機感を抱いた江部努社長は3月、2010年度の事業計画で「解約抑制に営業施策の軸足を移していく」との方針を明らかにした。”

との事である。

しかしながら、この施策は、間違っているとも言える。

私が個人的に知る限りでは、引っ越し先の地域並びに住居で、光ファイバー回線サービスを契約したくても出来ないケースがある。

つまり、展開の不整備が、契約数の伸びを減らし、解約数の増加を増やすという、最悪のサイクルになっているとも言える。

特にその要因として、2つが挙げられるだろう。

- ① 物理的に光ファイバー・アクセス回線が引き込まれていない
- ② いわゆる「8分岐問題」により、本来なら需要があるのに、NT

T側から契約を拒否される、若しくは人数が集まる迄待たされる

この事から、どの地域、どの住環境においても、光ファイバー回線サービスを、常に受けられる状態にしておく事が、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる為の、必須要件である事が伺える。

(3)光ファイバー回線サービスの契約の伸び悩みは、メタル回線サービスとのカニバリズム(共食い)がその要因の一つ

光ファイバー・アクセス回線を100%配備した場合、メタル回線を100%配備済みの為、カニバリズムが起きる事は、自明の理である。

これは、どんな技術の置換えにおいても、必ず発生する事である。

業界は異なるが、お風呂を沸かす手段が、薪／石炭からガスへと置き換わった時と同じである。

しかしながら、現在、簡単にはメタル回線を廃止できない理由がある。

それは、

- ・「電気通信事業法」第六条(利用の公平)、第七条(基礎的電気通信役務の提供)

- ・「電気通信事業法施行規則」(基礎的電気通信役務の範囲)

“第十四条 法第七条 の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。”

“一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの”

である。

よって、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる為には、この「アナログ電話用設備」以外の回線を、「基礎的電気通信役務の範囲」とする事(つまり、光ファイバー・アクセス回線を用いた、音声伝送役務を、「基礎的電気通信役務の範囲」とする事)、並びに、「アナログ電話用設備」を、適宜、適用除外する事が求められる。

なお、この「基礎的電気通信役務の範囲」が法的根拠となっているが上に、「電話のユニバーサルサービス」が制度化されてい

る。

しかしながら、NTTは、第9回会合(平成22年4月20日)の「説明資料」の9ページ目において、以下の事を記載している。

“(参考)メタルから光へのマイグレーションに伴う主な課題
メタルから光への切替えは、NTTだけでなく、エンドユーザ(個人・企業)、セキュリティ等のサービス事業者、政府・自治体、他の通信事業者、等に広く関わる課題があり、関係者の理解を得ながら解決していく必要がある。”

ここにおける、利用実態は、「電話のユニバーサルサービス」とは異なる利用範囲、「電気通信事業法施行規則」(指定電気通信役務の範囲)第十八条、(特定電気通信役務の範囲)第十九条の三、である。

従って、NTTが主張する“メタルから光へのマイグレーションに伴う主な課題”と、アナログ電話用設備を維持する事の必要性は、分離して考える必要がある。

そして、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」上では、音声伝送役務以外の利用に関して、第六条(利用の公平)を条文化していない以上、このサービスを維持する事について、NTTが主張する事に対して、その法的・省令的な根拠はない。

もし、NTTが音声伝送役務を定めた、「基礎的電気通信役務の範囲」以外の用途において、メタル回線を維持するならば、それはNTTがNTTの責任において、自らの意志でサービスを提供すべき内容であり、この「電話のユニバーサルサービス」とは、業務上並びに会計上において分離して行うべき内容である、と考える。

また、同資料において、NTTは、
“電話を前提とした規制の見直し、加入権の扱い”
が課題で、メタル回線から光ファイバー・アクセス回線への切り替えが難しい旨を述べている。

(この電話加入権は、法人税法上では減価償却のできない無形固定資産とされている。)

総務省並びに、日本国政府として、この状態をどう解決していくかは、開かれた議論が必要であろうが、この、「電気通信事業法」第六条(利用の公平)、第七条(基礎的電気通信役務の提供)と、「電気通信事業法施行規則」(基礎的電気通信役務の範囲)“第十四条を見直す事で、解決をする必要があると考えられる。

その目的としては、カニバリズム状態を回避する為であり、不採算なメタル回線を廃止し、この利用権利を将来展望性ある光ファイバー・アクセス回線へと効率的に置き換える事とは、運営会社並びにエンドユーザ等の関係者が、経済的合理性の上に成り立つ仕組みにする事である。

(4) ケーブル TV 事業者による、ブロードバンドの競争性と発展性課題

メタル回線の性能向上は、既に見込みが薄い。

それは、米国NBPの第4章「Potential future issues for fixed broadband competition (固定ブロードバンド競争のための潜在的な今後の課題)」に示されている。

この米国の報告書の参考資料(Exhibit 4-H)によると、2000年以降、メタル回線を用いたブロードバンド性能の向上は見られておらず、“Recommendation 4.9”では、

“The FCC should ensure appropriate balance in its copper retirement policies. (FCC は、メタル回線の退役政策の適切なバランスを確保する必要がある。)”
としている。

その一方で、米国では、ケーブルTV事業者によるブロードバンドは、「DOCSIS 3.0」と呼ばれる高速化技術の展開により、超高速ブロードバンドの整備が見込まれているが、この背景の1つとして、米国のケーブルTV事業者のルーツが、地方電話会社であった事で、通信サービスの提供に力を入れている点にある。

日本におけるケーブルTV事業者のブロードバンド事業においては、果たして、「DOCSIS 3.0」等の展開計画はあるのだろうか？
そして、将来的に、数 Gbps といったサービスを、この同軸ケーブル網において展開できるのだろうか？

また、ケーブルTVの同軸ケーブル網を用いた、「音声伝送役務」については、IP電話の品質問題対策(流合雑音)が必須となる。こうした観点からも、その基礎的要件が抱える物理的課題は避けて通れず、この「音声伝送役務」に該当できるかを、法律や省令によって、全て適用可能、とする事は困難であろう。

その場合において、適切なる、競争環境が展望できるのだろうか？

本タスクフォースでは、各ケーブルTV事業者には、今後のブロードバンドの整備・投資計画を提出する事が求められるだろう。

(米国の場合、一部事業者が、そのブロードバンド性能向上の為に、TVサービスを停止してその同軸ケーブルで実行できる有効帯域を確保したり、同軸ケーブルから光ファイバーに置換えたりする事例も見受けられる。)

(5) NTTによる、市場支配力の課題

以上の(1)～(4)を鑑みると、いずれ光ファイバーをベースとしたサービス回線提供を行わなければ、技術の発展は見込めなくなる日がやってくる事が示唆される。

もし、メタル回線を維持したり、ケーブル TV の同軸ケーブルを利用したりしても、その性能を上げれば上げる程、減衰問題やノイズ性はシビアになり、提供エリアが狭くなってしまう。

例えば、ADSL の場合、現在、日本で提供中のサービスにおける最大表記速度は 50Mbps であるが、それは、あくまでも最大理論値であり、その理論値においても、メタル回線の総延長が 500m を超えた時点で 80%以下の能力となり、かつ急激にその速度は落ちる。そして、そのメタル回線の総延長とは、局舎から契約者までの直線距離ではない。場合によっては、局舎から出た時点で、既に何百 m も費やしている。

こうした事から、現在、総務大臣より諮問されている「100Mbps」のサービスを提供できるのは、光ファイバー・サービス事業者かケーブル TV 事業者(そのブロードバンド・サービスにおいて、光ハイブリッド対応を実施した事業者)しか無く、そのケーブル TV 事業者も、ごく一部の地域の契約者にしか、この値を提供できない事であろう。そして、それ以上の速度増加が今後も可能であるのか、展開計画が発表されていない以上、楽観的な観測を見込む事は出来ない。

特に、米国の事例を見ると、そのケーブル TV 事業者の本分である、TV サービスが提供できなくなる事態を鑑みると、(a)ケーブル TV 事業者がブロードバンド・サービスの提供を止めるか、(b)ブロードバンド・サービスの進化を止めるか、(c)TV サービスを止めるか、という3つの選択肢しかないからである。

これらを踏まえると、光ファイバー回線サービスを、現時点で提供できるのは、主にNTT、KDDI、電力事業者系であるが、NTT以外の各社は、そのサービスの提供地域は大都市中心であり、全国的に競争環境が存在しているとは言えない。

そして、NTT は、形の上では、他の事業者に対して、光ファイバー・アクセス回線網の卸売を提供しているが、その条件は、いわゆる「8分岐問題」によって、事実上、実現されていない。

また、NTT は、この光ファイバー回線サービスの独占的状态において、自社グループの ADSL サービス契約者を、光ファイバー回線サービスへと移行させる営業施策を取っている。ここにおけ

る、競争環境の無さが、結果として、提供料金の高止まりへと繋がっていると懸念されないだろうか？

(6) 「光ファイバー・アクセス回線網」の解放について

これらの課題を解決する事は、非常に困難である。

なぜならば、光ファイバー回線サービスの拡大を目指せば目指す程、その提供価格が下がれば下がる程、NTT の独占体制を助長するものとなり、現在 NTT 東西会社を合わせた光ファイバー回線サービスの市場占有率は約75%程度であるが、それ以上になってしまう可能性が否めない。

よって、これらを解決するには、どの事業者、どんな事業形態(但し、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」に則る)においても、この光ファイバー・アクセス回線網を用いたサービスを提供可能な状態とする事が肝要であり、現在の参入障壁的な状態を解決しなければ、その実現は不可能であると考ええる。

また、平成 22 年(2010 年)5 月 21 日の公正取引委員会による、「光ファイバケーブル製品の製造業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」の独占禁止法違反認定を鑑みると、その整備における透明性が確保されているとも言えず、この整備費用は、最終的に、消費者の利益を棄損しているものである、とも言える。

特に、過去に整備された部分において、少なからず国税や地方税、地方債、補助金等の公的資金が投入された事を鑑みると、ここにおいて無駄な投資がされていた事が懸念される面において、誠に遺憾である、と表明せざるを得ない。

そして、現在、NTT は、NGN 計画を実施しているが、この NGN 計画は、更なる競争環境の無さを齎すものとして、各方面から警鐘の声が上がっている。

こうしたことから、超高速ブロードバンドにおける、事業者間の公正競争を一層活性化させる為には、このサービスレイヤー層を明確に分離した上で、公平なる競争環境を構築できる様にする為には、その路網部分である、「光ファイバー・アクセス回線網」の設備の全面的解放は、必須要件である、と考える。

つまり、光ファイバー回線サービスとは、基幹網(コア・ネットワーク)・アクセス回線網(アクセス・ネットワーク)・アクセス点(契約者先(自宅・事業所等))の3つから成り立っており、ここにおける OLT、ONU、最終利用形態(利用機器との物理的接続方法)等を含めたサービス競争が成り立つ。

また、光ファイバー回線サービスとは、WDM(波長多重)技術を用い、波長多重・分解装置を収容局と契約者先(自宅・事業所等)の双方に設置する事で、1本の光ファイバー・アクセス回線の中で、異なる事業者のサービスを乗せた複数から成り立つ波長帯を、その契約者に対して1波長以上提供する事が可能である。(この場合は、ONUは全て統一されている事(カラーレスONU)が望ましい。)

このサービスレイヤー層を明確に分離した結果として、基幹網を乗り入れて光ファイバー・アクセス網を借りる事業者や、一部の設備を独自に取り入れる事業者や、何か1つのアプリケーション(例:IP電話、映像サービス等)を独自提供する事業者等の参入を可能とする事で、「基礎的電気通信役務(音声伝送役務)」「指定電気通信役務」「特定電気通信役務」といった、役務ベースのサービス競争が見込めるからである。(この競争環境とは、必ずしも、現在の提供形態や物理的構築状態に依存するものではない。)

例えば、平成22年(2011年)3月10日における、イー・アクセス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ビック東海の、共同プレスリリース「FTTH サービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて ～複数事業者によるNTT仕様OSU共用の検証結果～」によると、そのNTTの外販許諾品のOSU(OLT)、ONUを用いた商用設備環境での検証により、事業者振り分け用SWを設置する事で、いわゆる「8分岐問題」に囚われず、1ユーザ単位でも「光ファイバー・アクセス回線」を通じた光ファイバー回線サービスの実施が可能である事が、実証されている。

この事から、技術革新(イノベーション)とは、必ずしも全垂直統合型のサービス提供以外の方法にも発生し、そこにはサービス競争が発生する事が理解できるものである。

よって、このサービスレイヤー層の明確な分離を実現する為の、「光ファイバー・アクセス回線網」の設備を全面解放をする目的においては、この「光ファイバー・アクセス回線網」を用いる全ての事業者・事業形態において、全く同じ条件で利用可能とする事が必要である。

ところが、ここにおいて新たな課題に直面する。

それは、第9回会合(平成22年4月20日)にあたって、総務省が出席各社に出した事前質問が、その核心を突いている。

“質問9:事業者間のより一層公正な競争環境を整備するためには、NTT東西からアクセス網を別会社として分離する考え方もあり得る。この場合、アクセス会社がNTT持株内にあっても、アクセス網分離後のNTT東西は、ボトルネック設備(アクセス網)を持た

なくなるので、現行制度上は、NGNを含めてボトルネック性を根拠とする規制を課せなくなるが、この点についてどう考えるか。”

つまり、NTT 持株内において、「光ファイバー・アクセス回線網」を設備を全面開放し、全ての事業者・事業形態において、全く同じ条件で利用可能とする事とは、現行制度上、このボトルネック設備のボトルネック性が緩和される事による規制の枠組みからの適用除外によって、更にその NTT の独占性を高める可能性が否めない。

これらについては、本質問への、出席各社による回答においても、何らかのドミナント規制を設けるよう、要望が出されている。

また、NTT 持株会社内において、独立した別会社を設けた場合、その親会社並びに関係会社との間における、利益相反の懸念が発生する可能性が否めない。

つまり、公正で公平な、透明性を持った、「光ファイバー・アクセス回線網」の整備にあたっては、単に、業務分離や会計分離を行っただけでは、その実現性が満たされないのである。

よって、これらの目的を達成する為には、以下の四点を満たす必要がある。

(Ⅰ) NTT 東西会社並びに NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「資本・資産分離と事業分離と会計分離」により、その親会社やその持株会社のグループ会社との間に起きる、利益相反を回避できるようにする。

(Ⅱ) NTT 東西会社並びに NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「資本・資産分離と事業分離」により、この「光ファイバー・アクセス回線網」を用いた「音声伝送役務」を提供する事業者が行う、「電気通信事業法」第六条(利用の公平)、第七条(基礎的電気通信役務の提供)、「電気通信事業法施行規則」(基礎的電気通信役務の範囲)を明確にする事で、「電話のユニバーサルサービス制度」の提供を、正確に監視できるようにする。

(Ⅲ) NTT 東西会社並びに NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「会計分離」により、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」に則る、どの事業者のどんな事業形態に対しても公正な競争環境が提供されているか、その整備における費用について公正な競争環境で入札が行われているか等は、マネー・フローベース(損益計算書や会計検査等)で把握可能できるようにし、監督官庁への報告を義務付けるものとする。

(Ⅳ) 上記(Ⅰ)～(Ⅲ)を実行するに当たり、政府並びに総務省は、指定電気通信設備制度におけるボトルネック性を根拠とする設備ベースの規制ではなく、総合的な市場支配力に基づいたドミナント事業者を規制し得る競争政策を用意する事で、公平で公正な競争環境を構築する。

なお、以上の場合においても、NTT は、公平で公正な競争環境の下で、この NTT 持株会社内から独立した会社組織によって実現する「光ファイバー・アクセス回線網」の「資本・資産分離と事業分離と会計分離」した会社から、他の事業者と同じ条件で借り受けられる光ファイバー・アクセス回線を用いる事で、今迄通り、光ファイバー回線サービスを継続したり、独自の NGN 計画を推進したり、自らの知見を基にした新たなサービス開発をしたりする事も、その公正で公平なる環境が齎される事により、可能となるのである。

【結論】

以上の事から考えると、結論として以下の十点を満たす必要がある、と考える。

(ア) 光ファイバー・アクセス回線を用いた電話用設備による「音声伝送役務」を、「基礎的電気通信役務の範囲」に加える。

(イ) 光ファイバー・アクセス回線を用いた電話用設備による「音声伝送役務」は、現状のメタル回線の電話用設備による「音声伝送役務」と同等価格での提供を実現する為、その卸売価格(ダークファイバー価格等を含めた価格)を月額 1400 円程度とし、その価格については、総務省が指導並びに認可するものとする。

(ウ) 光ファイバー・アクセス回線を提供する地域から、メタル回線のみを与えられた「音声伝送役務」を、光ファイバー・アクセス回線にも適用する為に、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)を改正する。なお、日本全国に遍く光ファイバー・アクセス回線網を整備し、100%のアダプション(採用)を実現する為に、メタル回線を用いた「音声伝送役務」は、平成 28 年度(2016 年度)を目途に、原則廃止すると共に、光ファイバー・アクセス回線が敷設される契約者先からは、随時そのメタル回線への「音声伝送役務」を除外する。

(エ) 上記(ウ)に基づき、光ファイバー・アクセス回線を用いた電話用設備による「音声伝送役務」を契約並びに契約を希望した契約者(個人、法人とも)におけるメタル回線から、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)を除外し、メタル回線で契約中の電話番号は、この光ファイバー・アクセス回線へと引き継ぎ利用できる事とする。なお、この光ファイバー・

アクセス回線は、「電気通信事業法施行規則」における(指定電気通信役務の範囲)(特定電気通信役務の範囲)のみの契約も可能とする。

(オ) 光ファイバー・アクセス回線が敷設されるにも関わらず、メタル回線を維持する場合は、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)以外の契約のみを可能とし、そのメタル回線の利用に当たっては、今後における「音声伝送役務」は契約不可能である旨の承諾書を以って確認し、上記(ウ)(エ)に基づき、「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)から除外する。

(カ) 光ファイバー・アクセス回線は、「電気通信事業法」に基づく、どの事業者、どんな事業形態においても、「電気通信事業法施行規則」における(基礎的電気通信役務の範囲)(指定電気通信役務の範囲)(特定電気通信役務の範囲)に用いる事が出来るようにすると共に、その利用並びに貸出については、どの事業者に対しても公平である事を義務付ける。

(キ) 上記(イ)～(カ)を満たした光ファイバー回線サービスを実現する為に、光ファイバー・アクセス回線網部分に関する資本・資産・業務・会計部分は、NTT 東西会社から別会社として、「資本・資産分離+業務分離+会計分離」を実施し、新規敷設や設備維持管理等を行う。また、NTT 持株会社からも、「資本・資産分離+業務分離+会計分離」を実施する事で、ボトルネック性を根拠とする規制には囚われない公正な競争環境を構築すると共に、利益相反を回避する。

(ク) 上記(キ)における「資本・資産分離+業務分離+会計分離」をした光ファイバー・アクセス回線会社には、上記(オ)におけるメタル回線網は引き継がない。

(ケ) 上記(オ)に対しては、NTT 東西会社がその意志と責任を以って、サービス提供を行う。また、上記(ウ)(エ)に基づき、このメタル回線網を用いた「電気通信事業法施行規則」第十四条(基礎的電気通信役務の範囲)の実施は不可能とする事で、「電話のユニバーサルサービス制度」に頼らずに、その役務を提供する。(この残存したメタル回線を廃止をする事も、NTT 東西会社が、その意志と責任を以って行う。)

(コ) 上記(ア)～(ケ)における、公平で公正な競争環境を実現する為に、政府が、総合的な市場支配力に基づいたドミナント事業者を規制し得る競争政策を法制化する事で、総務省は、公平で公正な競争環境の構築並びに監視を行うと共に、適切な消費者利益が確保されるよう、その追求に極めて努める。

なお、メタル回線のマイグレーション方法(メタル回線を廃止して、光ファイバー・アクセス回線へと置き換える事)は、いくつかの案が考えられるだろうが、第9回会合(平成22年4月20日)において、ソフトバンクが提案している方法が、最も効率的かつ現実的な解となっている。

なぜならば、現在のNTT東西会社におけるメタル回線事業は、不採算事業となっており、この赤字を垂れ流す事とは、その結果として、税(主に法人税)納付額を押し下げているからである。

また、現在のメタル回線卸売価格(ドライカップー料金)以下の値段で、光ファイバー・アクセス回線を全ての事業者が使える事は、現在の「基礎的電気通信役務の範囲」「指定電気通信役務の範囲」「特定電気通信役務の範囲」への置換えも可能であるだけでなく、契約者(特に、「音声伝送役務」を利用する契約者)にとっても、金銭的負担が増加しない状態で、その利用が継続可能であるから、である。

この方法を用いれば、前記(オ)(ク)(ケ)に関する課題は無くなるものであり、NTT東西会社におけるメタル回線事業が理由となっている不採算性も無くなる事が見込まれるからである。

以上については、本タスクフォースとして、この提案が実現できるのか、NTTに対して、その速やかなる検証作業を行うよう、命令を出すべきであると考えます。

そして、他の事業者から(最も良いのは、NTT自らが、ボトルネック性を根拠とした規制に囚われる事無く、光ファイバー回線サービスにおける独占状態をも解消できる、公正な競争状態を実現可能な方策を提案し、競合他社の理解を得られる事)も、その整備計画、並び実現に向けた実効性のある具体的な提案を募集し、総務省の本タスクフォース、過去の研究会、並びに他省庁の「成長戦略」に照らし合わせた上で、開かれた議論を以って、その内容を詰めていく事が必要である。

これらについて、総務省並びにタスクフォースには、「原口ビジョンⅡ」で掲げられた、

”2015年頃を目途に、すべての世帯(4,900万世帯)でブロードバンドサービスの利用を実現”

という、期日に間に合うよう、その検証並びに検討を行う事が要請されるものであると考えます。(どのような目標においても、その期限を守り抜く、「必達」が原則である。)

その結果として、総務省発行の、「平成二十二年度 通信白書」の『すべての国民がICTの恩恵を享受する社会を実現する為の課題』を満たす、低廉な料金で利用可能となる実現策を以って、平成27年(2015年)を目途とする、「光ファイバー回線サービスの100%アダプテーション」が、「100Mbps以上」で実現される事で、その後の技術革新、サービス革新によって、国民全体が、そ

	<p>の利益を享受できる事が、大いに期待されている。</p>
--	--------------------------------

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	中部ケーブルネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>私どもケーブルテレビ事業者は、いわゆる条件不利地域を含め、基盤整備を推進してきました。ケーブルテレビ網は、光ハイブリッド網であり、DOCSIS3.0により、FTTHに匹敵する技術が実現できております。</p> <p>ケーブルテレビでは、これまでも放送・通信サービスを活用し、地域と協働により医療、福祉、安全・安心、教育、防災など地域において多種多様な公共情報サービスを提供してきた実績のある、まさに「ICTによる地域主権」の担い手となりうる重要な存在です。</p> <p>不採算地域につきましては、新たな公的支援策のあり方を検討していただき、公正な競争ができる環境を整備いただきたいと考えております。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上(30%→100%)に関しましては、仮に現状利用料金が半額になっても倍の利用率になることはないと思われ、②の「豊富なコンテンツ」を私ども事業者とともに推進していただき、可能な限り利用率向上を図って行きたいと考えております。また、利用料金の低廉化は、利用率向上により結果として低料金化を推進することができると考えます。</p> <p>また、多種多様なネットワークから、利用者が自分のニーズにあったネットワークを自由に選択し、利用できることを確保するための議論が必要と考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ひらたCATV株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不採算エリアの整備については、公共投資の注入という観点とともに、将来的なインフラ維持の在り方として受益者にある一定程度の負担を負わせることが不可欠である。ここでいう受益者とはインフラを必要としている自治体とそのインフラを活用しようと考えているサービス事業者、そして実際に情報化の恩恵を受けるサービス利用者の3者である。 ●「光の道」構想で一部意見として出ている、国が整備して安く事業者に貸すことがサービス利用者の価格低減につながるという発想は、一見正しいように見えるが、国以外に誰もインフラリスクや償却コストを被っておらず、維持メンテナンスや将来的な更新投資を考える上で不健全な公共投資である。国の財政がひっ迫している現時点において採るべき方策ではない。 ●10年後、20年後といった将来的な通信インフラの重複投資は避けなければならないが、そのことと残り10%を国がすべて整備することとは整理して考えなければならない。 ●以上のことから、残り約10%のBB基盤未整備エリアにおいても、国だけでなく恩恵を受ける自治体や事業者・利用者がイニシャル、ランニングに関わらず包括的にインフラリスクや整備コストを按分負担して推進できる『公設民営方式』を、引き続き進めていくべきだと考える。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用促進策として、低廉な料金設定はあくまでも「必要条件」の一つではあるが、事業の「与件」でも「十分条件」でもないことに留意すべきである。 ●上記の通り、インフラ基盤整備による情報通信サービスの本質とは、公共投資であれ、民間投資であれ、その投資コストを適切に償却し、なおかつ将来的な更新投資を内包できる程度の料金設定の存在が前提である。電電公社でインフラを一元化していた時代ならともかく、現に複数の事業者が投資リスクや償却コストを被って公正に競争しながら適正な運営を行っている現状がある。それらの投資リスクや償却コストを度外視して、必要以上の低廉な料金設定を国家が先導して導き出すことが、果たして国民の利用活性化につながるかは思えない。 ●ブロードバンドの普及が30%にとどまっている現状は、むしろ国が掲げた利用率目標の到達が図られていないだけで、放送や新聞、その他のコミュニケーション手段・メディア媒体があるなかで、国民にとって現状これ以上サービスの必然性がないからである。われわれケーブルテレビ業界は、地域に密着した

コミュニティ放送を提供しており、その視聴率の高さからも地域住民の利用ニーズに溶け込んでいる非常に有意な媒体と感じている。したがって、無理に利用率目標を上げることで、本末転倒するような議論を展開することは国の施策としてナンセンスである。

- むしろ今回の『光の道』構想は、傍から客観的にみると、今までインフラリスクも償却コストも被らなかつた一部の事業者が、利用者の視点から「利用料金」だけを捉えて、あたかも国民を代弁するかのよう、一意的な議論を一方向的に主張し、推進しているようにしか見えない。どんなに小さくとも、辺地や過疎地を抱えながらも自己責任に置いてエリアを整備し、雇用を抱えながら懸命に地域情報化に奮闘・尽力し採算を合わせている、我々のようなローカル事業者の存在を議論の対象としないのは不合理である。本当の意味で地域活性化につながる情報化を推進している牽引役は、ローカルで頑張っているケーブルテレビ局である。
- 一方で、将来的なブロードバンドの普及・促進を考える上では、今後のアプリサービスの充実とipadのような使いやすい端末、その端末償却も踏まえた低廉な料金提供が不可欠だと考える。
- ipadは人間工学を押さえたフェザータッチの端末であり、また機能を受信に傾倒させ、目的を絞ることで、使い易さを考え抜かれたまさに高齢者利用に適切な端末である。これからはインフラやサーバといった基盤整備というよりはむしろ、端末の研究・開発促進やその端末がガラパゴス化しないような国のハード戦略と、アンドロイドに代表されるアプリ開発・技術提供の促進と言ったソフト戦略の両方を推進していくことが、ブロードバンドの『ごく自然な』普及を促進していく。日本のメーカーが世界で300万台も売れる端末が販売されれば、日本は主導権を以って情報通信を推進できるとともに、その利用者数増は、端末コストも通信コストも低減し料金の低廉につながる。
- したがって、NTT組織がどうかという仕組みや日本の通信事業スキームを国が先導的に弄ることは、我々実業の事業者から見ると恣意的でありこそすれ、BB普及促進にはつながらないと受け止めている。
- NTT組織については、国家論から語れば彼らは情報通信の国威であり、1985年当時の強いNTTを日本は目指すべきであるし、戦略のない恣意的な分社化や統合は将来の日本の情報通信にとってためにならないばかりか、国益の減損にもなる。上記のようなブロードバンド普及促進策を図っていけば、おのずとNTTはかつての公社のようにインフラ管理会社にポジションが納まると考える。10年後20年後の光通信インフラの重複投資を回避することを考えると、我々ケーブルテレビ業界は山形県の事例のように、そのインフラ管理会社に納まったNTTから安価に借りるという時代がやってくるかもしれず、事業は生き物という観点からも、あくまでも国民の利用形態の成り行きに

	<p>任せるべきであるとする。</p> <p>●したがって、今回の構想は国家戦略として非常に大切な構想であることから、拙速的な発想は避け、正攻法でかつ段階的な推進に国は従事すべきだと考える。</p> <p>以上、敬称・敬語を略しております。申し訳ございません。 どうか意見具申をお聞き届けいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>全国の90%のエリアではFTTHの整備が進んでおり、採算性の問題などで整備されていない残り10%のエリアについても、民間ベースのインフラ競争が基本だと考えます。民間事業者の設備投資インセンティブを高めることが重要です。ただし、残り10%の不採算エリアは、面積比では全国の半分だと言われています。これを民間企業がすべて整備することは不可能だし、必要でもないかもしれません。したがって必要であれば、補完的に地方自治体、政府補助などの形で導入を進めるべきだと考えます。</p> <p>このためには高レベルのサービス水準を維持・提供できる環境づくりがもちろん必要ですが、利用者が選択できるよう光ファイバーだけにこだわらず、LTE、WiMAX、あるいは次世代Wi-Fiなどの無線などの技術も活用すべきではないでしょうか。何が効率的かは市場が決めることだと考えます。</p> <p>また、インフラを他社から借り受ける設備共用型のサービスが常態化すると、企業間競争が損なわれ、新技術の導入が進まなくなるおそれがあります。郵政民営化で窓口ネットワークというインフラ会社がありました。そこから新しいサービスが生まれたのでしょうか。インフラを持っていればこそ、投資回収のための知恵を出すのではないのでしょうか。結果的に消費者にとって不利益な状況が生まれる恐れがあります。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上のためには、コンテンツやアプリケーション等の競争が重要だと考えます。</p> <p>また、将来、ライフライン、加えて医療、教育、環境、観光、ホーム、ネットワークなどのいわゆる社会インフラサービス領域で、情報通信インフラを持ったNTTや電力会社の役割は重要で、地域社会への貢献も見込まれます。</p> <p>アミューズメント系のコンテンツでは、人間は24時間起きていませんので、利用率30%を100%にもっていくことは不可能です。インフラ系のコンテンツであれば、24時間稼働しており、各分野で横断的にICTの利活用を阻害している規制の見直しが必要ではないでしょうか。</p> <p>光アクセスの機能分離や構造分離については反対である。市場原理主義の行きすぎは電力に限らず消費者の利便性、投資インセンティブ、安定供給の点から課題も多く、見直しが起きている。また、光の国営インフラ会社をつくれれば、電力系のインフラをどうするのかなど、電力会社やCATVの事業運営にも大きな影響を及ぼすと考える。国営インフラではなく、多様なインフラがプ</p>

	<p>ラットフォーム競争を行なう環境を整備することだと思います。ブロードバンド普及のためには国家戦略として、電話時代の競争政策(NTTのあり方)抜本的に見直す時期なのではないでしょうか。</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	山口ネットワークス株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今のインターネットブロードバンドが当たり前の時代の中で、未整備エリアの基盤整備は消費者にとって非常にありがたい物であることに違いはありません。 しかしながら、未整備エリアのほとんどは過疎化した地方であると考えられることから基盤整備をすすめる業者・企業にとっては、幹線引き込みエリアにおける加入率が非常に少なく採算に合わない設備投資となることは必至であり、このことが原因で整備が進んでいないと思われます。 そういったことから、未整備エリアにおいては、競争の原理だけでなく、消費者の安全・安心な環境を整備する一環として、国や地方自治体の助成が必要と考えます。 ・ NTT等の大手通信キャリアによるインフラ整備が充実した場合、CATV業者にとっては脅威となりえる可能性が高いと思われます。特に、放送系については、光テレビによって、CATV加入率が激減し、一般競争に反する可能性があります。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、一般消費者においては、動画サービスの利用者が多く、インターネットのトラフィックの大半を占めています。加入者の増加とトラフィックの増加は比例しておらず、インターネット事業者は上位回線への回線コストの負担が増大しています。 利用率の向上は、この状況をさらに加速・悪化させることになりかねません。回線コストも低廉化させなければ、消費者へのサービス価格の低廉化は不可能と考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>(1) ブロードバンド未整備エリアをできる限り少なくすべきであるが、その場合の手段は、光にこだわらず、メタル線でのADSL、無線等の手段を活用すべきである。</p> <p>(2) ブロードバンド未整備エリアの基盤整備の主眼をどのように位置づけるかが重要である。あれもできる、これもできるではなく、メインターゲットを絞るべきである。付随的な使い道は民間活力に任せるべきである。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>(1) NTT分割再編ありきの議論には与しない。総務大臣がnttに光部門の分社と引き替えにNTTの自由度を増す、と発言したとの報道があったが、そのような結論ありきの誘導には賛成しかねる。</p> <p>(2) NTT以外の通信事業者の財務体質、インフラ整備も点検すべきである。たとえば、ソフトバンクモバイルは携帯電話の「基地局」の数に「中継局」も含めて、ドコモ、KDDIの「中継局」を含まない数と比較している。また、ウィルコムに至っては、本来稼働しているはずの基地局を勝手に間引き運用(停波)している例もある。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	KDDI株式会社
意見項目	意見内容
	<p>はじめに</p> <p>(1)我が国の電気通信市場発展の経緯 我が国の電気通信市場においては、電電公社による独占の時代から、1985年の通信自由化以来の新規参入や競争を通じて通信料金の低廉化やネットワークの高度化が進み、サービス多様化を通じた利用者利便の向上が実現してきました。 今後も、市場が成長していく機会をとらえてタイミングよく競争政策を実施することが市場の発展には不可欠です。</p> <p>(2)ブロードバンド化の進展 市場環境の変化に目を向けると、我が国ではブロードバンド化が急速に進んでおり、以下のように、NTTグループのみならず当社を含む様々なプレーヤーが、競争環境の下で多様な技術を用いて高度なネットワークインフラの整備を柔軟かつ積極的に推進し、ユーザーが選択可能なサービス提供基盤を構築してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ISDNからADSLへの技術潮流の変化による常時接続インターネットの普及 - NTT東・西による光アクセスインフラの整備 - 電力系NCC等によるFTTH事業の立ち上げ - CATVインフラを活用した高速インターネットの普及 - ワイヤレス分野の技術革新(モバイルインターネット、WiMAX、LTE) <p>(3)「光の道」構想の実現に向けて 我が国の電気通信は、競争を通じて全国レベルで高度な発展を遂げ、世界最高水準のブロードバンドインフラの整備が進展してきましたが、残った未整備エリアの整備についても、これまでの競争政策の成果を活かして多様な技術、ノウハウを活用し、国民負担の増大を招かないよう効率的に進めるべきと考えます。 また、利活用促進のためには、すべての国民が必要、利便性を自ら実感できるよう、公共・民生両面で様々な魅力あるサービスやアプリケーションが使い易い料金で提供される環境を整えることが重要です。</p> <p>(4)「光の道」の前提となる競争政策の在り方 「光の道」の果実をすべての国民がもれなく享受できるためには、以下に述べるように、今後の競争政策においても、IP化の進展に伴う市場環境の変化を踏まえつつ、より一層設備競争とサービス競争をバランスよく促進していくことが望まれます。</p> <p>【競争環境の変化】 電気通信市場は、IP化の進展により、従来の通信レイヤーのみの競争にとどまらず、プラットフォーム・端末・アプリケーション等を組み合わせさせたビジネスモデル間の競争が展開され、様々な組合せによって多様なサービスが実現する時代に移行しつつあります。「光の道」によりブロードバンドの利活用を促進し、サービスの多様化や料金の低廉化、ひいては産業の発</p>

展、国民生活の向上を実現するためには、IP時代の市場環境の変化にあわせて、より一層の競争促進策を講じる必要があります。

【設備競争の重要性】

そのためには、これまで設備投資のリスクを負ってNTTグループに競争を挑んできた通信事業者が、さらに積極的に投資を行い、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化することにより、NTTグループのアクセス系設備の独占状態を改めることが重要であると考えます。

これによって、ICTインフラの技術革新が促進され、ユーザーに新しい価値を提供することが可能となります。

【サービス競争の必要性】

以上のとおり、電気通信市場においては、設備競争を維持、促進することが重要である一方、固定通信の分野ではボトルネック設備の問題が存在しています。そのため、NTT東・西の設備のオープン化によるサービス競争が必須であり、これまでもコロケーションルールの確立やドライカッパの開放など、種々のアンバンドル規制が導入されてきました。

しかしながら、IP時代の光アクセスの普及につれてNTTグループの市場シェアが高まる傾向にあります。ボトルネック設備のみならず NGN を始めとするボトルネック設備と一体となって機能する設備をオープン化し、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、競争を活性化する必要があります。

(5)「豊かな社会」の実現に向けて

「光の道」実現に向けては、どのような政策を実施するとしても、「公正な競争環境を確保すること」が最も重要です。あらゆるレイヤーにおいて競争環境が維持・拡大されることによって、これまで実現してきた料金の低廉化やサービスの多様化が今後も継続し、これらがユーザー利便の向上、ブロードバンド利活用の推進、ひいては「豊かな社会」の実現にも寄与するものと考えます。

1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。

ブロードバンドの基盤整備については、冒頭でも述べたように、設備競争を後退させることなく、民間主導により行うことが原則です。

未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。

効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです(※1)。

海外の事例を見ても、例えば米国においては、各地域を業務範囲とする多数の小規模な電気通信事業者やCATV事業者を活用して、全国レベルでブロードバンドの整備が進められています(※2)。

当社の試算によれば、エリアによっては条件次第で、例えばWiMAXの方がFTTHよりも整備コスト・維持コストともに安価になると考えられるケースがあります(別紙参照)。

	<p>未整備エリアについては、基本的に採算ベースでの基盤整備は困難と想定されますが、当社としても、政策目的を踏まえ、他のエリアでの基盤整備とあわせて「光の道」整備の一翼を担う用意があります。</p> <p>これまでのブロードバンド整備の過程においては、NTTグループが敷設した事例に加えて、デジタルディバイドの解消や携帯電話の過疎地対策を目的として、国や地方自治体が独自に光ファイバーを敷設したケースなどが存在しています。</p> <p>民間の多様な技術を活用して効率的にブロードバンド基盤の整備を進めるため、各未整備エリア内の引込み線や当該エリアまでの幹線の敷設状況などのNTT東・西や地方自治体が保有する情報をとりまとめて公開し、多くの関係する事業者が公平に情報を共有できるようにすることが望まれます。</p> <p>なお、ユーザーに対するサービスの永続性を確保するためには、サービスの維持コストの面で、ユニバーサルサービス基金のような何らかの方策を講じることにより、事業者がインセンティブを維持できるようにすることが望ましいと考えます。</p> <p>仮に公的資金が導入される場合においても、国民負担を最小化するため、競争入札を行うなど、複数の事業者の中から、最小の費用で整備可能な事業者を選択すべきです。</p> <p>(※1) その際には、多様な手段で既存の音声サービスを提供できるよう、0AB-J番号の割当条件の緩和(WiMAX、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などで提供される音声通話サービスを追加)を行うことが望まれます。</p> <p>(※2) 米国の「全米ブロードバンド計画」においては、無線・DSL・衛星等のアクセス技術を問わず、下り4Mbps/上り1Mbpsのブロードバンドサービスをユニバーサルサービス制度の対象とし、地域毎にその整備コストを補てんする仕組みが検討されています。</p> <p>なお、現状の米国のユニバーサルサービス制度においては、細かいサービスエリアごとに適格事業者が指定される仕組みとなっており、全米で1,000以上の通信事業者が、固定・携帯に関わらず音声サービスを提供し、補てんを受けています。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点に</p>	<p>【ICT利活用促進のための規制改革】</p> <p>超高速ブロードバンドを基盤としたICT利活用を促進していくためには、設備競争をベースとして構築された高度なインフラネットワーク上で、多様な事業者が競争を繰り広げてさまざまなサービスを低廉な料金で提供し、全国民が必要、利便性を自ら実感できることが重要です。</p> <p>民間の創意工夫によって「新たな価値(サービス)」を提供することにより、ICT利活用の加速度的普及を目指すためには、アクセ</p>

ついてどのように考えるか。

スを含む設備レイヤーでの競争を始め、あらゆるビジネスモデルでの競争をこれまで以上に活性化することが必要であると考えます。当社も、国民に低廉で便利な新しいサービスを提供し、医療・教育を始めとするさまざまな分野でICT利活用の促進に積極的に貢献していく考えであり、その際に必要となる規制・制度の見直しを進めていただきたいと思います。

(具体例)

- ・基地局建設に関する法規制の緩和
- ・電子カルテの共有化
- ・学術用途の著作物の利用手続き簡素化

【市場環境の変化と総合的な市場支配力に着目したドミナント規制】

高度なネットワークインフラの上で多様な事業者が活発に競争を繰り広げることにより、サービス・アプリケーションの高度化や料金の低廉化が期待されることから、そのような動きが阻害されることのないよう、電気通信市場における公正競争環境の維持・活性化を図ることが重要です。

IP化の進展により通信市場の競争環境が変化する中、NTTグループはNGNを基点に持株会社の下で連携し、あらゆる分野にその事業領域を拡大しているところです。具体的には、固定通信に加え、今なお約50%のシェアを維持し続ける携帯事業からソリューション、システム開発、金融から不動産などの周辺の市場に至るまで巨大な企業グループを形成し、垂直・水平方向に連携を強化することによって、コアとなる電気通信事業での市場支配力を磐石なものとしています。このような状況に鑑みれば、市場における公正競争環境をこれまで以上に注視し、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なビジネスモデルで自由にサービスを提供できる環境を維持することが必要であると考えます。

そのためには、NTTグループの司令塔となっている持株会社を廃止し、NTTグループを解体するなど抜本的な構造改革が必要ですが、実現に時間がかかる、あるいは株主の理解が得られない等の理由で実現が困難であるとすれば、次善の策として総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきと考えます。

具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要です。

(例: 市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提供、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、子会社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止)

【設備競争の重要性】

今後も国民に低廉な料金で革新的な電気通信サービスを提供

し続けるためには、NTTグループのアクセス系インフラ設備の独占状態を改める必要があります。そのためには、これまで新規参入事業者としてリスクを取って設備投資を行い、NTTグループに“End - to - End”ベースでの競争を挑んできた通信事業者が、さらに積極的に投資を行い、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化することが重要です。

そもそも電気通信市場においては、対等な競争を行うためには、全ての設備を自ら設置し、技術、設備、サービス等の総合的な競争を行うことが望ましいと考えます。携帯電話市場では概ね、そのような競争が機能していることから、多様な技術を用いて多彩なサービスが展開され、新たな価値を顧客に提供することができています。

固定通信市場においても、例えば法人市場では、イントラネットサービスの分野において、NTTグループと電力系NCC等との間でアクセス回線を含むトータルな設備競争が機能し、料金の低廉化、新たなサービスの投入、伝送ルートの異経路二重化やキャリアダイバシティによるネットワークの信頼性向上などが実現されています。また、広域イーサネットサービスなどの分野では、伝送路設備の保守レベル、故障復旧時間の短縮を含む保守・障害時の対応が向上し、設備競争による市場活性化の成果が現れています。

FTTH市場においても、需要集中エリアでは、NTTグループ以外の事業者が参入し、設備競争を行ってきたことによって料金低廉化やサービス多様化(例:KDDIの「ギガ得プラン」)が実現しています。

仮にアクセス網を整備する事業者が1社独占になった場合には、例えば、ADSLの導入遅延の例に見られたように、NTTグループが自社の技術であるISDNとの干渉に過剰に反応し、新たな技術の採用に消極的になるなど、ユーザーが技術革新の恩恵を早期に享受できなくなるデメリットが懸念されます。

光ファイバーについても、将来に亘って単一の技術が継続されるとは限らないことから、1社独占で整備された場合には、新しい技術が出現した際に導入が遅れることになりかねないと考えます。

以上を考慮すれば、ブロードバンドアクセスの未整備エリアを解消する目的のために、設備競争を後退させるような政策を行うことは、これまでの競争政策の成果を帳消しにし、ユーザーの利益を損なうおそれがあると言わざるを得ません。「光の道」の実現においては、これまでの設備競争を導入した成果を否定することなく、一層の競争促進策により、サービス多様化、料金の低廉化を図ることを基本とすべきです。

具体的には、以下に挙げるような線路敷設基盤(管路・とう道・電柱等)の利用条件の見直しが必要です。

・道路占用許可手続の緩和

- ・電柱共架・添架承諾手続の緩和
- ・都市部の地中化エリアにおける引込み線の開放
(都市計画に基づく地中化エリアでは、電力・NTT 以外の企業が計画的に先行して設備構築することが困難であり、設備競争が事実上不可能な状況)

【サービス競争の必要性】

固定通信の分野においても、競争導入の結果、中継系の伝送路や交換機、ルーター等は各事業者が独自に構築、保有していますが、アクセス系のボトルネック設備については、歴史的経緯から NTT グループが独占しており、一朝一夕には競争環境の改善を図ることができない根本的な問題が存在しています。そのため、NTT 東・西のボトルネック設備とそれに付随する設備のオープン化によるサービス競争の活性化施策が不可欠であり、コロケーションルールの確立やドライカップの開放など、種々のアンバンドル規制が導入されてきました。

しかしながら、電話時代に比べて、IP 時代にはこれまでの競争政策の効果が薄れつつあり、光アクセスの普及につれて NTT グループの市場シェアが高まる傾向にあります。具体的には、NTT グループは光ファイバー市場において、サービス提供事業者のシェアで約 75%、設備提供事業者間のシェアでは約 79% と独占的な地位を築いています。

ブロードバンドの利活用を促進し「光の道」を実現するためには、冒頭に述べたように、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、競争を活性化する必要があります。そのため、他の通信事業者のみならず、アプリケーション、ソリューション等のプロバイダーが求める各レイヤーにおいて、ボトルネック設備のみならず NGN を始めとするボトルネック設備と一体となって機能する設備をオープン化し、多様なレイヤーの事業者がユーザーに多彩なサービスが提供できる環境を整えることが今後も重要であると考えます。

(1) アクセス網の機能開放ルール

設備競争の拡大にはある程度の時間が必要ですが、特に固定通信事業においては、線路敷設基盤等の設備がボトルネックとなっており、設備競争の急速な進展が困難であることから、全ての利用者に多様な選択肢を確保するためには、ボトルネック設備を保有する NTT 東・西の設備開放を前提とした多様な事業者によるサービス競争も不可欠です。

この点に関しては、現状でも NTT 東・西が保有する設備のボトルネック性に着目した第一種指定電気通信設備について接続ルール等が課されていますが、ダークファイバー等の利用における手続・リードタイムの非同等性や競争事業者の接続情報の不正流用の問題などが存在しており、現行のルールでは公正な競争を行うための環境としては不十分です。

これらの問題を解消し、NTT東・西と競争事業者との間のイコ
ールフッティングを完全に確保するためには、

① 現行の接続ルールの強化

ーNTT東・西のダークファイバーを含むアクセス網につい
て、これまで以上に開放ルールを徹底するとともに、そ
の開放状況について監視体制を強化
(具体例:NTT東・西がマンションの棟内に設置した光フ
ァイバーの競争事業者への開放義務化が急務)

② (①を組織的に徹底させるための)NTT東・西の設備管理
部門の機能分離または構造分離

といった政策を実行することが考えられます。

なお、開放された設備を用いた、多様な事業者によるサービス
競争を今後も機能させるためには、NTTグループが、メタルから
光ファイバーへのマイグレーションの計画を早急に公表すること
が必要であると考えます。

(2)NGNにおける機能開放ルール

これまで述べたとおり、IP化に伴って電気通信市場における競
争環境がプラットフォーム・端末・アプリケーション等を組み合わ
せたビジネスモデル間の競争へと移行する中で、多様なビジネ
スモデルが市場で展開されるためには、アクセス網に対する開
放ルールを強化するのみでは公正な競争環境を確保する上で
十分とは言えません。

IP時代の新たなボトルネックとなり得るNGN上の機能につい
て、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階
梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放することが必要で
あると考えます。

具体的には、認証、QoS、帯域制御、位置固定等のNGNの機
能を開放し、NGN網に收容される加入者が、NTT以外の事業者
が提供する電話、放送、VOD、VPNなどのサービスを、簡素な
手続により適正な価格で利用できるようにすべきです。

これにより、様々な事業者がNTTのNGNの仕様に縛られること
なく、多様なサービスを提供することが可能となり、ユーザーによ
り多くの選択肢と技術イノベーションの成果をもたらすことが可能
となります。

au基地局とWiMAXの組み合わせによる整備

- 携帯電話によるエリアカバー率100%の実現に向け、過疎地対策として国・地方自治体の公的支援制度(格差是正※1)により基地局及び伝送路が整備されている状況。
(平成22年度99.9%整備済み)
- これらの基地局及び伝送路にWiMAX設備を組み合わせることにより、各世帯にブロードバンド環境を整備可能。

WiMAXの利用が有効となる住居の分布

- ① WiMAXの方が安くなるケース:事例1 P.2参照
- ② FTTHの方が安くなるケース:事例2 P.3参照

課題

- ①移動体格差是正事業で構築した設備を利用する上では、以下の規制緩和が必要。
⇒格差是正によって建設された鉄塔・伝送路の使用目的の制限緩和
- ②多様な手段で既存の音声サービスが提供できるよう、以下の規制緩和が必要。
⇒OAB-J番号の割当条件の緩和(WiMAX等で提供される音声通話サービスを追加)

過疎地エリアの収支

過疎地エリアは世帯数が少ないため、初期投資の回収及び維持コストを賄うことが困難であると想定される。

※1 移動通信用鉄塔施設整備事業 / 無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)

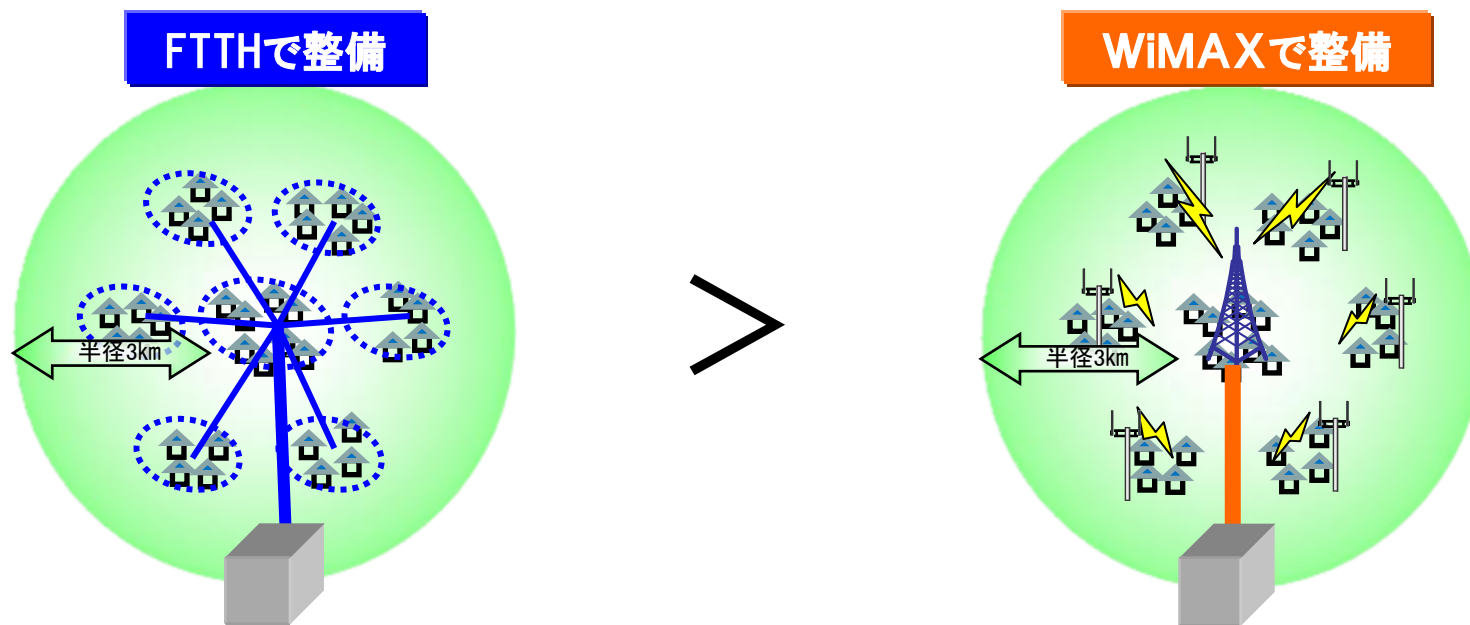
(参考)未整備エリアにおけるFTTHとWiMAXのコスト比較(WiMAX安価モデル)

➤FTTHよりもWiMAXの方が経済的と考えられるケース

【事例1】半径3kmに約100世帯が点在して居住

- ・au基地局が整備されているエリア。
- ・FTTHで整備する場合、光ファイバケーブル敷設費用が大きいいため、WiMAXの方が経済的。

<試算例>



	FTTH	WiMAX
整備コスト(百万円)	46.0	36.0
維持コスト(百万円/年)	6.0	2.0

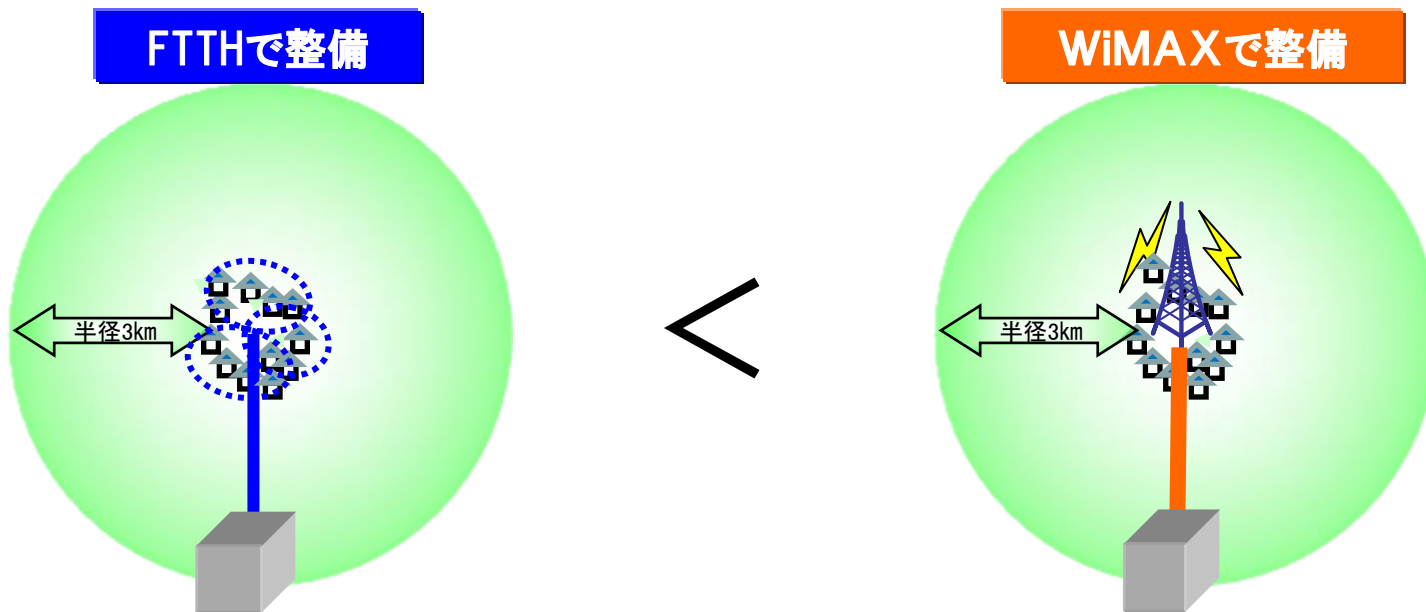
(参考)未整備エリアにおけるFTTHとWiMAXのコスト比較(FTTH安価モデル)

➤WiMAXよりもFTTHの方が経済的と考えられるケース

【事例2】半径3kmに約30世帯が基地局の周辺に密集して居住

- ・au基地局が整備されているエリア。
- ・FTTHで整備する場合、光ファイバケーブル敷設費用が低廉のため、FTTHの方が経済的。

<試算例>



	FTTH	WiMAX
整備コスト(百万円)	4.0	5.0
維持コスト(百万円/年)	0.5	1.0

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	楽天株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	(意見) 超高速ブロードバンドの利用を促進させるためには、利用者から見たトータル料金が現在より安価になることが重要です。そのためには、インターネット接続サービスレベルでの事業者間の公平な競争環境を確保することと、光アクセスレベルでの接続料(光アクセス料金)が十分低く抑えられるよう光アクセス網の整備・運営コストを低く抑える仕組み(整備の効率化、運営の透明性確保等)が必要だと考えます。 以上。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
-------	--

意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	別紙のとおり

このたびは、「光の道」構想に関する意見募集(以下、「本意見募集」という。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見項目	意見内容
はじめに	<p>現在、世界経済は度重なる恐慌から徐々に立ち直り、復興の兆しを見せていますが、日本経済は依然として成長の軌道に乗り切れていません。新興国が勢いを増し、世界経済における存在感が増している中、日本の GDP は 1990 年代から 20 年間、約 500 兆円のまま成長しておらず、ついに中国に追い抜かれ世界 3 位に転落しました。日本の競争力を復活させるためには、成長分野であり日本経済の牽引役でもある情報通信産業を中心に他産業の ICT 化等を通じて、経済全体への波及効果を与えることが重要です。</p> <p>また、国内に目を向けても、地域による医療格差や学力の低下等、日本は様々な社会問題を抱えています。これらの課題は、電子医療や電子教育といった ICT 技術を活用することで解決可能です。このように ICT を活用して様々な課題を解決していくうえで、「光の道」構想は必要不可欠であり、基盤となる施策です。</p> <p>そもそも、これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。</p> <p>世界の国々においても、「光の道」同様、情報化社会の進展を見越し、超高速ブロードバンドネットワークの整備を政府が主導して進めており、国際競争力の観点からも、日本がそれらの国々に遅れをとるわけにはいかないと考えます。従って、「光の道」構想は、その早急な実現が求められます。</p> <p>「光の道」構想については、本年 4 月 20 日、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース(以下、「タスクフォース」という。)」の要請に基づくヒアリング(以下、「タスクフォースヒアリング」という。)にて、弊社共の意見を述べさせて頂いたところですが、弊社共としては、「光の道」実現のために採用し得る方策を可能な限り具体的に提案させて頂いたものと考えています。今後、「光の道」構想をより具体化するに当たっては、本構想が日本の将来を左右する政策である点を踏まえ、広く国民を巻き込んだ活発な議論とする必要があることから、弊社共の提案がその一助になることを望みます。</p> <p>以下、「光の道」構想に関して、弊社共の提案する具体策について、意見募集項目に従い、述べさせていただきます。</p>
ア. 光アクセス基盤整備の在り方	<p>前述の通り、「光の道」は日本経済を牽引する基盤となる重要なインフラであり、その構築にあたっては、2015 年という期限での必達に向け、あらゆる関係者が協力の上、各種取り組みを推進していく必要があると考えます。</p> <p>基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、いかに効率的に整備を行うかという点です。特に、現在超高速ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や離島等が多く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかるとされている地域です。これまで、採算の合わないこれら地域については、国の支援を受けた地方自治体が整備を行い、民間事業者に対し、IRU に基づき貸し出しを行ういわゆる「公設民営方式」の採用が第一に検討されてきたところであり、タスクフォースにおいて整理された「光の道」構想実現に向けて「基本的方向性一」(以下、「基本的方向性」という。)の中でも、当該方式の活用について触</p>

られています。しかしながら、現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。

弊社共としましては、以上の基本的な考え方に基づき、タスクフォースヒアリングにて、望ましい光アクセス基盤整備方法を述べさせて頂いたところであり、その概要は次のとおりです。

まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100% 整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。(詳細は後述)

また、本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。

以下に、弊社共の提案を詳述します。

(1) アクセス回線会社の設立

現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。

なお、アクセス回線会社の設立については、公正競争環境等にも配慮して検討することが必要不可欠ですが、これについてはイにて後述します。

(2) 光アクセス基盤 100%整備に要する 2.5 兆円の内訳

光アクセス基盤 100%整備に要する費用を試算するに当たり、弊社共においては、①局内設備、②とう道・き線区間、③架空配線区間、④引込み線、⑤宅内光回線・機器の 5 つの区分に分け、費用を積算しています。さらに、⑥離島・その他については、本土からの距離が離れている等の理由により、通常より整備コストが高額となることから、局内設備、とう道・き線区間、架空配線区間において、追加費用を計上しています。

以下、区間毎の試算方法について詳述します。

①局内設備の整備費用

当該区間における NTT 東西殿の 2008 年度実績コストをユーザ数で除することで、1 回線当たりの設備費用を求め、これに光未整備回線数を乗じることで、算出しています。

②とう道・き線区間の整備費用

当該区間における部材費、工事費等の費用を積算することで、全回線分の整備費用を求め、これに光未整備率を乗じることで、算出しています。

③架空配線区間の整備費用

当該区間における部材費、工事費等の費用を積算することで、全回線分の整備費用を求め、これに光未整備率を乗じることで、未整備地域分のみを費用を算出しています。加えて、都市部と山間部に分け、山間部については高コストであるため、追加費用を計上することで、算出しています。

④引込み線の整備費用

当該区間における部材費、工事費等の1回線当たりの費用を積算し、これに光未整備回線数を乗じることで、算出しています。

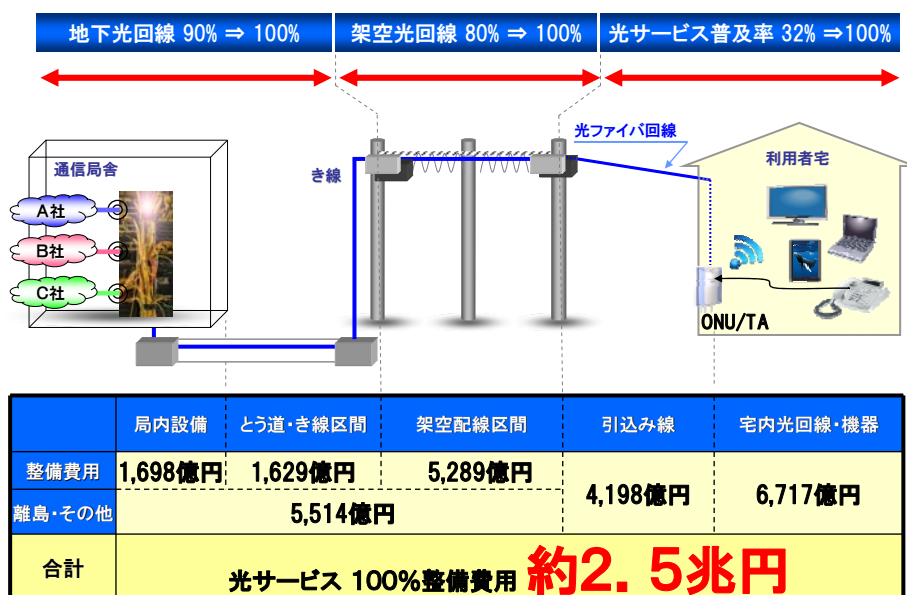
⑤宅内光回線・機器の整備費用

宅内光回線区間における部材費、工事費等の1回線当たりの費用、及びONU/TA費用を積算し、これに光未整備回線数を乗じることで、算出しています。

⑥離島・その他の整備費用

総務省「離島におけるブロードバンド化促進のための調査研究」(2007年3月)にて算出されている離島整備費用と、総務省「デジタル・ディバイド解消戦略会議 第一次報告書(2008年3月)」にて算出されている条件不利地域の整備費用を積算することで、当該地域全回線分の費用を求め、ここから既設の整備費用を減算、その他予備費用等を加算することで、算出しています。

光アクセス基盤整備費用内訳



(3) 5年間で工事が完了する根拠

アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、住宅用回線4,900万回線及び事業用回線1,300万回線を合算した6,200万回線から2010年度末予想光敷設済回線数の約2,000万回線を差し引いた約4,200万回線と推計しています。

この約4,200万世帯に対し、光アクセス基盤を5年で整備するためには、効率的な工事実施が必要となります。

現在の光回線工事は個別ユーザの申し込みごとに行っており、ユーザの指定する場所

が離れていることや施工時間が合わないことも多く、1日の工事件数に限界があります。しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班当たりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。

施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班当たり年間720件の工事が可能となりますので、5年間で4,200万回線を整備するためには、施工班は約12,000班必要となります。1施工班の編成は工事従事者2名+ガードマン1名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14万人となっており、12,000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。

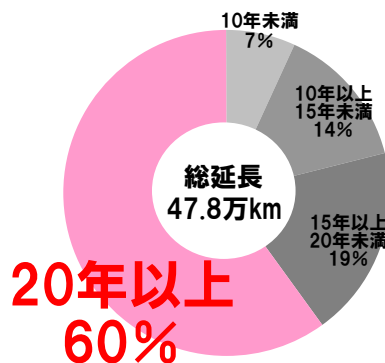
以上のことから、12,000班×720件/年×5年=4,320万となり、約4,200万回線の工事は5年間で十分可能と考えます。

(4) メタル回線撤去の必要性

現状、NTT東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。

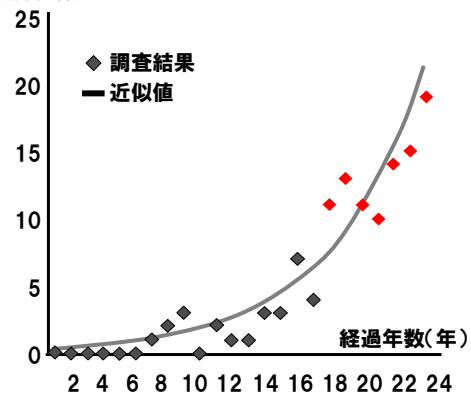
加入者メタルケーブルの経過年数別構成(NTT東日本)

※ケーブル延長の構成比 [H22年末想定]



架空メタルケーブルの経過年数別故障件数

故障件数(件/km)



18年経過より故障率上昇

※「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に対する意見 平成19年5月22日 東日本電信電話株式会社より一部推計し当社作成。

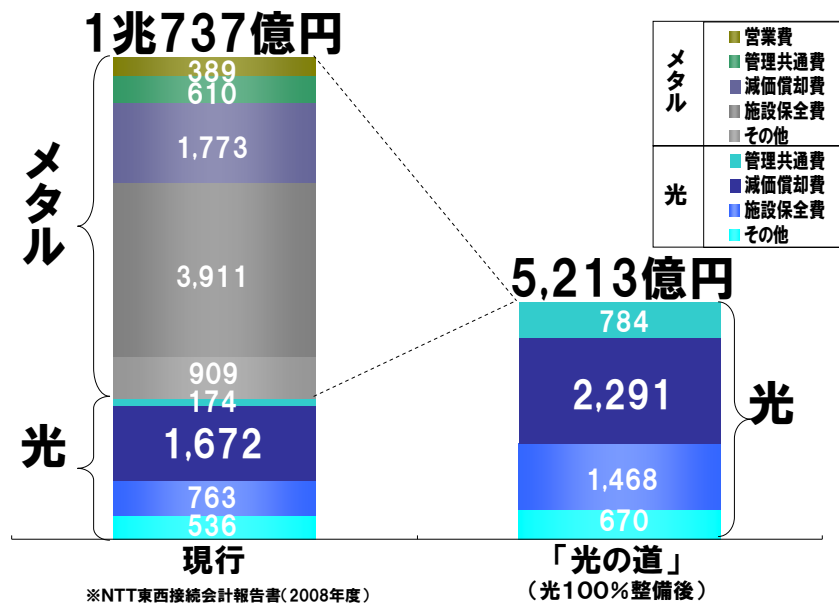
弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。

このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。

メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約7,600億円、光回線の維持費として約3,100億円、合計1兆700億円の費用が年間で計上されて

いるものを光回線分のみに行うことができるため、維持費が年間約 5,200 億円に縮小します。結果として、約 5,000 億円の費用削減が可能となります。

アクセス回線維持費(内訳)



なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。

(5) アクセス回線会社の資金調達

弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。

光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。

以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。

※弊社共試算の詳細は下記を参照ください。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000066001.pdf

http://www.soumu.go.jp/main_content/000066002.pdf

イ. 光利用率向上について

前述のとおり、「光の道」はアクセス回線会社が主体となり、2015年までに全世帯を整備することが可能と考えます。その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約1,000万のADSLユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約33%から約60%に上昇します。

有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら不可能であることから、残り40%の世帯に対しては別の形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共の提案は次のとおりです。

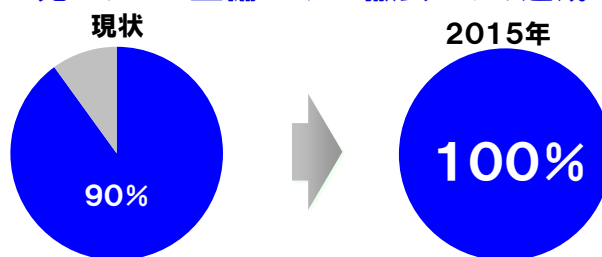
まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。

弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。

すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。

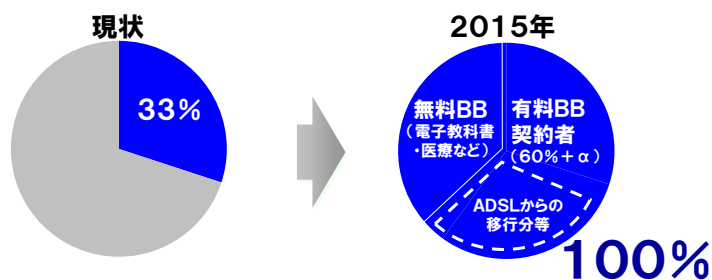
光整備率100%の考え方

光アクセス整備・メタル撤去により達成



光利用率100%の考え方

ADSLからの移行・無料BBサービス提供により達成



また、光ブロードバンドが全世帯に整備されることで、公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを利用した魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくることが予測されます。さらに、NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。

利用率向上を含む「光の道」整備に必要な公正競争環境確保の在り方について、弊社共の提案を以下に詳述します。

	<p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p> <p>逆に、仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤 100%整備を推進した場合、NTT 東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既に NTT 東西殿の独占的状态となっている市場環境 (NTT 東西殿の光サービスシェアは 74.4%(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 21 年度第 4 四半期(3 月末))」)より)をさらに悪化させることとなります。</p> <p>このような状況が容易に想定される中、構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者としては全くもって許容出来ないものとなり、その場合、メタル回線の撤去についても反対せざる得ないこととなります。</p> <p>また、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p>
その他	<p>(1) 今後の議論の進め方</p> <p>「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p> <p>具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに取り込み、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用 <ul style="list-style-type: none"> - インターネットライブ中継 - インターネットを利用した双方向討議 ・ 熟議の民主主義 <ul style="list-style-type: none"> - 時間制限なしの徹底討論

(2) 意見募集の在り方について

本意見募集については、「総務省殿のホームページにおいて意見募集のあるページが見つけづらい」、「意見書送付の方法が分かりづらい」、「集められた意見がどのように反映されるのかが不透明」等の意見がインターネット上でも寄せられています。

これらを踏まえ意見募集の在り方について、以下を提案させていただきます。

- ・ 一般個人も含め、広く意見募集を行っている以上、ホームページ上において、意見募集のあるページは誰からも分かりやすくするよう、トップページからの遷移をできるだけ少なくする
- ・ 意見書提出については、Wordや一太郎等にフォーマットを限定するのではなく、ツイッター等を含めた自由なフォームを認める
- ・ 集められた意見について、どのように政策に反映していくのか、意見募集開始の際に併せて公開する

以上

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社コミュニティネットワークセンター
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>私どもケーブルテレビ事業者は、いわゆる条件不利地域を含め、基盤整備を推進してきました。ケーブルテレビ網は、光ハイブリッド網であり、DOCSIS3.0により、FTTHに匹敵する技術が実現できております。</p> <p>ケーブルテレビでは、これまでも放送・通信サービスを活用し、地域と協働により医療、福祉、安全・安心、教育、防災など地域において多種多様な公共情報サービスを提供してきた実績のある、まさに「ICTによる地域主権」の担い手となりうる重要な存在です。</p> <p>不採算地域につきましては、新たな公的支援策のあり方を検討していただき、公正な競争ができる環境を整備いただきたいと考えております。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上(30%→100%)に関しましては、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に現状利用料金が半額になっても倍の利用率になることはないと思われる。 ・「豊富なコンテンツ」を私ども事業者とともに推進していただければ、1のように可能な限り利用率向上を図って行きたいと考えております。 ・利用料金の低廉化は、利用率向上により結果として低料金化を推進することができると考えます。 ・多種多様なネットワークから、利用者が自分のニーズにあったネットワークを自由に選択し、利用できることを確保するための議論が必要と考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	関西ブロードバンド株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大前提として、「光の道」で利用者を100%にするのであれば、<u>実際に光ファイバ網を利用している世帯とそれ以外の世帯を詳細に調査する必要がある。過疎地ではブロードバンド利用者は必ずしも正確に把握されていない</u> ・民間の投資では事業がまったく成立しないので、国から地方公共団体に各家庭への ONU 設置までも含めた投資コストを全額提供すべき <ul style="list-style-type: none"> ※ユニバーサル基金をIP電話にまで適用する「光の道」基本的方向性での提言には賛成。ただし、BB サービスからも徴収すべき。徴収方法はISPや回線事業者の課金金額に応じて事業者負担させる方法等を検討できないか？ ※特に未整備エリアを抱える自治体は財源的制約が厳しく、従来の1/3の国負担の交付方式では光ファイバ網の整備は非常に困難 ・「光の道」基本的方向性にあるように、整備した基盤はIRU方式や指定管理者方式等を活用し、自治体と自治体が選定した運営事業者委ねるべき ・重要なことは、この運営事業者が当該地域の会社であること。情報通信事業を地域で興すことは地域の産業連関効果による地域経済の活性化につながり、当該地域会社からの税収や地域内での雇用の拡大が見込める ・未整備地域では都心部に比べて利用促進が極めて困難であり、運営事業者がいかに地域に密着した活動を効率的に行おうとも経営効率は非常に悪い。国や地方自治体は運営事業者が加入率を高めるための営業活動や投資に対して支援施策を講じるべき ・利用料金は上限キャップを設けた従量制にして、上限キャップとして基本料金を1,000円程度にするなど、加入率が上がれば料金は低廉化できるはず。現在の料金体系は高すぎて、未整備地域の平均年収では払いきれない。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

【都心部では】

- ・都心部や既に光ファイバが導入されているような地域においては、NTT 東西のアクセス系光回線を分社化し、メタルを廃止して低廉な料金でアクセス系光ファイバが提供できるようにすればよい
- ・公正な自由競争は現在の未整備地域の一部も含めて多いに推進すべき

【過疎地では】

- ・未整備地域の中でも世帯数が極端に少ない過疎地においては、事業者間の公正競争以前の問題であり、運営事業者が1社だけしか存在しない場合でも事業が成立するかどうかの問題
- ・NTT の再編や組織形態を論じる以前に、過疎地では NTT がサービス面や加入率UPといった消費者向けの通信事業をしないほうがよい。**地域の経済循環を起こすことができる地域のための地域資本による通信事業者を立ち上げ、ICT 利活用までの営業活動をその地域会社に委ねるべき**
- ・NTT は、過疎地の事業者のコストが少しでも安くなるように、該当地域にある NTT 設備の利用や回線提供で相互接続の料金を引き下げる努力をするに留めるべき

上記主張で地域の情報通信事業会社を必要とする理由は下記の通り

- ①過疎地では低廉な料金になっても加入率は低いままである。地域の人たちがブロードバンド利用の必要性を感じていないことが最大の原因。次に料金が彼らの年収に合っていないことが原因
- ②納得を得るためにはリテラシーが一番重要であり、そのためには地域に密着した細かい営業活動が不可欠。地域に根差した情報通信会社が必要という最大の理由はそこにある
- ③料金的にも地域会社を設立するほうが良い。最大の理由としてNTT等の大手キャリアは人件費や管理コストが非常に大きく、過疎地の地域会社が設定する人件費コストとは大きな隔たりがあることが挙げられる。地域会社であれば損益分岐点が低く設定できるため必然的に通信サービス料金は低く設定できる。加入率UPに必要な価格の低減化でも地域会社に運営を委ねるほうが良い。
- ④当然、地域資本の地域会社の雇用は地域の人材であり、地域に法人税や事業税が還元されるため、大手キャリアの従業員を抱える必要もなく、利益や税を吸い上げられることもない。情報通信の会社を立ち上げるだけで相当な社会効用が地域に生じることは確実であり、さらにICTの利活用が進めば情報通信基盤のより大きな有効活用にもつながり、それが地域のさらなる雇用や経済効果につながることになる。
大手が吸い上げる構図は地域活性化にはつながらない。

--	--

「参考意見」

NTT 東西以外で、全国の過疎地と言えるブロードバンド基盤の未整備エリアにおいて高速ブロードバンドや超高速ブロードバンド提供の営業を行う、唯一の事業者が関西ブロードバンドです。過疎地ばかり見ている弊社ならではの意見を付記しますので、参考にとどめ置きください。

未整備エリアでも特に離島や直近に高速通信網が整備されたような取り残された地域では、利用者の数が少ない上に集落が広範囲に離散して人口密度が低く、加入促進営業を都会以上にかけたとしても加入率が上がりやすく、その成果を享受できにくい地域です。

約 10,000 世帯の過疎地域における初期投資とランニングコストについて、当社が知り得る事例にもとづきその概算を ADSL と FTTH を比較すると、大凡次のようになります。

【初期投資額】

ADSL : 300 百万円

FTTH : 3,500 百万円

【ランニングコスト（償却除く設備や通信費用のみ）】

ADSL : 3 百万円/月（NTT 局舎等コロケーション、上位回線等）

FTTH : 7 百万円/月（電柱共架、コロケーション、支障移転、上位回線等）

加入率は ADSL で 1 年頑張ると 15% 程度、FTTH で 20~30% をシミュレーションの根拠とするケースが多いですが、その程度の加入率では、一般的な ADSL や FTTH の料金（限界利益が ADSL で 2,200 円、FTTH で 3,000 円程度）からすると、上記のランニングコストを吸収して粗利をギリギリ確保するのが精いっぱいです。

従って、初期投資の償却負担をランニングコストの中に織り込むことは絶対的に不可能であり、上記のような地域の初期コストはすべて国や地方自治体の負担がなければ、事業が成立しません。

過疎地の実情を見ていただければわかると思いますが、2km 先に 3 件の民家があるところに光ファイバを持っていく、というビジネス感覚はなかなか持ち得ないでしょう。

過去、NTT も含めた大手キャリアが都会で多額の利益を上げているにも関わらず、過疎地には一切進出してこなかった実績をみれば、「都会で利益をあげて田舎は薄利で通信事業者としての役務を全うする」ことが夢物語であることは火を見るより明らかです。

もちろん、ADSL とは違って光ファイバ網については IP 電話や難視聴地域への TV 再送信等、投資さえできれば期待できる収益源も追加されますが、加入率が増えない限り、事業が成立しにくいことは明らかで、そのリスクを大手キャリアが負わないことは過去の実例により立証されています。

一般に加入率を上げるためには値段を下げればよいと言われますが、値段を下げたからといって加入率がすぐに上がるものではありません。過去、CATV 事業者が光ファイバ網の指定管理者として既に事業展開しているエリアでも加入率は低いままです。そういったエリアで彼らは都会の ADSL 並みの料金でサービスを提供しているケースもあります。また NTT が IRU 事業者として展開している地域では若干 B-FLETS よりも安い値段で提供していると聞いていますが、BB 加入率は非常に低いと聞いています。

総務省は、そのような実態に対して、事業者に直接確認すべきであり、過去の IRU 事業や指定管理者事業の結果を再確認すべきです。

加入率を上げるためには、価格を下げる以前に住民の理解とメリットを十分に説明し納得してもらうためのきめ細かい営業活動が過疎地では必要です。過疎地の利用者を上げる方策はマスマーケットの視点では捉えられません。その上で価格を下げればより一層の効果が出て、さらに加入者が増えるという良循環が生まれるでしょう。

田舎は世帯収入が極端に低いのです。年金だけが収入源の高齢者も多いのです。最終的な利用料金は 1,000 円程度が妥当であると弊社は現場の感覚で捉えています。しかもそれは従量課金であるべきであり、利用が少なければ 1,000 円以下でもよいぐらい、という感覚です。

「光の道」による新たなデジタル・デバイドを生まないためには、ユニバーサルサービスを含めた予算を国から地方自治体に割りあて、地方自治体の権限で地域の情報化事業（企業）を育み、地域主体の ICT 事業の推進が必要だと弊社は考えます。

このままでは、過疎地では「光の道」が成就できないどころか、利用率 100%という命題はデジタル・デバイド解消よりもさらにハードルが上がることになります。

なぜ地域では利用率があがらないのか？ 都会で競争している大手事業者にはわからない理屈があります。今回の意見書のご質問もどちらかと言えば都会だけを見ている人が投げかける質問になっているようです。都会だけを見て、大手だけの声に耳を傾けていれば、本当に ICT を浸透させるべき地域の声が聞こえなくなるのではないのでしょうか？

過疎地での情報通信事業を専業とする日本で唯一の事業者としての意見です。

本気で日本全国の「光の道」と利用率 100%を考えておられるのなら、是非ともご参考にしていただきたく存じます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	シーシーエヌ株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>私どもケーブルテレビ事業者は、いわゆる条件不利地域を含め、基盤整備を推進してきました。ケーブルテレビ網は、光ハイブリッド網であり、DOCSIS3.0により、FTTHに匹敵する技術が実現できております。</p> <p>ケーブルテレビでは、これまでも放送・通信サービスを活用し、地域と協働により医療、福祉、安全・安心、教育、防災など地域において多種多様な公共情報サービスを提供してきた実績のある、まさに「ICTによる地域主権」の担い手となりうる重要な存在です。</p> <p>不採算地域につきましては、新たな公的支援策のあり方を検討していただき、公正な競争ができる環境を整備いただきたいと考えております。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上(30%→100%)に関しましては、仮に現状利用料金が半額になっても倍の利用率になることはないと思われ、②の「豊富なコンテンツ」を私ども事業者とともに推進していただき、可能な限り利用率向上を図って行きたいと考えております。市民サービスの充実化を行政がICTの活用により進めることが、利用率の向上に繋がると考えます。</p> <p>また、利用料金の低廉化は、利用率向上により結果として低料金化を推進することができると考えます。</p> <p>また、多種多様なネットワークから、利用者が自分のニーズにあったネットワークを自由に選択し、利用できることを確保するための議論が必要と考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	イツツ・コミュニケーションズ株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、インフラを1方式(FTTH)のみに限定するのではなく、それぞれのエリア特性に応じたインフラを複数の選択肢の中から公正に選択することが重要と考えます。</p> <p>未整備エリアの中には、既にケーブルテレビ事業者がネットワークを整備しているエリアが多数存在します。これらのエリアの一部では既に超高速ブロードバンドサービスの提供されておりますし、提供されていない場合でも既存の設備のアップグレードにより超高速ブロードバンドサービスを提供することが可能となり、そのコストはFTTH網を整備することに比べ、安価となることは明らかです。</p> <p>又、未整備エリアの中でケーブルテレビ事業者のネットワークも整備されていない場合においても、近隣までケーブルテレビ事業者のネットワークが整備されている場合もあり、それぞれの地域特性を考慮し、多彩な選択肢の中から整備インフラを選択することができることこそ、利用者、地域のメリットと整備コストの低減を実現することができるものと確信します。</p> <p>実際の未整備エリアにおける基盤整備については、経済合理性を踏まえると、民間主導による整備は困難であると考えられるため、過去の実績、成功事例も鑑み、「公設民営」スキームを利用して、希望事業者による競争入札を実施することが望ましいと考えます。本方式を導入することにより、公正性の担保、導入・運用コストの低減、本当に当該地域の利益にかなうインフラの整備が実現されるものと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上の為に必要な要素として、インフラの利用料の低減は重要な要素のひとつではありますが、利用率の真の向上の為に、本来そのインフラ上で提供されるサービス・アプリケーション・コンテンツにこそ目を向けるべきと考えます。我々ケーブルテレビ事業者は創業以来、それぞれの地域に密着した存在として地域情報を提供し続けてきました。超高速ブロードバンドの整備にあたり、独占的事業者による1方式のみの整備が行われることになると、こういった地域情報を発信してきた事業者が事業継続に支障をきたす可能性もあり、地域の活性化に逆行する大きな問題となることを懸念します。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社ケーブルテレビ富山
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>・超高速ブロードバンド網、それも 100Mbps 超の光ファイバ網を今すぐ全国100%整備する理由が見当たらない。</p> <p>当社の属する富山県では、既に光ファイバと同軸ケーブルを組み合わせたケーブルテレビネットワーク(光・同軸ハイブリッド)により県内全世帯のブロードバンド化を達成しており、放送・電話・インターネットのいわゆるトリプルプレイ・サービスを提供し、高い普及率(ケーブルテレビ接続率約60%)を誇っている。</p> <p>今回の光の道構想では、光ファイバを引くと言っているだけで、利用者である市民や住民の方が何を欲しているのか、という視点がよく見えません。また、当県のような成功事例があるにもかかわらず、なぜケーブルのネットワークでは不十分で、新しくFTTH を引きなおす必要があるのか、きちんと議論されていないように感じています。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>・苦しいながらも、競争は必要。</p> <p>地域が活力をなくし、日本全体が元気を失っている今、地域に密着したサービスこそが、大切です。当社を含むケーブルテレビ事業者は、地域に生まれ、地域で住民の皆さんのために頑張ってきました。</p> <p>現在、大手の通信事業者など、手ごわい競争相手が迫っていますが、大資本の攻勢に打ち勝つには、小さいながらもフットワークを活かして、サービスの重要さを理解してもらうことが、ケーブルテレビの本道であり、加入してもらえる最短距離だと理解しています。今後とも、地域で頑張るケーブルテレビに温かい応援をお願いします。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	おりべネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>私どもケーブルテレビ事業者は、いわゆる条件不利地域を含め、基盤整備を推進してきました。ケーブルテレビ網は、光ハイブリッド網であり、DOCSIS3.0により、FTTHに匹敵する技術が実現できております。</p> <p>ケーブルテレビでは、これまでも放送・通信サービスを活用し、地域と協働により医療、福祉、安全・安心、教育、防災など地域において多種多様な公共情報サービスを提供してきた実績のある、まさに「ICTによる地域主権」の担い手となりうる重要な存在です。</p> <p>不採算地域につきましては、新たな公的支援策のあり方を検討していただき、公正な競争ができる環境を整備いただきたいと考えております。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上(30%→100%)に関しましては、仮に現状利用料金が半額になっても倍の利用率になることはないと思われ、②の「豊富なコンテンツ」を私ども事業者とともに推進していただき、可能な限り利用率向上を図って行きたいと考えております。また、利用料金の低廉化は、利用率向上により結果として低料金化を推進することができると考えます。</p> <p>また、多種多様なネットワークから、利用者が自分のニーズにあったネットワークを自由に選択し、利用できることを確保するための議論が必要と考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	日本電気株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)は、主に経済合理性の働かない地域であり、光ファイバを敷設するのに、加入あたりで極めて大きな費用が掛かるエリア(例えば山間の小集落や現在の電話の加入区域外)も含まれている。 ・このようなエリアは地上デジタル放送にも存在し、様々な対策を行いつつも最終的には難視聴対策として衛星の活用を決定している。 ・「光の道」構想では、国家目標として100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及するとあるが、経済合理性の働かないエリアにまで超高速ブロードバンド100%整備(FTTH)が必要なのか、その必要性の検証及び目的の明確化が必要ではないか。 ・その目的が超高速ブロードバンドを使ったユニバーサルアクセスの実現により、医療・教育・行政サービス等を届けることにあるならば、まずは整備負担を明らかにした上で国民が得られる利益とのバランスを考え、政治的に判断すべきである。 ・そして、政治判断として超高速ブロードバンド100%整備を目指すならば、経済合理性の働かないエリアへのインフラ整備は国や自治体が公的資金により行うべきである。 ・その技術的手段としては、全てをFTTHでカバーするのではなく、状況に応じてケーブル・BWAに加え衛星等による実現を検討していくべきである。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、超高速ブロードバンド(FTTH)は1800万回線の加入があるが、他のブロードバンド料金と大きな差はなくなってきている。 ・また、所得に関係なくその必要性を感じている利用者は超高速ブロードバンドを活用している。(H22年情報通信白書 P.162~P.163) ・つまり、超高速ブロードバンドの整備率が90%であるのに対して、利用率が30%と低迷している理由は、料金体系の問題ではなく、サービス内容に依存するのではないかと考えられる。 ・ゆえに、超高速ブロードバンドの利用率向上のためには、公共・民間・家庭等が率先して活用するような様々なアプリケーションを充実させ、利用を促進させる事が最も大切である。特に、遠隔医療・霞ヶ関クラウド・協働教育といった公共分野でのアプリケーションを官民連携で積極的に検討し、自ら先導的に活用していく事が大切である。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社アーツネットワーク
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。</p>	<p><A:10%を0%にする意味> 競争原理による低廉化を重視するのであれば、100%の普及率を目指すことは、矛盾する。 企業は、利益を下げるような市場に対しては、投資を行わない。残り10%のエリアは、密度が低く、利益の出ない市場である。その利益の出ない市場において、競争原理で普及率を向上させようしても意味がない。 市場を区別して、ユニバーサルサービスとしての提供が必要かどうかの議論が必要である。 ユニバーサルサービスとして必要であるならば、その実現の方法として、アクセス会社の組織・経営について、是非を議論すれば良い。 但し、それは、公正な競争が低廉化・サービス改善を生む、という理念とは、相容れないものであり、電気通信の自由化の歴史の総決算が前提となる。</p> <p><B:ユニバーサルサービスについて> 電話という用途について言えば、メタルか、IP 電話かは問題ではない。 利用者の求める機能を果たすサービスを提供できれば、基盤となる技術やシステムを区別する意味がない、複数のサービスを組み合わせ、最も効率的で低コストな実現方法を考えるべきである。 ブロードバンドにおいても、残り10%のエリアについては、光だけでなく、CATV やワイヤレスも含めて、もっとも低コストで実現できる方策を選択すべきである。</p> <p><C:NTT の組織論は、何の対策か> 基本的方向性レポートの中では、NTT の組織論は、利用率向上の項で取り上げられている。 しかし、NTT の組織論が、アクセス会社についてが議論の中心となるのであれば、それは、基盤整備の問題である。 2項の D でも詳しく述べるようが、NTT グループの分割によるサービスへの影響は、現在、大きな弊害が出ている。 他事業者との競争で言えば、十分なハンデキャップになっていると言えるが、むしろ、利用者・潜在的利用者にとって、導入・利活</p>

	<p>用への阻害要因となっている事実に向けなければならない。 守るべきは、非 NTT の事業者か、利用者たる国民か。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p><A:利用率の向上には、低廉な料金が最重要か> まず、利用率向上のためには、低廉な料金が重要と考えること自体が誤りである。 また、現在の料金は、既に、競争による低廉化は限界に近づいている。 電話以外の利用を希望しない者が、超高速ブロードバンドが、低料金になったからと言って、利用するだろうか？ 自動車に乗って出かける先がない人には、高速道路料金がいくら安くても、関係がない。 出かけた行き先・快適な車があつて初めて、道路の利用のニーズが生まれる。 インフラの構築を第一義に考えることは、不要な道路を造り続ける「箱モノ」 行政以外の何物でもない。 ① 未利用者が使いたくなるような用途開発 （アプリケーション、コンテンツ） ② 簡単な利用方法 ③ 簡単な利用開始手続き が重要である。</p> <p><B:利用率の向上は、通信事業者が推進役か> さて、用途開発や利活用方法についての推進役が、果たして、通信事業者であるべきか。 上述したように、インフラを整備すること以上に、用途開発や、利用者としての使いやすさ・導入しやすさがポイントである以上、その推進役は、もはや設備産業たる通信事業者ではない。 用途開発を行うサービスプロバイダーや、個別の潜在的利用者との接点を有する営業窓口である。 通信事業者がサービスプロバイダーとしての役割も兼ね備えることもあり得るが、設備産業である通信事業者だけに期待するのも誤りである。 この部分こそ、ベンチャーも含めた多数の企業が、顧客により受け入れられるサービスを、素早く、柔軟に、多様に創造できるよう、公正かつ活発な競争を促進するとともに、サービスプロバイダーや、顧客接点を持つ会社が、利用率向上を積極的に働き掛けられるような、支援・インセンティブこそ、必要と思われる。</p> <p><C:公的機関の利用率の向上は、先導的役割を果たすか> 行政等の公的機関への普及については、促進すべき項目ではあり、規制緩和は、有効であるが、一時的なカンフル剤に過ぎず、公的資金の投入等や通達等、政府の意志の反映のしやすさ</p>

から、重視されている感は否めない。
また、その利活用が、一般の未利用者(潜在的利用者)に、促進的な効果を及ぼすかと言えば、懐疑的にならざるを得ない。
一般の未利用者にどうしたら、使いたいと思ってもらえるかを最重要と考えるべきである。

<D:簡単な利用開始手続きとは何か>

現在、超高速ブロードバンドによるインターネットを利用しようとしたら、どういう手続きが必要か、タスクフォースのメンバーの方々は、自分で申込手続きをされたことがあるだろうか？

例として、法人で、東京～大阪の拠点間を、インターネットVPNで接続するケースを考えてみよう。

アクセスラインとして、フレッツ光を導入する場合、NTTが東西に分割されているため、各々の拠点を申込を、2つの会社(NTT東日本/西日本)にしなければ、全く別々にしなければならない。しかも、フレッツ光のプランの修理や金額も、同じような名称であっても、東西では異なることもある。

現地調査や開通工事日のスケジュール調整も、別々である。

ようやく、フレッツの開通が確定したら、今度はプロバイダの手配も別会社である。NTTグループのNTTコミュニケーションズであっても、原則は別契約である。料金も、他社部分は、参考価格程度にしか提示されない。

現在の日本で、NTTグループの各社が、各々どのような分担・役割で、どういうサービスを提供しているか、理解している一般人たちがどれくらいいるのだろうか？

今後利用率を上げて行く対象は、各社のサービス内容を自分分で調べて、比較して安いサービスを選択する層ではなく、老人も含めた、「詳しくない人」である。

このように、使いたいと思った人でも、どう申し込んで良いのかわからない状態が、利用率の向上を阻害している要因であることを忘れてはならない。

<E:FMC時代に、有線とワイヤレスは、別事業者がふさわしいか>

ワイヤレスのブロードバンドが、高速化・低廉化することで、普及率が上がる中、有線系との比較や組み合わせを、利用者自身が考えねばならない状況も、わかりにくさに拍車をかける結果となる。

FMC時代到来と言われる中、利用者が、意識することなく、シームレスに

いつでも・どこでも利用できる、「ユビキタス」の実現が必要で、事業者が細かく分かれていることが、好ましいとは思われない。

<F:リテラシーの向上策>

子供たちに対する、リテラシー教育は、かなり進んでおり、成果も出ていると言える。

	<p>老人等「詳しくない人」が、リテラシー面で、ディバイドされないように、パソコン教室利用への補助金、ICT を活用した介護サービス・設備に対する介護保険の適用や補助等も検討してはどうか？</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	名古屋商工会議所
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド基盤整備の残りの10%のエリアは比較的”人口密度”が小さく面積の大きなエリアだと想像されます。こういった圏域においてもブロードバンドサービスは、将来的に新たなサービスの登場とともに必要性が増してくると考えられますが、整備費用が大きいと思われる光回線にこだわるのではなく、無線方式なども含め、投資費用対効果が最も適切となる技術を選択すべきと考えます。 ・光や無線などをユニバーサルサービスとした場合に、新たなユニバーサルサービス基金の設置など、非受益者に対する過度な費用負担の発生が無いように考慮いただきたい。 ・光回線や無線を利用する場合、その機器に対し電力の供給が必要となります。このため、災害時などで停電が発生した場合は、利用することが不可能となります。これに対し、メタル回線であれば停電時にも利用が可能のため、ライフラインとして有用であると考えられます。非常時における通信手段が脆弱にならないよう「防災対策」や「停電対策に関する技術」も含め検討することが必要であると考えられます。 ・回線が全て光化された場合、メタルの技術しか持たない工事事業者の存亡が危惧されます。これら事業者に対し、光などの工事を行うに足る技術指導や工事用具整備のための補助などの救済措置も検討願いたいと考えます。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行で利用率が低いのは、アクセスラインの価格によるものではなく、有用なオンラインサービスやコンテンツが少ないためと考えられます。有用なコンテンツ等が適切な価格で提供されれば、おのずと利用率は上がるものであると考えられます。アクセスラインの整備は現状同様に民間事業者の正当な競争により、整備されることとし、国の施策としては、コンテンツビジネスの育成に注力されることが望ましいと考えます。 ・「グリーンICT」の実現に向けて、高品質な超高速のブロードバンド網を整備・保守する技術が不可欠と考えられます。この整備・保守部門は、ユニバーサルサービスを提供するいわば生命線であり、十分な実績や技術力を持つ事業者が行うことが望ましいと考えます。 ・アクセス部門会社設置の場合、方法によってはその資本力や収益力等の低下等を招き技術開発力の低下の恐れがあります。昨今では、新幹線技術の輸出などの動きもあり、技術の輸出は今後の日本の産業の重要な一面となることが予想されます。技

	<p>術輸出のできる産業としての育成等について十分論議した上で結論付けしていただきたいと考えます。</p>
--	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	東日本電信電話株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	別紙のとおり

「光の道」構想に関する当社意見

■はじめに

当社は、NTTグループの中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」に基づき、グループを挙げてブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と普及に取り組んできた結果、エリア・速度ともに世界最高水準を実現してきました。また、料金についても、諸外国と比較して低廉な水準となっています。加えて、技術・サービス開発や他企業とのコラボレーションにより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの創造に取り組んでいるところであり、今後もサービスの普及拡大に積極的に取り組んでいきます。

ICT政策タスクフォースは、グローバル時代におけるICT政策を包括的に議論する場であると認識しておりますが、これまでの検討状況を見る限り、アクセス、とりわけ光アクセス基盤の整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方を中心に議論が進められているものと見受けられます。

しかしながら、ブロードバンド全体のエリアカバー率は99%に達し、光ブロードバンドについても、既に90%の世帯でご利用いただける環境（需要に即応できる環境）が整備されてきている中で、ブロードバンド全体の世帯普及率は約65%（その半数は光ブロードバンドで提供）という状況を踏まえると、光を敷設すれば利用率が100%になるというものではなく、「光の道」の実現に向けて重点的に取り組むべきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の方々にご利用いただくために、ブロードバンドによりどのようなサービス等を実現するかということにあると考えます。

したがって、従来から申し上げてきたとおり、今後は、光アクセスの基盤整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方といった議論に終始するのではなく、パラダイムシフトが起こりつつあるICT市場の環境変化を踏まえ、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策は何か、そのために、アクセス事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たしていくことが必要かといったことを中心に議論・検討し、国をあげて取り組んでいくことが重要であると考えます。

1. 「光の道」の整備方法について

(1) 基盤整備（整備率90%→100%）について

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースが取りまとめた「「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－（2010年5月18日）」では、整備すべきイ

ンフラ水準として、「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及すべき」と整理されましたが、光(FTTH)は、「光の道」実現に向け整備すべきインフラとしての代表例であり、地理的条件や経済合理性の観点から、無線による方法もあると整理されています。

日本中で「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤」が必要かどうかという点については、ブロードバンドを用いてどのようなICT利活用を促進していくのかという議論とセットで検討する必要があると考えますが、その提供手段については、タスクフォースで取りまとめたとおり、不採算エリアの整備にあたっては、光だけでなく、CATVや無線を含めた検討が必要であると考えます。

また、光については、90%のエリアをカバーしていますが、今後さらに光でカバーしていくのであれば、これまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要であり、サービス提供にあたっては、NTTとして最大限努力していく考えです。

したがって、今後とも更なる公的支援による取り組みをお願いしたいと考えます。

(2)ブロードバンドの普及(利用率30%→100%)について

ブロードバンドの普及にはサービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、そのためには、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。

例えば、

- ①政府の場合、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育や医療等の分野において、ICTの利活用の促進に向け、省庁横断的に取り組み、(i)フューチャースクール等のICT利活用環境の構築に向けた予算の確保、(ii)エンドユーザのネット利用に対するインセンティブ付与(通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料割引等)といった政策を推進する、
- ②端末メーカの場合、アクセス事業者、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISPとも連携しながら、一層使いやすい端末を提供する、
- ③アクセス事業者、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISPの場合、競争を通じて、より魅力的なサービスを提供する、

等、ブロードバンドの普及促進に向け、それぞれがその役割を果たしていくことが必要であると考えます。

なお、現在の諸環境の下では、国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水

準となっており、このことはアクセスの環境のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っており、ICT利活用のさらなる推進が必要であると考えます。

当社としては、今後とも引き続き、ユーザニーズに沿ったブロードバンドサービスを積極的に提供し、世界最高水準のブロードバンド(エリアカバー、利用、速度)に更に磨きをかけ、使い易い料金でサービスを充実していき、普及率の向上に貢献していく考えです。

具体的なこれまでの実績と今後の取組みは次のとおりです。

①光サービスで、以下のとおり世界最高水準の速度と普及率(利用率)を実現してきました。

- ・光サービスを世界に先駆けて本格展開（フレッツ光は 2004 年度から 2009 年度に約10倍に成長）
- ・光の利用可能エリアは、設備競争を通じて全国の90%に拡大、DSLは約99%で利用可能
- ・インターネットに加えて、IP電話、映像サービス等を充実
- ・マンション内や室内の施工を容易にする光配線ケーブル等の研究開発・実用化を推進

今後はさらに、光サービスの更なる需要喚起に向けて、インターネット未利用・低利用ユーザの方々にも使い易い新たなサービス・料金を提供していく考えです。

②電子政府／教育／医療等のICT利活用について、従来から全国の自治体等での具体化に参画し、サービスの充実に貢献してきましたが、今後も教育分野でのクラウドサービス等により積極的にICT利活用に取り組んでいきます。

あわせて、病院や学校等のニーズに応じて、高速大容量化に取り組んでいきます。

③パソコン以外の端末(光LINKシリーズ)を拡充し、インターネット未利用層の開拓に取り組むとともに、ネット安全教室の開催により利用者のICTリテラシー向上に取り組んできましたが、今後も裾野の拡大に取り組んでいくとともに、アフターフォローのサポート体制を強化していきます。

④ゲーム機、電子書籍、ネットブック等、多様化する無線端末に対応し、宅内、外出先でシームレスなブロードバンド環境を実現可能な「光ポータブル」の提供を開始しましたが、今後もこうした宅内／宅外でのシームレスなブロードバンドサービスを提供していきます。

(3)「光の道」についての基本的な考え方

日本中で高速ブロードバンドを利用できる環境にしていくとする「光の道」実現に向け、当社としては、コアネットワークのIP化と光サービスの利用拡大に取り組んでいく考えです。

コアネットワークについては、設備の寿命を考慮しつつ、IP網に一本化(PSTNマイグレーション)することで、IPベースのサービスに柔軟に対応していくとともに、ネットワークコストの削減に努めていく考えです。

なお、現行のIP技術のサービスでは提供していない機能・サービス(公衆電話、ISDN、IGS交換機の機能等)の扱いについて、概括的展望を今秋公表する予定です。

また、アクセスの光化については、前述のとおり、サービスの創造や「フューチャースクール」をはじめとする学校、病院及び公共機関等におけるICT利活用の促進に取り組む、光アクセスを活用したサービスの需要を喚起して、光の利用率向上を図っていく考えです。

2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

こうした中で、当社は、これまでも、光サービスを世界に先駆けて本格展開し、全国の90%超のエリアに利用可能エリアを拡大するなど、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更にドライブをかけるためには、パラダイムシフトが起こりつつある情報通信市場の変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換すべきであると考えます。

また、インフラ整備は設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済的な政策であると考えます。

さらに、設備のオープン化は既に世界で最も進展しており、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロードバンド等との競争環境を激変させるものであることから、実施すべきでないと考えます。

なお、機能分離や構造分離は、時間とコストがかかることから、ブロードバンドの普及をかえって阻害するものであり、ユーザ利便、イノベーション・投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値等の観点からも課題が多く、取るべき選択肢ではないと考えます。

また、アクセス回線会社の分離は、上記に加え、これまで当社と設備競争をしてきた電力系やCATV事業者の事業運営にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、取るべき選択肢ではないと考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	西日本電信電話株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	別紙のとおり
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	別紙のとおり

「光の道」構想に関する当社意見

■はじめに

当社は、NTTグループの中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」に基づき、グループを挙げてブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と普及に取り組んできた結果、エリア・速度ともに世界最高水準を実現してきました。また、料金についても、諸外国と比較して低廉な水準となっています。加えて、技術・サービス開発や他企業とのコラボレーションにより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの創造に取り組んでいるところであり、今後もサービスの普及拡大に積極的に取り組んでいきます。

ICT政策タスクフォースは、グローバル時代におけるICT政策を包括的に議論する場であると認識しておりますが、これまでの検討状況を見る限り、アクセス、とりわけ光アクセス基盤の整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方を中心に議論が進められているものと見受けられます。

しかしながら、ブロードバンド全体のエリアカバー率は99%に達し、光ブロードバンドについても、既に90%の世帯でご利用いただける環境(需要に即応できる環境)が整備されてきている中で、ブロードバンド全体の利用率は約65%(その半数は光ブロードバンドで提供)という状況を踏まえると、光を敷設すれば利用率が100%になるというのではなく、「光の道」の実現に向けて重点的に取り組むべきことは、未だブロードバンドを利用していない35%の方々にご利用いただくために、ブロードバンドによりどのようなサービス等を実現するかということにあると考えます。

したがって、従来から申し上げてきたとおり、今後は、光アクセスの基盤整備や競争政策、NTTの経営形態の在り方といった議論に終始するのではなく、パラダイムシフトが起こりつつあるICT市場の環境変化を踏まえ、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策は何か、そのために、アクセス事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たしていくことが必要かといったことを中心に議論・検討し、国をあげて取り組んでいくことが重要であると考えます。

1. 「光の道」の整備方法について

(1) 基盤整備(整備率90%→100%)について

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースが取りまとめた「「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－(2010年5月18日)」では、整備すべきインフラ水準として、「100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及すべき」と整理されましたが、光(FTTH)は、「光の道」実現に向け整備すべきインフラとしての代表例であり、地理的条件や経済合理性の観点から、無線による方法もあると整理されています。

日本中で「100 Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤」が必要かどうかという点については、ブロードバンドを用いてどのようなICT利活用を促進していくのかという議論とセットで検討する必要があると考えますが、その提供手段については、タスクフォースで取りまとめたとおり、不採算エリアの整備にあたっては、光だけでなく、CATVや無線を含めた検討が必要であると考えます。

また、光については、全国で90%のエリアをカバーしていますが、今後さらに光でカバーしていくのであれば、これまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要であり、サービス提供にあたっては、NTTとして最大限努力していく考えです。

したがって、今後とも更なる公的支援による取り組みをお願いしたいと考えます。

(2) ブロードバンドの普及(光の利用率30%→100%)について

ブロードバンドの普及にはサービスの充実と使い易い端末・料金が重要であり、そのためには、アクセス事業者をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、それぞれの役割を果たしていくことが必要であると考えます。

例えば、

- ①政府の場合、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育や医療等の分野において、ICTの利活用の促進に向け、省庁横断的に取り組み、(i)フューチャースクール等のICT利活用環境の構築に向けた予算の確保、(ii)エンドユーザのネット利用に対するインセンティブ付与(通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料割引等)といった政策を推進する、
- ②端末メーカの場合、アクセス事業者、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISPとも連携しながら、一層使いやすい端末を提供する、
- ③アクセス事業者、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISPの場合、競争を通じて、より魅力的なサービスを提供する、

等、ブロードバンドの普及促進に向け、それぞれがその役割を果たしていくことが必要であると考えます。

なお、現在の諸環境の下では、国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水準となっており、このことはアクセスの環境のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っており、ICT利活用のさらなる推進が必要であると考えます。

当社としては、今後とも引き続き、ユーザニーズに沿ったブロードバンドサービスを積極的に提供し、世界最高水準のブロードバンド(エリアカバー、利用、速度)に更に磨きをかけ、使い易いサービスを充実していき、普及率の向上に貢献していく考えです。

具体的なこれまでの実績と今後の取組みは次のとおりです。

①光サービスで、以下のとおり世界最高水準の速度と普及率(利用率)を実現してきました。

- ・光サービスを世界に先駆けて本格展開（フレッツ光は 2004 年度から 2009 年度に約 10 倍に成長）

- ・光の利用可能エリアは、設備競争を通じて全国の90%に拡大、DSLは約99%で利用可能

- ・インターネットに加えて、IP電話、映像サービス等を充実

- ・マンション内や室内の施工を容易にする光配線ケーブル等の研究開発・実用化を推進

今後は、光サービスの更なる需要喚起に向けて、インターネット未利用・低利用ユーザの方々にも使い易い新たなサービスを提供していく考えです。

②電子政府／教育／医療等のICT利活用について、従来から全国の自治体等での具体化に参画し、サービスの充実に貢献してきましたが、今後も教育分野でのクラウドサービス等により積極的にICT利活用に取り組んでいきます。

あわせて、病院や学校等のニーズに応じて、高速大容量化に取り組んでいきます。

③パソコン以外の端末(光 LINKシリーズ)を拡充し、インターネット未利用層の開拓に取り組むとともに、ネット安全教室の開催により利用者のICTリテラシー向上に取り組んできましたが、今後も裾野の拡大に取り組んでいくとともに、アフターフォローのサポート体制を強化していきます。

④屋内、屋外でのシームレスなブロードバンド環境を実現可能とし、ゲーム機、電子書籍、ネットブック等多様化する無線端末への対応ニーズに応えられるよう、屋内だけでなく、屋外に持ち出しても無線LANが利用可能なモバイルルータを用いたサービスの提供に向けて検討していきます。

(3) 「光の道」についての基本的な考え方

日本中で高速ブロードバンドを利用できる環境にしていくとする「光の道」実現に向け、当社としては、コアネットワークのIP化と光サービスの利用拡大に取り組んでいく考えです。

コアネットワークについては、設備の寿命を考慮しつつ、IP網に一本化(PSTNマイグレーション)することで、IPベースのサービスに柔軟に対応していくとともに、ネットワークコストの削減に努めていく考えです。

なお、現行のIP技術のサービスでは提供していない機能・サービス(公衆電話、ISDN、IGS交換機の機能等)の扱いについては、概括的展望を今秋公表する予定です。

また、アクセスの光化については、前述のとおり、サービスの創造やフューチャースクールをはじめとする学校、病院及び公共機関等におけるICT利活用の促進に取り組み、光アクセスを活用したサービスの需要を喚起して、光の利用率向上を図っていく考えです。

2. 「光の道」実現のための競争政策の在り方について

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。

特に、西日本のFTTH・CATVブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・CATV事業者が熾烈な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで53%、府県別では最小で36%（平成22年3月末）、FTTH市場での競争が激しい関西の2府4県では、京都を除く1府4県でシェア50%を下回る状況になっています。

こうした中で、当社は、これまでも、光サービスを世界に先駆けて本格展開し、全国の90%のエリアに利用可能エリアを拡大するなど、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更にドライブをかけるためには、パラダイムシフトが起こりつつある情報通信市場の変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換すべきであると考えます。

また、インフラ整備は、採算エリアは設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済的な政策であると考えます。

さらに、設備のオープン化は既に世界で最も進展しており、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロードバンド等との競争環境を激変させるものであることから、実施すべきでないと考えます。

なお、機能分離や構造分離は、時間とコストがかかることから、ブロードバンドの普及をかえって阻害するものであり、ユーザ利便、イノベーション・投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値等の観点からも課題が多く、取るべき選択肢ではないと考えます。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
意見項目	意見内容
	<p>◆はじめに : 議論の再整理が必要</p> <p>現在、我が国におけるネットワークの高度化については、当初の目標であった2010年までの(通常の)ブロードバンド全国整備について、既に一定の目途が立ったところです。</p> <p>これをさらに推し進め、超高速ブロードバンドネットワークの早期全国整備等を内容とする「光の道構想」の推進を図ることについては、我が国の国際競争力の強化、我が国経済社会、とりわけ地域の活性化に資するといった目的から基本的に望ましいと考え、ケーブルテレビ事業者としても積極的に貢献したいと考えていますが、同構想の推進については、中核的な論点のいくつかに関し、残念ながらこれまで十分かつ細心の議論が尽くされてきたとは言い難い状況にあります。</p> <p>「光の道構想」が、種々の混乱の中で「結論ありき」で実施に移されるのではなく、今後広く国民消費者等の理解を得ながら、整備と利活用の好循環を形成しつつ、我が国の実態に即した健全な形で展開されていくためには、今般の意見募集の対象となった点を含め、改めて議論を整理し、広く関係者間で共通の認識を確保することが必要と考えます。</p>
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>◆未整備エリアにおける基盤整備の在り方について</p> <p>① 「10%」エリアの精査</p> <p>NTT東西の未整備エリアである約「10%」の中には、ケーブルテレビ事業者が自らリスクを取り、既にネットワーク基盤を整備しているエリアが存在し、これらのエリアで既に0ABJ 電話や30Mbps を超える超高速インターネット接続サービスの提供がなされているケースが少なからず存在します。また、地方自治体が自ら光ファイバ網等を整備し、IRU方式でケーブルテレビ事業者等に運営させている事例も多数見られるところです。</p> <p>さらには、FTTHが整備されていない地域でも、ケーブルテレビ施設が敷設されていたり、また近隣までケーブルテレビ事業者のネットワークが敷設されていたりする場合には、これをアップグレードすることで、比較的低コストで超高速ブロードバンド網を整備することも可能となっています。</p> <p>このような地域については、新たに一からアクセス網の整備を行う必要がない可能性があり、超高速ブロードバンド網整備の前提として、こうした「未整備地域」の正確な把握、及び今後の整備対象範囲の明確化を行うことが不可欠と考えます。</p> <p>② 競争中立的な基盤整備</p> <p>下記2の「事業者間の公正競争」のテーマにも通じる点ですが、未整備地域、条件不利地域であっても、特定の一者による基盤</p>

の独占的な整備を前提として認める(強いる)ことは、同者のコスト低減意欲、投資インセンティブや技術革新の体化意欲への影響等、いずれの点からみても適当でないと考えます。

これらの不利益を国民消費者にもたらさないためには、ネットワーク基盤の整備・運営意欲を有する事業者に対し、等しく参入機会を与えることが重要です。また、民間のみでは投資意欲がわきにくい条件不利地域等においても、地方自治体等の公的主体がネットワーク基盤を整備し、運営する者を公平な条件で募集する、いわゆるIRU方式などの競争中立的な基盤整備・運営が望ましいと考えます。

③ 多様なネットワーク利用環境

未整備エリアの基盤整備の検討に当たっては、原則として国民消費者、利用者が自由にネットワークを選択できる環境を確保し、利便性の向上を図る観点から、FTTH だけを前提とするのではなく、ケーブルテレビのネットワーク(光同軸ハイブリッド方式:HFC)や無線ブロードバンドなど、多彩な選択肢を検討すべきと考えます。

なお、「超高速ブロードバンドサービス」の定義については、2010年5月18日付の『『光の道』構想実現に向けて -基本的方向性-』の2-(1)項では、“2015年「光の道」実現に向け、(中略)100Mbps以上の超高速ブロードバンド基盤を整備・普及すべきと考えられる”とあります。

一方、同じく5月18日付の基本的方向性2-(2)項において、“現時点で想定される大容量アプリケーションが求める水準”は30Mbpsと明示されており、かつ2010年3月29日付の「参考資料(「光の道」構想実現のための論点メモ関係)」においても、超高速ブロードバンドの定義として30Mbps以上とされていること等を考え合わせると、目標としての100Mbpsは堅持しつつも、当面の整備にあたってのインフラの設計数値を30Mbps以上とし、将来の技術革新、コスト低下、利活用の進展状況などに応じて、段階的に100Mbpsへ移行していくことが、もっとも現実的、かつ低コストでの構想実現を可能とするものと考えます。【注】

④ マイグレーション問題について

いわゆる「アナログ電話ネットワークのマイグレーション」の問題については、現行ではNTTの意向に依拠する部分が大ですが、ケーブルテレビ事業者も不採算地域において電話サービスを展開している例が多々あるところ、音声(電話)サービスを含めた家庭へのブロードバンドアクセス網整備事業者の一つとして、必要な貢献を行っていく用意があります。なお、その際のユニバーサルサービスの在り方を含めた関連制度設計については、別途慎重なご検討が必要と考えます。

【注】ケーブルテレビのネットワーク上では、米ケーブルラボの最新規格である DOCSIS3.0 規格の技術を利用すれば、下り最高 160Mbps クラスの超高速ブロードバンドサービスの提供が可能となっており、

	<p>一部の先進的事業者では既に同規格を利用したサービスを国内で提供開始しており、実績もある。</p> <p>一方、従来の主力であったDOCSIS2.0規格ベースでは、最高速度は30～40Mbps程度である。DOCSIS2.0規格から3.0規格に移行するには、センター設備の更新が必要となることに加え、エンドユーザ宅内に設置するケーブルモデムも2.0規格のものと比べて高価な3.0規格のモデムに変更する必要がある。</p> <p>現時点で2.0規格のサービスを提供しているエリアについては、当面は現行のサービスにて超高速ブロードバンドサービスが提供されているものと見做し、将来3.0規格の製品が安価となった時点で3.0規格を導入すれば、利用者の実質的利便性を損なうことなく、中長期的なコストを圧縮しつつ、超高速ブロードバンドサービスを広く提供することができることになる。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>◆設備競争の確保は、利活用促進の生命線</p> <p>近畿地域における事例を紐解くまでもなく、これまでも複数の事業者が複数のネットワークインフラを整備し、設備競争を実施してきたことにより、サービス提供エリアの拡大、低廉な価格の実現、サービス品質の向上等を果たしてきたことは明らかであり、公正な競争原理が健全に機能することが、結果として利用者の利便性の向上、投資コストの低減、市場の拡大及び効率化努力等を通じた事業者の収益性の向上に繋がってきたといえます。</p> <p>このようなことから、少なくとも超高速ブロードバンド網を整備する主体を、現在一つの案として検討されているような、独占的な事業者一社に限定する案では、上述のような競争によるメリットを放棄するだけでなく、ネットワーク利用料の高止まりやサービス・保守運用の水準劣化、ネットワーク技術革新の停滞等の弊害をもたらし、ひいては利活用の低下につながる恐れが極めて高いといえます。</p> <p>いずれにしても、多様な者による多様なネットワークの整備と利活用、そしてこれらの者・網間の公正な競争こそが、国民消費者の利便性向上に最も資するものと考えます。</p> <p>◆利活用促進とケーブルテレビの特性</p> <p>超高速ブロードバンド網の利活用の促進は、利用者の直接的な利便性向上は無論のこと、需要と供給の好循環の形成を通じて安定的かつ持続可能なネットワーク基盤の運営を可能とする上でも、非常に重要な意味合いを有しています。</p> <p>利用率の向上、利活用の促進のためには、上述した低廉なネットワーク利用料金の実現が欠かせませんが、それ以上に、地域住民や国民消費者の生活ニーズに根ざした、真に魅力的なサービスが提供されることが必要です。また、ブロードバンド利用者のリテラシーの向上も重要です。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、これまで地方自治体や地域コミュニ</p>

ティ、地元産業等と連携し、ケーブルネットワークを活用して、医療・福祉・教育・産業等の分野における地域に密着した各種の先導的なICTサービス提供に向けて取り組んできました。(別紙1参照)

なお、当、社団法人日本ケーブル連盟では、本年7月より、「『地域力』検討特別委員会」を創設し、これまで以上に「地域」との連携、密着を意識した取り組みを進めるべく、検討を開始したところです。(別紙2参照)

超高速ブロードバンドの利用率向上には、全国的な目線の「メガサービス」だけでなく、こうした地域と密接に連動したサービスこそが求められるのは間違いないでしょう。仮に、今後の超高速ブロードバンドのネットワーク基盤整備を独占的な一事業体に限定した場合、現在ケーブルテレビ事業者が果たしているような、地域に連動した、地域に根差したサービスが後退し、利用率の低迷につながる可能性があることを大いに懸念します。

◆NTTの経営形態問題について

NTTの経営形態問題は、一義的には、①ボトルネック設備の大半を所有する支配的事業者であるNTTグループ(東西)の設備をいかに公平かつ同等な条件で利用させるかという問題や、②こうした支配的事業者がグループ内の関連するネットワーク事業者やサービス事業者と垂直・水平統合して事業展開を行うことが適切かどうかという問題に端を発していると理解しています。

ケーブルテレビ事業者としては、NTTグループが今後圧倒的な市場シェア等を利用して不適正な事業運営を行う可能性が高まるような経営形態のオプションが選択されることのないよう要望するとともに、将来的に何らかの定期的な市場構造のモニタリングや必要があれば是正策が講じられる仕組み等が必要と考えます。

なお、NTTを唯一の超高速ブロードバンド事業者とし、ケーブルテレビなど他のブロードバンドネットワーク整備事業者を排除する案には、先述のように経営形態の議論の本質からして、また競争を促進する観点から様々な弊害が想定されるため、明確に反対いたします。

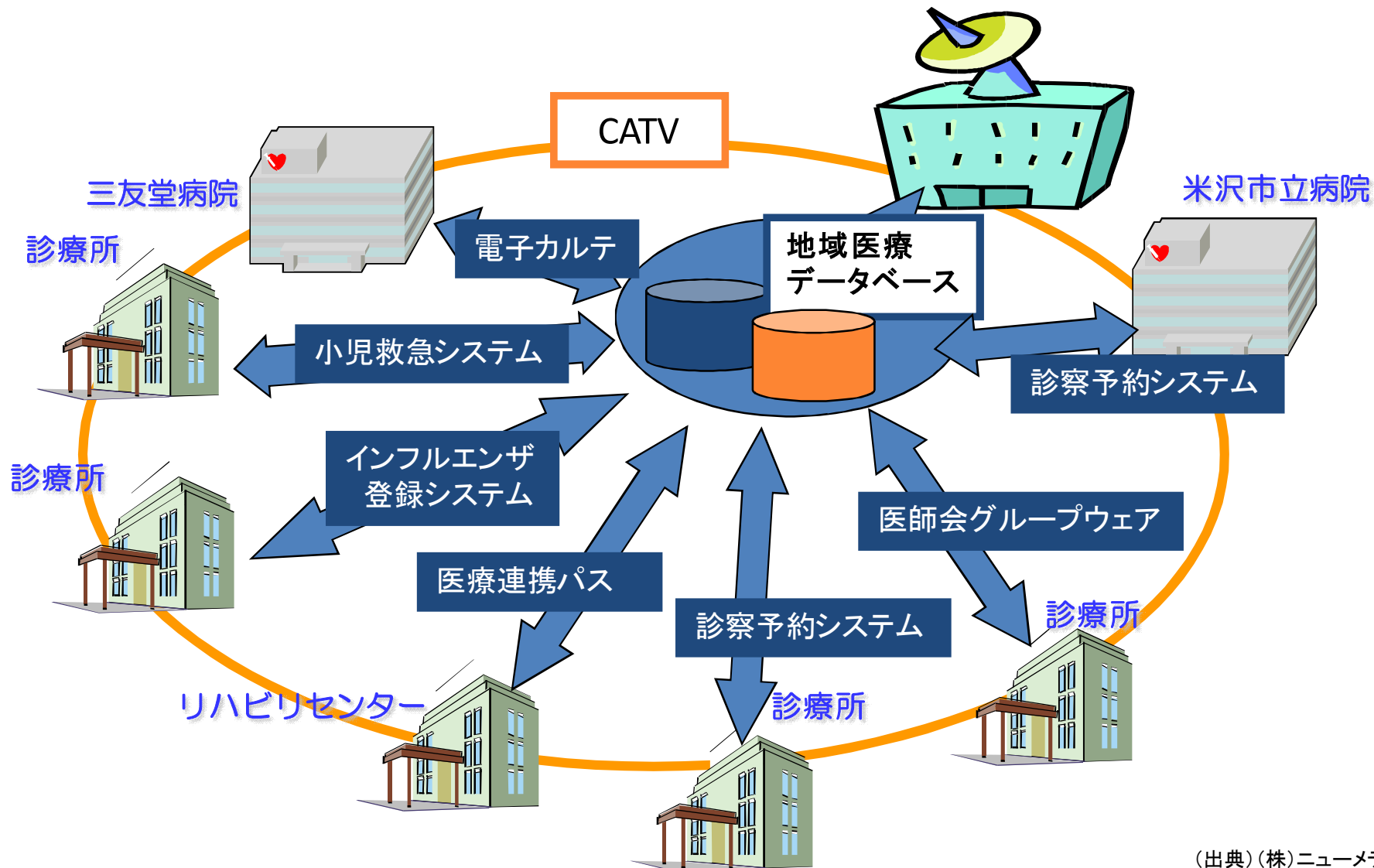


「光の道」構想に関する意見募集 別紙1

2010年8月16日

社団法人日本ケーブルテレビ連盟

- 米沢市内に張り巡らされたCATV網をイントラネット構築に活用し、約60の医療機関をVPNで接続。
- 今後、Wimaxを活用することで、在宅診療等地域医療データベースの活用範囲を広げる予定。



- 監視カメラを要所に整備し、ケーブルテレビ網を通じて情報を収集するとともに、自治体から情報提供を受ける。
- 緊急災害が発生した場合は、それら情報を自社チャンネルで24時間リアルタイムに提供する。



各種映像情報
ケーブルテレビ網



ケーブル局

現在のカメラ整備状況
道路要所：5箇所
鉄道要所：1箇所
河川要所：8箇所 等



- ケーブルテレビの特定のチャンネルを視聴することで、自動的にデータ放送が起動、「緊急連絡」・「安否確認」・「服薬支援」・「通院・受信支援」が行われる。
- 「安否確認」では、特定のチャンネルを視聴した時間を、登録した家族へ自動でメールで連絡する。

■緊急連絡(医療情報の連携)

県立須坂病院とかかりつけ医院が連携して患者さんの医療情報を共有し緊急時に備えます。



■安否確認

須高ケーブルテレビで「すこうチャンネル」を見ると、登録したご家族やご近所の方、最大3人までにメールが送信され、今日も元気である事が伝わります。

毎日が安心



独居高齢者や、在宅医療受診者の医療情報をケーブルテレビで提供します

■服薬支援

テレビ画面で、次にお薬を飲む時間や、飲むお薬の内容を確認できます。また、現在飲んでいるお薬の情報が別の薬局や診療所に行っても分かります。



■通院・受診支援

テレビ画面で、掛かりつけ医や訪問看護ステーションの通院、訪問予定日を確認できます。



地上
押して
12



長野県自主放送ネットワークID(12チャンネル)でデータ放送が自動的に起動します。



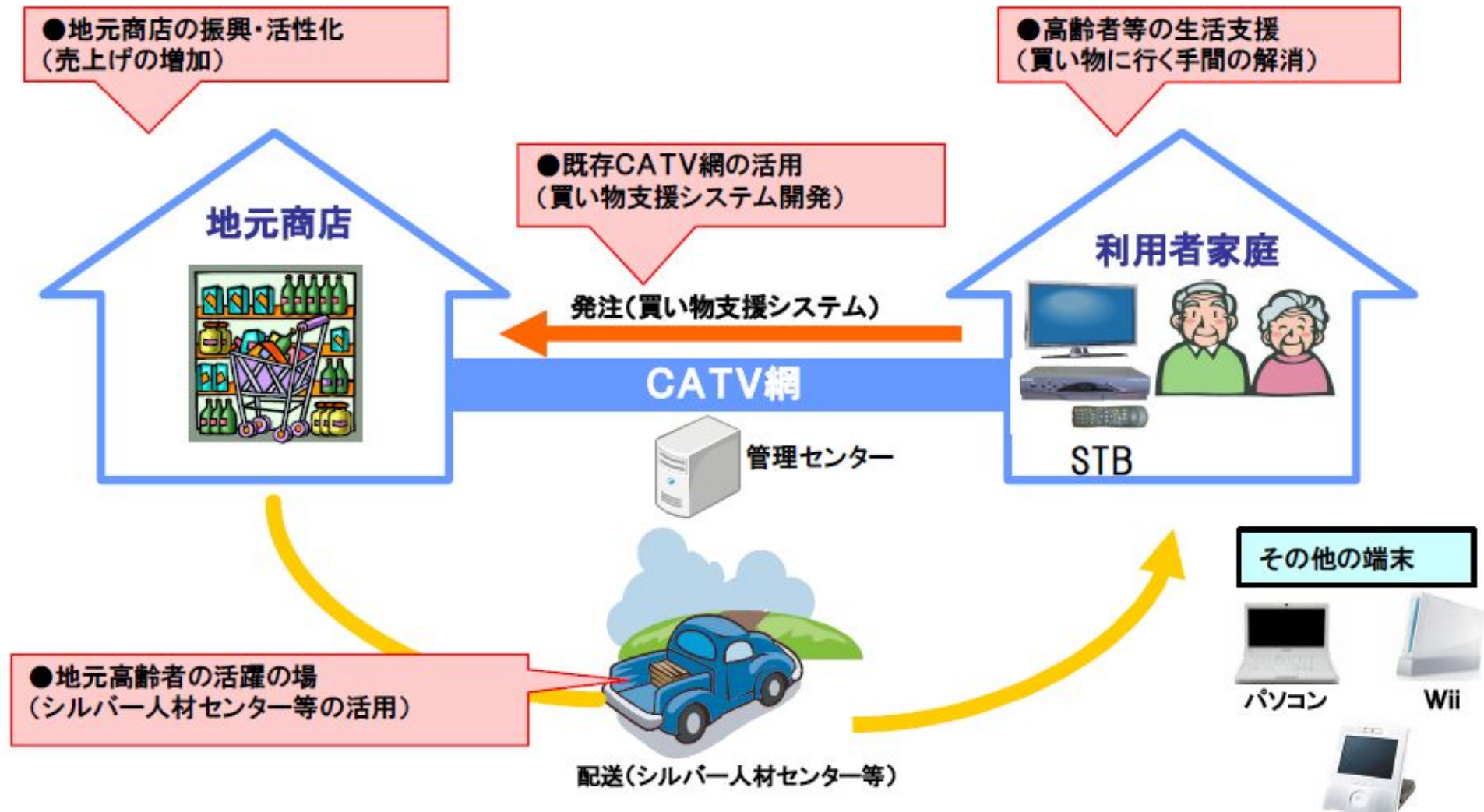
登録した家族へ安否メール発信

PPP!



「安否メール: 実家のご両親は〇時〇分にテレビをご覧になりました。」

- ケーブルテレビ網を活用し、高齢者等が簡便に買い物出来るアプリケーションを提供。
- 同時に、地元高齢者による配送を通じ、高齢者の雇用の場を創造。





NEWS RELEASE

2010年7月22日

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

「地域力」検討特別委員会の創設について

～外部の有識者も交えた戦略会議として、ケーブルテレビの真の強みを追求～

社団法人日本ケーブルテレビ連盟(理事長 西條 温、東京都品川区。以下 本連盟)は、2010年7月23日に「『地域力』検討特別委員会」(以下 本委員会)を創設し、同日、第1回会合を実施します。

ケーブルテレビ業界は、世帯カバー率90%に至り、加入世帯は2,400万世帯に達するなど、この十数年、比較的順調に発展して参りましたが、2011年7月に迫った地上波放送の完全デジタル化や、通信事業者によるIPTVサービスの本格化、新たなBS放送の開始、モバイル・ブロードバンドの高速化など、その事業環境は大きな変化の局面を迎えています。そうした中、本委員会は、ケーブルテレビ本来の特色とされる「地域密着性」や「地域力」を切り口として、広くケーブルテレビ業界の将来的な発展に資する方策について検討するための戦略会議として創設されました。

本会議で議論されることが想定される主なテーマは以下の通りです。

- 業界全体の認知度の向上
- 情報メディアを取り巻く環境の激変への対応
- ケーブルインフラの新たな利活用と新サービスの検討
- IPTVとの本格的な競争への対策
- 無線サービス技術等の進展への対応
- 「光の道構想」等への対応
- 地域コンテンツの充実
- 地域課題の解決に果たすケーブルテレビの役割 など

本委員会の委員長には、奥村博信 本連盟副理事長、(株)コミュニティネットワークセンター代表取締役社長が就任し、委員には本連盟の各支部と一般社団法人日本ケーブルラボからの代表14名その他、外部の有識者として東京大学名誉教授の齊藤忠夫先生を代表として6名からなる特別委員にも就任頂き、広く業界内外の英知を結集して検討を進めて参ります。

詳細は別紙、開催要綱(案)を参照ください。

～本件に関するお問合せは下記までお願い致します～
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 <http://www.catv-jcta.jp>
地平(じひら)、山本(学) TEL:03-3490-2022 e-mail: renmei@catv.or.jp

「地域力」検討特別委員会 開催要綱 (案)

1 背景・目的

ケーブルテレビは、地域の総合的・公共的な情報通信ネットワークとして、全国各地域で先行的に加入者系のブロードバンド・アクセス網を構築し、住民に対し多チャンネル放送や高速インターネット等のサービスを提供し、近年順調に発展してきたところ。

現在ケーブルテレビは、2011年7月に迫った地上デジタル放送への完全移行を目指し精力的に事業運営を行っているところであるが、他方で、いわゆる「地デジ後」、「ポスト地デジ」の時代を見据えた際、新たなBS放送の開始、通信事業者のIPTVサービスの本格化、モバイル・ブロードバンドの高速化等を始めとする、様々な競争的事業環境の変化の局面を迎えており、少子高齢化や地域再生といった社会的な課題解決への要請等とも相まって、これらの状況変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが強く求められている。

また、政策面でも、総務省の「光の道構想」を始めとする我が国の重要なICT・情報通信関連施策について、業界としての適切な対応が急務となっている。

以上のようなことから、今般、(社)日本ケーブルテレビ連盟(以下「連盟」という。)に「『地域力』検討特別委員会」を設置し、2009年3月に策定された「ケーブルテレビ業界の中期的戦略」の趣旨なども踏まえつつ、ケーブルテレビ本来の特色とされる「地域密着性」や「地域力」を切り口として、地域社会・利用者の利便性向上に資する我が国のICT・情報通信社会の在り方、及びケーブルテレビ業界の将来的な発展に資するための方策について検討するものである。

2 名称

本会の名称は「『地域力』検討特別委員会」とする。

3 検討事項

本会は、以下の事項について検討する。

- (1) ケーブルテレビを取り巻く事業環境と環境変化について
- (2) ケーブルテレビ事業の特性と「地域力」について
- (3) 地域コミュニティとICT、ケーブルテレビの理想的関係について
- (4) 政策動向、技術・サービス動向、関連市場動向について
- (5) ケーブルテレビ事業の将来的な方向性と対応方策について
- (6) その他

4 構成・運営

- (1) 本委員会は、連盟に設置する。
- (2) 本委員会の委員及び委員長は、別紙のとおりとする。
- (3) 本委員会に、委員のほか、専門的知見を有する特別委員を置く。

特別委員は、別紙のとおりとする。

- (4) 本委員会の委員長は、本委員会を招集し、主宰する。
- (5) 委員長は、本委員会の下に、必要に応じて作業部会(WG)を設置することができる。
- (6) 委員長は、作業部会の主査を指名することができる。
主査は、委員長の委任に基づき、作業部会を統括する。
- (7) 委員長は、必要があるときは、連盟外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) 本会の資料、審議内容は原則としれ連盟外部には非公開とする。
ただし、委員長が認めるときは、この限りでない。
- (9) 委員長は、上記のほか、本会の運営に必要な事項を定める。

5 開催予定

本委員会は、2010年7月から8回程度の開催を予定する。

6 庶務・調査

本委員会の庶務は、連盟事務局が行う。

別紙 委員長、委員、及び特別委員 (順不同、敬称略)

委員長

奥村 博信 (株)コミュニティネットワークセンター 代表取締役社長
(社)日本ケーブルテレビ連盟副理事長

特別委員

代表 齊藤 忠夫 東京大学名誉教授
音 好宏 上智大学 文学部 新聞学科 教授
北 俊一 (株)野村総合研究所 情報・通信コンサルティング部
上席コンサルタント
清原 慶子 三鷹市長
黒川 和美 法政大学大学院 政策創造研究科 教授
中田 郷 みずほコーポレート銀行 産業調査部 情報通信チーム 調査役

委員

伊東 肇 (株)帯広シティーケーブル 常務取締役
大久保 利之 (株)ニューメディア 常務取締役 総務部長
鈴木 豊士 入間ケーブルテレビ(株) 取締役 副社長
高橋 邦昌 (株)ジュピターテレコム 理事 営業推進本部長
山添 亮介 ジャパンケーブルネット(株) 代表取締役副社長
山平 時広 イッツ・コミュニケーションズ(株) 取締役執行役員 技術統括
技術・ソリューション本部長 事業戦略室長
丸山 康熙 須高ケーブルテレビ(株) 代表取締役社長
松波 孝之 (株)ケーブルテレビ富山 代表取締役社長
川瀬 隆介 (株)キャッチネットワーク 代表取締役社長
佐野 正 (株)ベイ・コミュニケーションズ 代表取締役社長
坂本 万明 (株)倉敷ケーブルテレビ 取締役副社長
大橋 弘明 (株)ハートネットワーク 代表取締役
佐藤 英生 大分ケーブルテレコム(株)
松本 修一 一般社団法人 日本ケーブルラボ 専務理事

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	意見項目1についてですが、地域活性化および経済発展のため、超高速ブロードバンド基盤整備は必要であると考えますし、そのようなエリアに国費を充当することは仕方がないことだと思います。 ただし、整備した後の利活用を地方自治体に任せるのではなく、整備したから新しい行政サービスが受けられるとか、整備した価値が見えるところまで踏み込んでこそ施策だと考えます。 「作ったから後は知らない」では、あまりにもお粗末ですし、税金の無駄使いだと思います。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	私たちは農作業で暮らしている夫婦です。 私たちの村では電力会社が光のサービスを行っていますが、使い方も良く判らずNTTみたいにアフタサービスも良くありません。なので、インターネットも使うこともなく、もっぱら携帯電話で孫の顔を見えています。 残エリアを整備すると言っても、私たちがこういう状況ですから「全世帯へ提供する」必要性はないと思いますが、時間をかけて議論願いたい。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	利用率の向上については、公正競争と言いながらも、企業は利益優先なので、私たちの村ではあまり期待しないところです。 それよりもNTTの組織形態について堅持をお願いしたい立場で競争よりも困ったときのアフタサービスが重要です。 NTTも組織変わっているとのことですが、競争による組織形態を優先するのではなく、いざと言う時の利便性はしっかりと担保して頂けないでしょうか？

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>未整備エリアについては、ユーザー負担になってはいけない。また光でなくとも、光と無線の組み合わせ、ADLS等、技術面でカバーすべきで、高額の設定投資をしてまでも、整備をすべきではない。</p> <p>むしろ今後の国際競争に負けない技術開発に投資を向けるべきである。</p> <p>我々、高齢者にとっては超高速ブロードバンドでなくとも、インターネット、メール等の利用は十分であり、企業、行政、病院等、主要な事業所に的を絞って対応を図ってはどうかと考えます。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<p>法律の規制を、放送も通信も一緒にするとともに、利用側も色んな規制緩和を図り、あらゆる分野で自由に使用されることを願う。</p> <p>また国内での価格競争に終始するのではなく、ハード面、ソフト面を含め、設備とこれを有効に利用活用する部門を分割するのではなく、一体となって国際競争に打ち勝つ、体制を整えるべきである。</p> <p>クラウドコンピューティングの導入等により、新たな利用方法、新たな事業での活用が期待できるので、利用率の向上は経済、社会の変革とともに必然的に利用率が向上するものと考えられる。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 私の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光の道100%化については、日本の輝ける未来のために国家大計として行うべき。アプリケーションがないからインフラをつくってもしょうがないという考え方もあるが、原則として全世界に存在するインフラができれば、それに合わせたアプリケーションが、特に国民すべてに対して平等でないとなかなか新たな取り組みができない、政府や教育、保険対象医療関連で多く出てきて、国家のレベルが飛躍的に伸びるはず。 ・ 何らかの事業を行う際、以下の点については、当該事業主が「競争状態に置かれている民間企業」の方が「独占民間企業あるいは官制会社」よりも圧倒的に優れる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該事業を低コストで運営し、低料金で提供する能力。 2) たゆまない創意工夫、コスト削減を続けるインセンティブ。 ・ 光の道100%化を実現した結果、国民の料金の直接負担が、現在のそれよりも増すことはあってはならない。 ・ メタルと光を両方保有・維持し、徐々にニーズに応じて光に巻き取っていくよりも、ニーズは無視して一気に半ば強制的に光に置き換えた方が、工事立会い等における国民の負担は一時的に増すとしても、少なくともコスト的には有利である。 ・ 目先の料金の低廉化にばかり目を奪われて、通信インフラ産業のイノベーションを制限した場合、中長期的にはかえってビットレート当たりの料金は高くなる。 <p>2. 10%エリアでの超高速ブロードバンド基盤の是非について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)については、基本的考え方でも述べたとおり、日本の輝ける未来のために、全エリアで超高速ブ、ロードバンド基盤を整備すべき。 <p>3. 整備の際の費用負担、事業主体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10%エリアについて、費用負担を全くせずとも整備が可能で且つ1,400円でサービス提供できるという説もあるようだが、ここではそれは不可であり(理由は利用率30%の向上の項目で後述)何らかの費用負担を行政等が行わないとエリア化できないとの前提で、費用負担方法と事業主体を考える。 ・ 10%エリアを整備する場合、整備に必要なイニシャルコスト負担と、整備後に必要なランニングコスト負担を考慮する必要があるが、前者についてはこれまでもさまざまな角度から検討

	<p>され採用されてきた自治体整備によるIRU方式が実績もあることから最も良いものとする。</p> <p>またその際の事業主体については、官製会社を立ち上げて行う案と、既存の民間会社を活用する案があるが、自治体が整備した光設備をいくらで借りるかについて複数の民間企業で入札を行うことにより、市場競争原理が働くことから、民間会社を活用して競争入札とすることが良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後者のランニングコストについては、IRU方式でいくらで自治体から借りられるかとのセット議論となる。(現在の光サービスの提供にあたっては、通信事業者に対してランニングコストの補助金は出していないため、その分IRUで借り受ける料金を低めにしないと赤字となる構造。) <p>もし加入電話等で採用されているユニバーサル基金制度を光サービスにも導入することができれば、結果的にIRUで自治体が貸し出す料金はある程度高くとも、民間企業はそれを借りるインセンティブが生じる。その結果、自治体の負担は低くて済み、10%の整備も進みやすく且つ将来負担も軽減される。</p> <p>したがって、10%の未整備エリアについては、IRU方式で自治体が整備した光ファイバを、ユニバーサル基金制度が適用されるとの条件のもと、民間企業が競争入札で借り受けてサービス提供することが望ましい。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>1. 論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間の公正競争の一層の活性化については、事業主体の論点と、当街事業主体に何を保有・運営させるかという二つの論点がある。以下、その2点について述べる。 <p>2. 事業主体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体については、これまでタスクフォースにおいては、「NTT東西からのアクセス分離方式(資本分離)」「NTT東西からのアクセス分離方式(機能分離)」「NTT東西はそのままとし、補助金等によって自治体が光ファイバ網等の整備を行い、それをNTT東西等の通信事業者に貸し出すIRU方式」が議論されてきた。 ・ まず、私は以下の理由から、アクセス分離方式(資本分離)に反対する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) アクセス分離(資本分離)をして且つメタルを光に一気に置き換えれば、国民負担はゼロで、一世帯当り月額 1,400 円で光を使った電話サービスを享受できるとの説があるが、以下の理由から非現実的であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 現時点において民間企業同士が熾烈な光の設備競争を行っている関西エリアにおいて、月額 1,400 円でのサービス提供は行われていない。 <p>民間企業同士が自由競争を行っている市場においては、カルテルといった状況にない限り、政府が介入する</p>

よりも、低廉で優れたサービスが提供されることは自明の理であり国民負担ゼロでの1,400円での提供はあり得ない。

イ) 競争企業的一方であるケイオプティコムは、保有する設備の大半が光ファイバで、メタルの維持費はかかっていない企業であり、このことから、政府が介入してアクセス分離を行いメタルを一気に光に置き換えたからといって、到底1,400円で提供できるとは考えられない。

2) したがって、仮にサービス会社がユーザに対して1,400円で提供するに相応しい御料金をアクセス会社に義務づけたとすれば、当街アクセス会社は赤字になり、将来的には必ず政府の支援が必要となり国民負担が発生すること。

3) 政府が何らかの支援をアクセス会社のみに行うことは、これまで行われてきた光市場における自由競争が妨げられ、当該アクセス会社はコスト削減努力を今よりも怠り、ひいては国民の費用負担が増えることとなること。

・ 次に私は以下の理由から、NTT東西をそのままとする案に反対する。

1) 上述したように、メタルを一気に光に置き換えたとしても現在の電話の基本料金相当でサービス提供できないとすれば、原則として全世帯において極力低廉な料金で超高速バンドを整備する方策は以下の2つとなる。

ア) 原則全世帯において、現在の電話料金よりも割高な月額使用料を支払う。但し、一定所得水準以下の世帯に対しては国による補助金での負担等を行う。

イ) 一定額を国が負担し、各世帯は現在の電話料金と同等の月額使用料を支払う。

なお、上記案のいずれの場合も国の負担金支払いは、直接ユーザに行う方法と通信事業者に行う方法がある。

2) この時、実際には圧倒的なインフラを持つNTT東西が卸サービスを提供することとなると思われるが、国が補助金を支出するとなれば、透明性の高い卸料金とする必要性が、今よりもっと高くなる。

3) しかしながら、現在のNTT東西における接続会計は、人件費やそれに付随する物件費について按分されているものが多く、必ずしも実際に卸業務にかかっているコストが正しく反映されているとはいえないと思われる。

4) したがって、この制度をとり続ける限り、他事業者や総務省から未来永劫猜疑心で見られ続けることになり、NTT東西は自主的経営を行うことができない。

5) また総務相が発言しているように、民営化してから20年以上も経つにも関わらず、相も変わらず特殊会社法に縛られているというのも、特殊会社の社員にとっては不幸な話であるし、国民にとっても新たなサービスをNTT東西が開発しにくいという状況は打破した方が良い。

・ 以上のことから、結論として私は持株会社のもとでアクセス分離を行う機能分離を推奨する。また、その際サービス会社として残るNTT東西は、NTT法から除外すべきである。(NTT法で定められているユニバーサルサービス提供義務については、携帯電話会社も含めた議論が必要)

3. アクセス会社が保有・運営する設備について

・ 本来であればこのテーマを先に語らずして前項の事業主体の論議はできないはずではあるが、これまでのタスクフォースでの議論の進行上、こうした順番の方が理解が得られやすいと考えた。説明の順番についてはご容赦願いたい。

・ アクセス会社が保有・運営する設備については、「光とメタル両方 or 光のみ」という議論と光において「OSUも持つ or OSUは持たない」という2つの論点がある。

・ 前者については、一気に置き換えるにせよ、一時的に両方の資産が存在することと実際の置き換え工事がメタルの撤去と光の新設が同時に行われるとすれば同一の会社が保有している方がスムーズに行くと思われる。

・ 後者については、これまでのタスクフォースにおけるアクセス分離案の検討においては、OSUも含めて持つ、ことが前提となっているようであるが、これについては以下の理由から反対し、OSUは持たずに光ファイバとスプリッタのみを持つことを推奨する。

1) OSUは電気信号と光信号を置換する装置であるが、この装置において光のどの周波数帯域をどのように利用するのかといった伝送効率上、非常に重要な機能を司っている、

2) このため、例えば伝送効率をアップして実効上の伝送速度を早めたり、従来の光の利用帯域を変更して新たにTV伝送をRF方式で行うための帯域を確保したりといったイノベーションに際しては、このOSU及び対向するONUが非常に重要な役割を担う。

3) こうしたイノベーションは、直接サービスをユーザに提供しているサービス会社が競争しながらユーザーニーズを把握したり先行投資しながら切磋琢磨して行うことが、もっとも活性化される。

なお、余談ではあるが、光信号は電話局を出た後、スプリッタで8分岐して各家庭に届き、ONUで電気信号に戻しているわけだが、スプリッタで8分岐した後の信号はすべて同じであることに留意すべきである。すなわち、スプリッタはプリズムのような光の帯域を8色に分けているわけではなく、凸レンズの様なものを使って同じ信号を8つに分散していると考えた方が良い。このため、アクセス会社が8分岐した光ファイバの一本ずつを複数の通信事業者に貸し出し、心ない通信事業者が参画してきた場合、その光ファイバを共用する他の通信事業者のユーザの情報が漏れる可能性があることに留意すべきである。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社二葉通販
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させること自体を目的にされていますが、大事なのは、ブロードバンドの利活用により、人々の生活が、どれくらい便利になり、どれくらい豊かになるかだと思います。ブロードバンド利活用により、人々の生活を、より便利でより豊かなものにするためには、行政サービスや医療サービス等、日常生活に密着した分野で、ブロードバンドが生活必需品になるような環境整備を進め、それを世の中に知らしめていくことこそ、国が最も優先すべき重要な課題であると考えます。</p> <p>企業や住宅に引き込まれている電話回線を100%光ファイバ回線に置き換えることで、何かが生まれる訳ではありません。ブロードバンドで実現できることが変わらなければ、光ファイバ回線に置き換えても何も変わらないと思います。それどころか、光ファイバ回線への置き換えを無理に進めようとする、かえって社会的コストが嵩むことにもなりかねません。</p> <p>例えば、私どもは、企業向けに電話機販売等を行っていますが、私どもが販売活動を行っている企業において、光ファイバ回線によるブロードバンド利用は確かに増えているものの、電話機を収容している回線自体は、まだまだ電話回線が多い状況にあります。回線部分だけでコストを比較すると、何本もの電話回線を1本の光ファイバ回線に集約することで、コストメリットが生じる場合は多いのですが、ビジネスホンに収容される電話回線を光ファイバ回線に切り替えようとする、装置を増設等するために相当規模の工事が必要になりますし、機種によっては、ビジネスホンのシステムを丸ごと変えなくてはならなくなるケースもあるため、リース契約残存期間、システム老朽化状況、切り替えタイミング次第では、光ファイバ回線に切り替えることでコスト増になるケースがあります。だからこそ、私どもでは、お客様ニーズや状況</p>

	<p>等をお伺いし、お客様にとって、より適切なタイミングで、光ファイバ回線への切り替え等を進めて頂くよう、提案させて頂いているところですが。</p> <p>「光の道」構想の議論を進めるにあたっては、通信事業者が提供する回線部分ばかりに注目するのではなく、光ファイバ回線への置き換えを進めることによって、端末機器、社会システム、通信事業者以外の事業者のビジネスモデル等に、どのような影響が生じるのかについても、慎重に見極めて頂きたいと思っております。</p>
--	--

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社宇式通信システム
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>当社は、大正12年の創業以来、主に静岡県下において、大手企業だけでなく中小企業のお客様を対象に、ビジネスホンやPBXなどのネットワーク関連のIT機器の導入・構築・運用サポートをお手伝いさせて頂いてきました。地域に密着して事業展開し、様々な規模の企業のお客様の声が直接的に耳に入ってきている立場から、今回の「光の道構想」について意見を申し述べさせて頂きます。</p> <p>今回の「光の道構想」は、2015年までに、既存のメタル回線の100%を光ファイバ回線に置き換えることを前提に、その実現のため、どのような政策を講じていくかという点に焦点が当てられています。ところが、そもそも僅か4年という短い期間で、全てのお客様の全回線を光ファイバ回線に置き換えることは、本当に必要なことなのでしょうか。</p> <p>メタル回線を光ファイバ回線に置き換えるといっても、単にNTTなどの通信事業者の回線設備を更新すれば済む話ではありません。</p> <p>例えば、企業のお客様がビジネスホンを利用されている場合、ビジネスホンを光ファイバ回線に対応可能とするためのユニットを新たに搭載する必要がありますし、そのためには相当規模の工事が必要です。ご利用頂いている機種によっては、ユニットを新たに搭載するだけでは対応できず、ビジネスホンのシステム自体を全面更改しなければならない場合もあるのです。</p> <p>当社としても、ブロードバンドの普及拡大を図るという基本的な方向性は賛成ですが、僅か4年で、光ファイバ回線に対応するためにビジネスホンの更改等を強いることになるような政策、即ち、お客様の限られたIT投資の枠を特定分野に振り向けるような強いるような政策に賛成することはできません。</p> <p>本当に光ファイバ回線化を促したいのであれば、まずは、ビジネスホンの更改等に要する費用の助成等、お客様の判断を後押しするようなインセンティブを設けて頂くことが先決ではないかと考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>（この項目は上記の意見内容と重複するため、ここでは記載しません。）</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>政府主導の行政サービス、学校LANの整備、電子カルテ・遠隔医療等のICT化による豊かな国民生活実現については理解するところであるが、ブロードバンド基盤整備の完全光化が絶対条件とは言い難いところである。</p> <p>現に、2009年OECDデータによる諸外国のブロードバンド普及率高順位国の回線種別は、必ずしも光ファイバが高比率ではない。(ICT利活用が最も高い韓国では光回線49%、DSL20%、その他31%と多様なブロードバンド基盤により実現されている。)</p> <p>したがって、ブロードバンドサービスを提供するための手段である基盤整備については、地方自治体が行うICTによる行政サービス等の導入とセットでサービスに見合った、光、無線、メタル等多様なブロードバンド基盤による、IRU方式等国策として行うことも一つの方向であると考えます。</p> <p>しかしながら、「光の道」構想では、ブロードバンド基盤が整備されている90%の世帯での利用率は30%超に止まっていると述べられている。</p> <p>利用率が30%超に止まっているのは、ICTの活用が民間主導である各種エンターテイメント等が主導になっているが、キラーコンテンツに欠けていること及びコンテンツ個々が受益者負担のため、特定の人々の利用に止まることになり利用率が足踏み状態にあると考えます。</p> <p>したがって、ブロードバンド基盤のエリアを拡げるよりも、むしろ、高齢化・少子化社会がいつそう加速化するわが国においては、年齢層を超え幅広く、大勢の「豊かな国民生活実現」を図るには、強力な政府指導による電子政府、教育、医療等のICT化促進が先に重要と考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の</p>	<p>総務省が平成21年8月11日に公表した、電気通信サービスの内外価格差に関する2008年度の調査結果によると「ブロードバンド(DSL及びFTTH)料金は、おおむね平均的な水準又は低廉な水準にあります」と記述されており、利用率の低迷とは直接リンクしていないと考えられる。</p> <p>むしろ、利用率の低迷は、キラーコンテンツの不足、特定利用層に止まる民間主導によるサービス・コンテンツが現状ブロードバンドサービスの主体であり、幅広い国民へICT化の享受が可</p>

<p>在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>能な、行政サービスのICT化の遅れ等が主な原因と考えることから、政府主導でのICT化促進に重心を置くべきかと考える。</p> <p>NTT組織形態の在り方については、公正競争確保の視点に加えて、事業者間競争の在り方、ネットワークの品質・信頼性確保（通信の品質・セキュリティ、災害復旧など）、の対応等を含めて広範な議論・検討が必要であると考ええる。</p> <p>特に、技術革新のテンポが急速である情報通信分野においては、国内競争の視点のみでなく、将来を見据えた研究開発分野を含めた国際競争力の視点での議論は欠かせないと考ええる。</p> <p>また、サービスと設備はトラヒック、効率性等不可分のものであり、分離して運営することなど考えられず、無理に分離することは、日本の国際競争力を衰退させる要因になりかねない。</p>
---------------------------------	---

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	団体
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>利用があるか無いかを考えずに、整備率を100%にすることを急ぐ必要は無いと考える。環境整備の前に使いたくなるような仕組みを用意し、ブロードバンドの申し込みがあった際に速やかに提供できる体制とするのが先決ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・携帯電話の利用は広まっており、電話・インターネット等と融合してきている。不自由を感じていない。・特定分野(教育・医療等)に特化して進めていけば良いと思う。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	<ul style="list-style-type: none">・料金は、一定のレベルに低廉化しており、特に高いとは思わない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	団体
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>全国民がブロードバンドをすぐに利用できる環境も大切だとは思いますが、それほど急ぐ必要はないと考える。ブロードバンドの申し込みがあった都度、速やかに提供できる体制とするのが先決ではないか。</p> <p>今の電話のように光電話をユニバーサルサービスに組み込むのは慎重な検討が必要と思う。現状では、携帯電話のほうがユニバーサルサービスに近い存在に思える。</p> <p>基盤整備にあたっては、競争状態の都市部はともかく、これから整備すべき山間部などでは事業者と国、自治体などが連携して取り組むことが必要ではないか。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	グリーンシティケーブルテレビ株式会社
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>私どものインフラは、光を多用したハイブリッド網であり、FTTH並みのDOCSIS3.0を使用しています。</p> <p>これらの仕組みの上で、すでに地域と安全・安心、教育、防災など多種多様な情報サービスを行政とともに提供してきた実績があります。そのことは「ICTによる地域主権」の担い手となりうると考えています。</p> <p>不採算地域につきましては、新たな公的支援策のあり方を検討していただき、ケーブルテレビ局を含め公正な競争ができる環境を整備いただきたいと考えております。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>利用率向上(30%→100%)に関しましては、仮に現状利用料金が半分になっても倍の利用率になることはないと思われ、②の「豊富なコンテンツ」を私ども事業者とともに推進していただき、可能な限り利用率向上を図って行きたいと考えております。また、利用料金の低廉化は、利用率向上によって結果として低料金化を推進することができると考えます。また、多種多様なネットワークから、利用者が自分のニーズにあったネットワークを自由に選択し、利用できることを確保するための議論が必要と考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	私の住んでいる町も、何年か前にADSLが利用出来るようになった。更に光が必要かが分らない。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTTを分離したり、分割すれば低廉な料金で利用可能になるという理由が分らない。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	国民等しく共有すべき事項である以上未整備エリアの解消に努めるべきであり、早期実現に向うべきものである。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適切と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	超高速ブロード・バンド化はいわば国家事業に並ぶものであり、国家と事業者間のインフラ整備の応分の負担と、合せて、ユーザーに於ては当然低廉な料金で、利用できることは望ましい。又 NTT の組織於ては、公正を期す意味で、分社化すべき方向で、世論が動くように思います。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	ひまわりネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	超高速ブロードバンドの定義について、アップリンク 100Mbps は、検討が必要と考えます。
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	NTT再編は、進めていく方向で十分な検討をお願いしたい。

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	たなか小児科医院
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療現場において、ICT活用が十分行われるような制度整備等を優先することが必要だと思います。たとえば中核病院・診療所間の画像および診療データの相互共有など。 ・地域医療の推進という観点から、超高速ブロードバンドの整備を行う議論より、その利活用促進策の検討、充実が先だと思います。たとえば中央での医学会・学術講習会に地方で画像を介して参加するなど。 ・利活用促進が進めば、自ずと光の需要が喚起され、それに伴い自然に光のサービスエリアは拡大されるものと考えます。
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・光の利活用を妨げる各種規制の見直し、利用率向上に向けた一番の課題だと考えます。 ・同時に公共機関や通信事業者による需要創出に向けた取組みも必要であり、投資や商品開発といった行動を阻害しない為にも、事業者の弱体化に繋がる考え方には疑問を感じます。